

干支紀年法 其一

上に溯りて歳星の位置を推歩し、これによりて年を紀せんと試みたる人は、必ずや將來に向つても同じ紀年法を應用せんと企てたに相違なからう。殊に前節(一)の如くに戰國時代の人が正しく十二年一周と信じて歳星紀年法を用ひたりとすれば、歳の名は十二年毎に循環し、結局は十二支紀年法若しくは干支紀年法に歸着すべきであらうが、黄道の一周年を十二支に配當せるは既に久しき以前より(恐らくは春秋の初期頃より)のことなるに、不幸にも十二支の配當は東より西へ廻り、歳星の運行とは正反對なるが故に、十二の歳名と十二支とは首尾相轉倒することゝなり、十二支紀年法の制定に際しては少なからざる混雜を免れなかつたであらうと想像されるのである。

是故に若し戰國時代より秦漢に亘りて、紀年法の變遷を研究することが出来たならば、紀年法の發達其者も興味ある問題であると共に、それに關聯して前節の(A)若しくは(B)の問題に對しても有力なる材料を提供し得るであらう。

論述の便宜上、種々の紀年法を次の如くに定義する

(い) 歳星紀年法 直接に歳星所在の次を指示する方法。例へば歳在壽星、歳在大火と云ふが如し。

(ろ) 歳陰、太陰若しくは太歳紀年法 歳星の運行は、天に於ける十二支の配當(十二辰)とは正反對なるが故に、其不便を避くるために、歳星と相應じて正反對の方向に進行する假想的指標を設定し、これを歳陰、太陰若しくは太歳と名け、この假想指標の位置によりて年を紀する方法。例へば歳陰寅に在る歳、太歳寅に在る歳と云ふが如し。斯くすれば歳の順序は十二支の順序を追ふことゝなる

(は) 十二支紀年法、干支紀年法 歳星の運行と關係を絶ち、十二支又は六十干支の順序に數ふる紀年法。例へば現行の干支紀年法の如きもの

右の中、(ろ)の紀年法に於て、歳星の運行を以て正しく十二年一周と信じて實行せる間は、無超辰、歳陰紀年法にて、實質に於て(は)の紀年法と同様のものとなるべく、又歳星の運行を以て百四十四年超辰と信じて實行せる間は、太歳、干支も亦百四十四年毎に一超辰をなす筈にて、超辰的太歳紀年法と云ふべきである。

歳陰と太陰とは同一物であるが、太歳も亦同一物なりや否やは議論の存する所である。(一)錢大昕の説によれば、共に歳星の運行に反對して廻る假想指標ではあるが同一物ではない、太歳は常に歳陰より二辰だけ後れて行く指標である、と云ふので、この説によれば歳陰紀年法と太歳紀年法とを區別しなければならぬが、予はこの説を採らない。當初は三者共に同一物であつた筈と思ふ。錢大昕の説は、畢竟太初元年の歳名を説明せんがために提出した説であつて、従來の説に對して確に一步を進めた見解ではあるが、まだ頗る不徹底を免れない。太初元年の歳名問題は、干支紀年法の發達を論ずるに當つての中心問題である。も少し根本的に論じなければならぬ。

紀年法及び歳名に關し、次の如き記事は、當時の人の下したる定義とも見るべきものである。我々は先づこれを議論の土臺に置かなければならぬ。

(に) 爾雅釋天

歳陽。太歳在甲曰闕逢。在乙曰旃蒙。在丙曰柔兆。在丁曰強圉。在戊曰著雍。在己曰屠維。在庚曰上章。在辛曰重光。在壬曰玄黓。在癸曰昭陽。

歳名。太歳在寅曰攝提格。在卯曰單闕。在辰曰執徐。在巳曰大荒落。在午曰敦牂。在未曰協洽。在申曰涪灘。在酉曰作噩。在戌曰閹茂。在亥曰大淵獻。在子曰困敦。在亥曰赤奮若。

(ほ) 淮南子天文訓

太陰在寅。名曰攝提格。其雄爲歳星。舍斗牽牛。以十一月與之晨出東方。東井與鬼爲對。太陰在卯。歳名曰單闕。歳星舍須女虛危。以十二月與之晨出東方。柳七星張爲對下略

(へ) 史記天官書

以攝提格歳。歳陰左行在寅。歳星右轉居丑。正月與斗牽牛。晨出東方。名曰監德中略。單闕歳。歳陰在卯。星居子。以二月與婺女虛危晨出。曰降入下略

(ど) 前漢書天文志

太歳在寅。曰攝提格。歳星正月晨出東方。石氏曰名監德。在斗牽牛。失次杓。早水晚旱。甘氏在建星婺女。太初歷在營室東壁。在卯曰單闕。二月出。石氏曰名降入。在婺女虛危。甘氏在虛危。失次杓有水災。太初在奎婁中略。在子曰

歳星の記事によりて左傳國語の製作年代と干支紀年法の發達とを論ず

困敦十一月出。石氏曰名天宗。在氏房始。甘氏同。太初在建星牽牛中略甘氏太初歷所以不同者。以星贏縮在前。各錄後所見也。

干支紀年法 其二

戰國時代より秦漢に亘りて、實際に行はれたる紀年法の證據となるべき歲名の記録の今日まで傳はれるものは甚だ少ない。僅に太初元年秦の八年の歲名等二三に過ぎないが、この極めて少數の材料と雖も、これによりて當時の紀年法の變遷を窺ふことが出来る。

(一) 太初元年の歲名は古來未決の問題である。現行の干支紀年法により溯りて太初元年を推せば丁丑であるが、漢書律歷志によれば丙子であり、史記歷書によれば甲寅である。

(イ) 史記歷書 十一月甲子朔旦冬至已詹。其更以七年爲太初元年。年名馮逢攝提格。月名畢聚。日得甲子。夜半朔旦冬至。

(ロ) 漢書律歷志 迺以前歷上元秦初四千六百一十七歲。至於元封七年。復得闕逢

攝提格之歲。中冬十一月甲子朔旦冬至。日月在建星。太歲在子。已得太初本星度新正。

歲術 欲知太歲中略數從丙子起下略

斯の如き歲名の混亂は如何にして生じたるものなりや。混亂の由て來る所以を徹底的に明かにすることが出来れば、紀年法の變遷も自ら明かになるべき筈と思はるゝが、古來の註釋家一人として満足なる解説を下したものが無い。眞に錢大昕の所謂寥寥千載。魁有通其故者矣の歎に堪えない。

丙子と丁丑との差は、容易に理解することが出来る。丙子は三統術の超辰的太歲紀年法による歲名で、この法によれば、太初以前には秦の八年(西紀前二三九年)、太初以後には太始二年(西紀前九五年)、後漢の建武二十六年(西紀後五〇年)等に超辰する筈である。秦八年と太始二年とは劉歆が溯つて超辰せしめたが、劉歆の没後、後漢に至りてはこの超辰法を不便なりとして用ひず、建武二十六年及び以後の超辰を廢止し、單に六十干支にて紀年することゝなせるものが、今日まで傳はれる現行の干支紀年法である。故に現行干支紀年と劉歆の太歲紀年とは、太始二年以前秦九年まで

歲星の記事によりて左傳國語の製作年代と干支紀年法の發達とを論ず

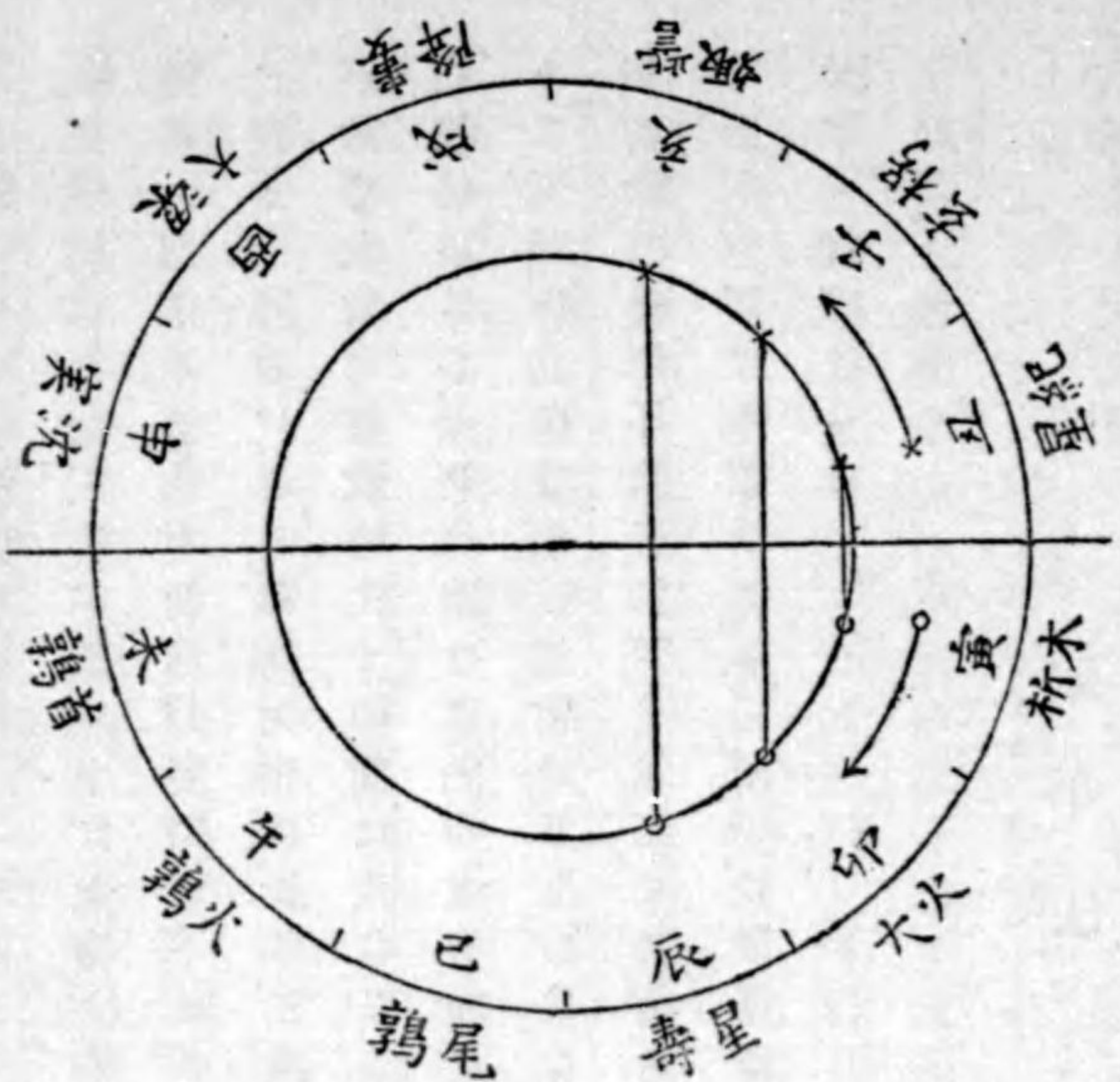
は一辰の差、秦八年以前は二辰の差を有すべき筈で、従て太初元年の歳名に丙子と丁丑の差あるは少しも怪むに足らぬ。

反之、丙子と甲寅との差は其由来一見して明瞭ならず、頗る困難なる問題である。種々なる説が提示されて居るが、其中にて錢大昕の説は注意すべきものである。(一)其説によれば大史公は歲陰紀年法を用ひ、劉歆は太歲紀年法を用ひたので、歲陰と太歲とは同一物に非ず、常に二辰の差を有するものであると云ふのである。今その説に従ひて歲陰及び太歲と歲星との關係を圖示すれば次の如くである。

錢大昕は斯の如く歲陰(太陰)と太歲とを區別することによりて問題を解決し得たりと信じ、頗る得意なるが如くに見ゆるが、熟々思ふに此説も可なり無理である。第一に前節に掲げたる爾雅、淮南子、史記、漢書の文を平淡に解釋すれば、歲陰、太陰と太歲とが元來同一物なることは疑もない。第二に若し假に同一ならずとするも、既に歲陰紀年法の存在せるにも係はらず、劉歆がこれと異なる太歲紀年法を設けたるは、如何なる必要によりしや、紛はしき二つの紀年法を用ふるに至りし理由は如何。第三にかゝる理由にて假に子は説明し得るとするも、丙は如何。甲子とせずして丙子と

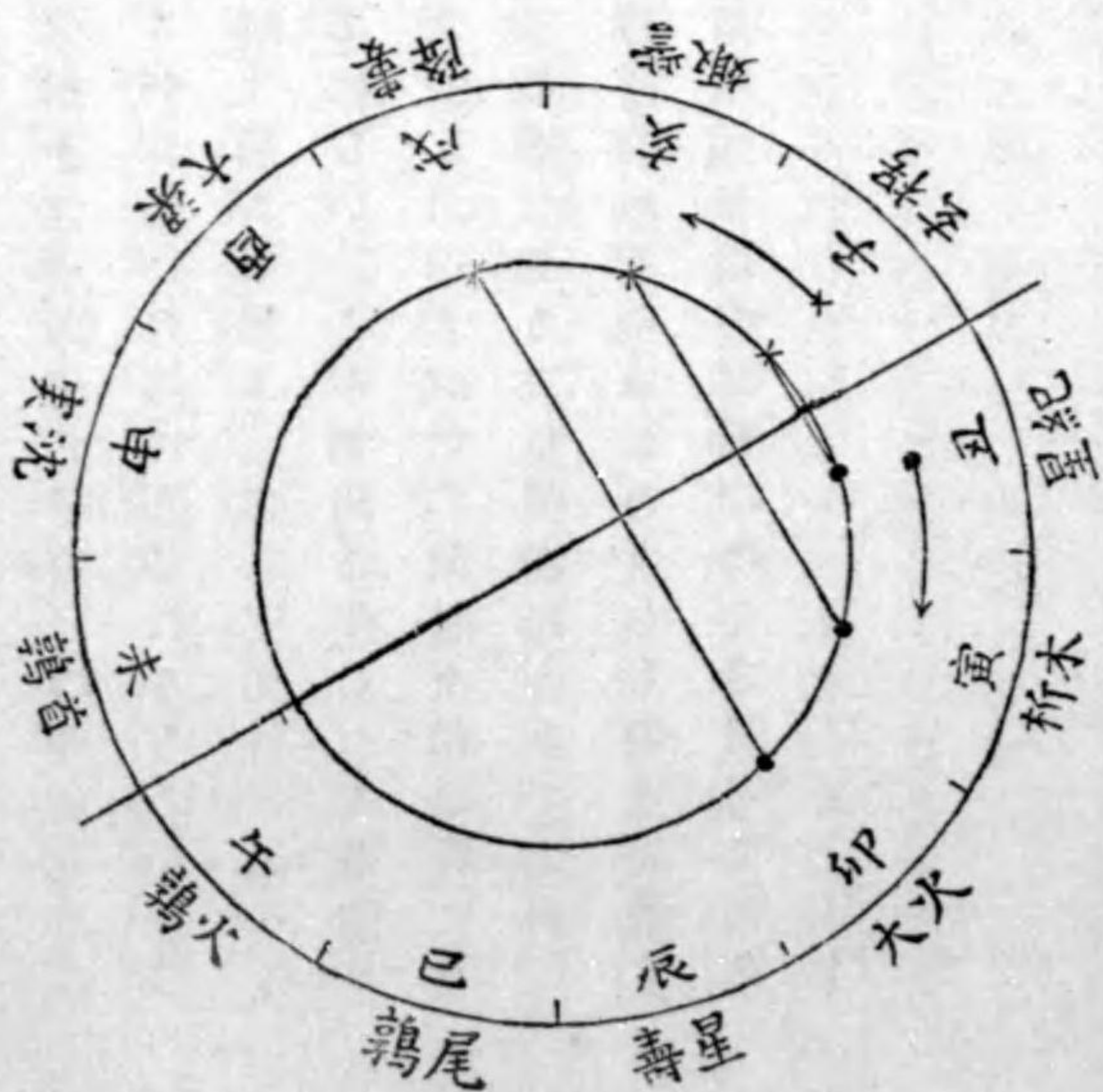
第四圖 歲陰紀年法

○ × 歲星
○ 歲陰



第五圖 太歲紀年法

○ × 歲星
● 太歲



歲星 記事によりて左傳國語の製作年代と干支紀年法の發達とを論ず

せる理由は説明が出来まい。

王元啓は史記三書正譌の中に太初改厯年名辨を述べ、丙子と甲寅との差は、歳星の運行に關する當時の智識が實際と一致せざるがために自然に生じたるものならんと疑ふて居るが、この考は大體に於て正鵠を得て居ると思ふ。但し王元啓の云へるが如く太初と劉歆時代との間に生じたものではない。この期間に生じたる差違は比較的小さく、太初の際には「已得太初本星度新正」と云へるが如く、歳星々紀の始にありて元始の基準状態に相當せるものなるを、三統術に至りては、推歩によりて「太初元年前十一月甲子朔旦冬至。歲在星紀婺女六度」とし星紀の末にありしものと見做すに至りしだけの差である。丙子と甲寅との差は、太初以前、戰國時代まで溯りて考究せなければならぬ。

(一) 既掲

干支紀年法 其三

太初元年の歳名を論じて、其混亂の由來を戰國時代まで溯りて探究せんとするに

當りて、なほ併せ考ふべきものが二つある。

(二) 淮南子天文訓

太陰元始。建于甲寅中略。歲徙一辰。立春之後。得其辰。而遷其所順。

これは太陰紀年法は甲寅の歳を以て元始とし、無超辰の十二支若くは六十干支を以て年を紀するものなることを示して居る。甲寅を以て元始とせる理由の中、甲は言ふまでもなく明かであるが、寅を以て元始とせるには二つの理由がある。其一は元始基準の年には歳星々紀「丑」にあり、其映像にして逆に進行すべき太陰を寅より始むることは最も自然なること。其二は夏正は建寅月を以て正月とせるが如く、寅を以て始むることを不自然と考へざるに至つて居ることである。

(三) 呂氏春秋序意篇

維秦八年。歲在涒灘。秋甲子朔。朔之日。良人請問十二紀。

秦八年は始皇の八年にて西紀前二二九年、現行干支紀年法にて壬戌に當る。歲在涒灘は申の歳と云ふことである。(一)或は八年は六年の誤ならんと云ふ人あれども、下文と照合すれば秦八年は決して誤でない。秋季の月朔が甲子の日に當ることは、丁

度西紀前二三九年には有り得れども其外には前後を通じて十年間は有り得ないからである。要するに本文には誤なく、秦八年は當時施行の紀年法にては申に當りしものに相違ない。三統術の超辰的太歲紀年法によれば、秦八年と九年との間に超辰する筈故、秦八年は庚申に當ることとなり、本文と適合する。

以上(一)(二)(三)を通じ併せ考ふれば、太初元年歲名の混亂は次の如くにして生じたるものと解釋することが出来る。

戰國時代に歲星々紀にある年を以て元始とし甲寅より始めて無超辰の歲陰紀年法を實行し、秦八年には庚申となり、太初元年には乙亥となる如く數へ來れるに、太初元年に至り曆法定定の際觀測せる所によれば、冬至朔旦に日月共に建星にあり(星紀の中央)歲星は星紀の始にあり、恰も元始基準の年の如き天象にて此年を以て甲寅とするに適せるが如し。實際の天象に應すべき歲名と數へ來れる歲名との差異を如何に調和すべきかに就て、議論容易に決せざりしもの、如く、漢書律曆志に當時の状況を記して「已得太初本星度新正。姓等奏。不能爲算。願募治曆者。更造密度。各自増減。以造漢太初曆」と云へるは混亂の一斑を示して居るものである。史記は天

象に從つて此年を甲寅とせんとしたが、劉歆は歲陰と太歲とを區別し、此年は關逢攝提格なれども太歲は子にありとし、一方秦八年に超辰せしめて此年を丙子とし、斯くして天象と歲名との調和を求めたのである。

斯の如き見解を探れば、最初戰國時代に歲陰紀年法を實行し始めた元始甲寅の年は容易に推定することが出来る。第一に此年は秦八年、太始二年の超辰を差引けば、現行干支紀年法にて丙辰の年に當る筈であり、第二に此年より太初元年に至る期間は、無超辰にて數ふれば天象と三次の差を生すべき程である。故に此年は第二の條件に從ひ

$$104 + 82.5 \times 3 = 352$$

なる式により、大體西紀前三五二年を中心とし其前後十年内外位の間なるべく、更に第一の條件に從ひ

$$104 + (21 + 60x) = 365, \quad x=4$$

(丙辰より丁丑まで二十一次)

なる式により、正しく西紀前三六五年となる。これは第八節(二)に計算して得たるも

の、即ち西紀前三七六年の前後に十年乃至二十年以内と云へる範圍内にありて、頗るよく適合して居る。

要するに西紀前三六五年は、戰國時代の星占家が採用したる元始甲寅の歲で、この年より始めて一方は上に溯りて春秋時代の歲星の位置を推歩し、他方には此年以後に無超辰の歲陰紀年法を實行し始めたものとすれば、上來講究したる凡ての事實を完全に説明することが出来るのである(歲陰、太陰、太歲は勿論同一物なりとす)

(一) 許兵部鑑止水齋集
猪飼敬所三書管窺

干支紀年法 其四

戰國時代より秦漢に亘れる間の歲名にして、其記録の今日まで傳つて居るものは、前節に考究したるもの、外になほ次の如きものがある。

(四) 淮南天文訓

淮南元年。冬。太一在丙子。冬至甲午。立春丙子

淮南元年は、後漢の高誘の註には「淮南王作書之元年也。一曰中略 淮南王安。即位之元年。以紀時也」とある。作書の元年は正確なる年代不明であるが、多くの注釋家はみな後説を取て居る。淮南王安即位の年は、史記諸侯年表及漢書文帝紀により、文帝十六年(西紀前一六四年)であることは疑もなく、この年は太初元年より丁度六十年前に當り、現行干支紀年法にて丁丑、劉歆の超辰的太歲紀年法にては丙子である。但し此年の冬至は甲午に非ず、立春は丙子でない。本文に何等か誤傳あるに相違ないことは錢大昕其他の註釋家の既に論じて居る所である。之に反して王念孫の讀書雜誌には「立春丙子。與上文始起始子爲韻云々」と云ひ本文の正しかるべきを論じて居るが、これは無理である。錢塘の淮南天文訓補註は「丙子と冬至との間に脱字あり、原文は

淮南元年。冬。天一在丙子。(己酉冬至。甲午立春)にて、下の丙子は高誘の註の文にて「丙子。淮南王作書之元年也云云」と聯絡すべきものであらうと云うて居る。

要するに本文に誤謬あることは疑もないが、原文の如何なりしやを察するは容易

歲星の記事によりて左傳國語の製作年代と干支紀年法の發達とを論ず

でない。思ふに文帝十六年は、劉歆の超辰的太歲紀年法を應用せざる以前は乙亥でありし筈である。淮南子の原文は

淮南元年。冬。太一在乙亥。己酉冬至。甲午立春

なりしを、早く既に劉歆の修正を経たるに非るか。畢竟衍文訂正はなほ慎重なる考究を要すべく、差當りての考證の材料とすることが出来ない。

(五) 天馬歌

(イ) 前漢書禮樂志

天馬徠。從西極中略。天馬徠。執徐時下略

太初四年。誅宛王。獲宛馬作

(ロ) 前漢書武帝紀

太初四年春。貳師將軍廣利。斬大宛王首。獲汗血馬來。作西極天馬之歌

執徐時とは辰の歲と云ふことである。辰の歲は現行干支紀年法にては太初四年庚辰なれども、劉歆の太歲紀年法にては太初五年、劉歆以前の紀年法にては太初三年に當りし筈なり。思ふに天馬の來れる執徐の時は太初三年なるを、漢書を編纂せる東

漢人は、當時の無超辰干支紀年法にて執徐の歲を推し、太初四年と書せしものなるべし。

(六) 前漢書賈誼傳

誼爲長沙傅。三年。有服飛入誼舍中略。迺爲賦。以自廣。其辭曰。單闕之歲。

四月孟夏。庚子日斜。服集余舍下略

單闕之歲と云ふのは卯の歲と云ふことである。年代不明なる故考證の材料とすることは出来ないが、思ふに古紀年法の卯歲、現干支紀年法の巳歲で、文帝八年己巳の歲に當るであらう

(七) 離騷

帝高陽之苗裔兮。朕皇考曰伯庸。攝提貞于孟陬兮。惟庚寅吾以降

漢の王逸の注以下普通には攝提格の歲、孟陬の月、庚寅の日、即ち寅年寅月寅日に生れたこと、解釋して居るが、朱子の楚辭辯證には、攝提は攝提格に非ず、攝提貞于孟陬とは單に斗柄正しく寅位を指すの月と云ふ意で、寅歲と云ふ意味はないと辨じて居る。思ふに朱子の説は正しい、攝提は決して歲の名ではない筈である。若し歲名ならず

歲星の記事によりて左傳國語の製作年代と干支紀年法の發達とを論ず

とすれば本論文の問題外であるが、併し本文の如き詩賦にありては必ずしも文字を理論通りに用ひざるべく、作者の意或は寅年寅月寅日なりしやも計り難い。屈原の生年に就ては種々の考證あるにも拘はらず定説はないが、想像を逞うすれば當時の元始甲寅の歳に生れたるがために殊に縁起を祝ひたるに非るか、元始甲寅の歳とすれば、西紀前三六五年(現行干支丙辰)にて周顯王四年、楚の宣王五年である。

(昭和三年五月追記) (四) 淮南元年丙子は前一六四年(丁丑)に當り、(六) 賈誼單闕之歳は文帝七年(前一七三年戊辰)に當り、共に其當時の顓頊曆紀年法によつたものである。(五) 天馬歌の太初四年(前一〇一年庚辰)を執徐時(卯)と數へて居るのは其當時の殷曆紀年法を用ひて居るものである。本書採録第七篇漢代に見えたる諸種の曆法を論ず干支紀年法の項参照)

戰國時代に於ける天文学の發達 其一

上に溯りたる歳星の記事と下に及ぼしたる紀年法の歳名とによりて、この紀年法は戰國時代西紀前三六五年を元始とせるものなることを論斷したのであるが、かゝ

る見解を取りて戰國時代の史料を吟味すれば、今日に残存せる斷片的記録と雖も、これによりて當時に於ける天文学發達の一斑を窺ふことが出来るのみならず、かくして考究し得たるものは、翻て前掲論斷の傍證とすることが出来ると思ふ。

(一) 十二次の制定

黄道方面の區分は一周天を東から西へ十二辰に分ちたるものと、西から東へ十二次に分ちたるものと二種あり、何れにしても、季節を定むるための觀象が北辰より黄道方面に移りたる後、即ち春秋初期以後でなければならぬと思ふが、其中前者は北斗の向きにて季節を定めたる慣習を受けて、東より西へ子丑寅卯の十二辰に分けて居るので、早くから行はれたものであらう。後者は西より東へ、即ち日月五星の運行の方向に十二次に區分して居るので、其成立の當初には多少の變遷を経たであらうが、一度これを整理し、現在の如き十二次の名を附したのは戰國時代で、主として五星の位置を示すために用ひられたものと思ふ。十二次と二十八宿とは共に西から東へ向へる黄道の區分法であるが、二十八宿は主として曆術家によりて日月の位置を指示するために用ひられ、十二次は主として星占家によりて五星の位置を指示するた

めに用ひられた様に見える。月令、淮南子、史記に十二次の名の見えざるは斯の如き理由によりて説明し得るに非るか。

十二次の名稱の意味は多くは解釋が出来る。壽星は二十八宿の起首角亢に當るため、大火は星の名、析木は意味不明、星紀は冬至點を含むためである。玄枵は虚を含むため、虚は本來の其星象が廢墟の形に類せるがための名で、墟若くは丘の意味を有して居つたが後に至り堯時代の冬至點と云ふ考も加はりて空虚の意味になり、これを含む次を玄枵と名けたものならん。軫、營又は豕韋は分野の配當のため、降婁は星の名、奎婁と同音、大梁及實沈は分野の配當のため、鶉首、鶉火、鶉尾はこれに當る星の象を朱鳥に見立てたるためである。

此中大梁、實沈の名より見るも戰國時代の制定にかゝるものなることは明白であるが、(次項を見よ)、この事は又星紀の名よりも明かである。星紀は其名稱より見て冬至點を含む次であり、爾雅に「星紀は斗牽牛也」とあるを見れば、制定の時代は斗牽牛の半ば、丁度牽牛の初點前後が冬至點に當りし時代でなければならぬ。牽牛の初點は β Capricornus で此星の赤經が丁度二七〇度なりし年代を推定すれば西紀前四三〇

年となる。赤經は百年に付約一度半ずれる筈故、十二次制定の年代は西紀前四三〇年を中心として前後に百年乃至二百年以内の間と云ふことが出来る。

(二) 分野の制定

分野の考は古い。天の河を地上の漢水に見立て、天漢又は河漢と稱へたのは、カルデヤの古代にチグリス、ユーフラテスの二大河に見立てたのと同じく、分野の考の原始的にして又自然的なるものと云ふべきである。參を晋の星とし、火を宋の星としたのは一步を進めたるもので、參も火も共に黃道方面の著しき大星で古代に於て年内の季節を知らんがために觀測したる所謂大辰であるが、晋の祖先か又は晋の地方民の祖先は主として方民の祖先は主として參を觀測し、宋(殷)の祖先か又は宋の地方民の祖先は主として火を觀測して居つたがために、後に至り次第に參は晋の星、火は殷(宋)の星となるに至つたのである。この事は左傳昭公元年の條に見ゆる次の説話に依りて明かである。

子產曰。昔高辛氏有二子。伯曰闕伯。季曰實沈。居于曠林。不相能也。日尋于戈。以相征討。后帝不臧。遷闕伯于商丘。主辰(火)。商人是因。故辰(火)爲商星。遷實沈于大夏。主參。唐人是因。以服事夏商。中略。故參爲晋星。

歲星の記事によりて左傳國語の製作年代と干支紀年法の發達とを論ず

斯の如き地方的傳説若くは慣習を心核として、分野の考は次第に發達したのであらうと推察さるゝが、遂にこれを集成統一して黄道の一周年を國々に割り當てたのは戰國時代で、前項十二次の制定と約同時代であらうと思はれる。

第五節に輯録せる如き分野の割り當ては、大體に於て實沈を晋に、大火を宋とすることを既定の條件として、周天を順次周邊の國々に割り當てたもので、其中燕の分野だけが著しき例外をなして居るのは漢初に改めたものであることは既に述べた如くである。一々の割り當てを詳論することは問題外であるが、制定年代に密接の關係ある次の諸點は特に吟味しなければならない。

- (イ) 韓鄭魏趙が各一つの分野を有し、晋は分野を有せざること。韓魏趙が晋を滅したのは、史記六國表及び韓魏世家によれば西紀前三七六年(趙世家によれば三五九年)であり、竹書紀年によれば西紀前三七〇年である。
- (ロ) 淮南子には韓の代りに鄭としてあるが、韓が鄭を滅して都を鄭に移したのは、史記によれば西紀前三七五年で、古本竹書紀年によれば西紀前三七六年である。
- (ハ) 魏と趙の分野は淮南子と漢書とにて相轉倒して居るが、これは淮南子の方が正し

く、魏の分野は大梁で、趙の分野は晋の後を受けて實沈であつたこと、思はれる。魏が河西の地を秦に入れて都を大梁に移したのは、史記魏世家によれば西紀前三四〇年であるが、古本竹書紀年によれば

(梁惠成王)六年四月甲寅徙都于大梁

とあり、西紀前三六五年である。二者の間に二十五年の差があるが、これは史記に「秦既得意。燒天下詩書。諸侯史記尤甚爲」と斷つてある如く、僅かの殘存材料によりたる史記よりは、寧ろ竹書紀年の方を探るべきであらう。

(一) 及(二)を併せ考ふれば、十二次と分野とは同時代に制定されたもので、其年代は、歲星記事及び歲陰紀年に對する元始の年、即ち西紀前三六五年頃に適當すると思はれる。

戰國時代に於ける天文学の發達 其二

(三) 十二の歲名

攝提格、單閼等の十二の歲名は、爾雅、淮南子、史記、漢書等に見えて居るが、是等の名は

歲星の記事によりて左傳國語の製作年代と干支紀年法の發達とを論ず

古き詩書春秋等に見えず、後世には實用に供せられず、其語原不明なること等のために、(一)或は漢代に事を好むものが創製したものであらうとか、又は、(二)是等は外國傳來の語なるべく、以て周末に外國曆法の支那に輸入されたることの一證となすことが出来るだらうなど、疑はれて居るのであるが、予思ふに是等の歳名は戰國時代に創製されたものである。歳星の運行は十二辰の方向と反對なるが故に、十二支を紀年に利用することは却て一種の混雜を來たすの恐れあり、殊更に耳熟れざる名稱を用ふるの必要ありて、地方語などを利用して案出されたものであらう。後次第に歳星の映像なる太歳を以て紀年する方法に熟れ、遂には歳星と絶縁せる干支紀年法を用ふるに至りては、攝提格以下の名稱は全然之を用ふるの必要がなくなつたのである。文人墨客がなほ是等の歳名を費用して居るのは、單に奇を好むに過ぎず、當初採用の意を去ること甚だ遠い。

今試に是等の歳名と、それに對する歳星太歳等の位置とを對應せしめて列擧すれば次の如くである。

歳	名	太歳所在		歳星所在		注意
		十二辰	十次	二十八宿		
攝提格	蟬焉、豈安	寅	星紀	斗牛	意味	
單闕		卯	玄枵 <small>天冠</small>	女虛危	音韻	
執徐		辰	娵訾 <small>豕韋</small>	室壁	音韻	
大荒落	大芒落、大荒略	巳	降婁	奎婁	音韻	
敦牂	大律	午	大梁 <small>大棟</small>	胃昂	音韻	
協洽	叶洽、汁洽	未	實沈	畢銜參		
涒灘	芮漢、涒歛	申	鶉首	井鬼		
作噩	作鄂、作諸	酉	鶉火	柳星張		
閹茂	掩茂、淹茂	戌	鶉尾	翼軫		
大淵獻		亥	壽星	角亢氐		
困敦	困頓	子	大火	房心尾		
赤奮若		丑	析木	箕斗	音韻	

予は音韻の學に通じないが、私かに思ふに單闕、執徐、大荒落、敦牂、赤奮若等の名は天龍、娵訾、降婁、大梁、析木等と同音若くは轉訛等によりて相通するに非るか、文學の士

歳星の記事によりて左傳國語の製作年代と干支紀年法の發達とを論ず

の考究を望む。攝提格は史記天官書に

大角者。天王帝廷。其兩旁各有三星。鼎足勾之曰攝提。攝提者。直斗柄所指。以建時節。故曰攝提格。

と云へるが如く、何等か標準となるものと云ふ意味なるべく、歳名の場合には、歳星が星紀にある歳を以て標準とするが故に名けたるものなるべし。若し音韻に關する予の想像が當を得て居るならば併せて十二歳名の半數は其語原を説明することが出来るのである。外國輸入の疑の如きは自から氷釋し去るであらう。

(四) 曆法

左傳に日南至を記せるものが二ヶ所ある

(イ) 僖公五年。春王正月辛亥朔。日南至

(ロ) 昭公二十年。春王二月己丑。日南至

この二つの記事の間は年數百三十三、日數四八五七八日にて、丁度一年の長さを三百六十五日四分の一とせるものに相當するのみならず、二つ共に十九年の章首朔旦冬至の時に相當して居るので、是等の記事は三統曆の智識によりて後より製作したる

のであらうと疑ふ人もある(例へば前掲飯島氏の如き)。當時の實見か、後から製作したるものかは容易に判斷し難いが、春秋中期以後には土圭による太陽の影の觀測が大に進歩した筈であるから、予は當時實見の記事と見て少しも差支ないと思ふ。多くの觀測の中から特に朔旦冬至のもののみが記録されて傳はつたことも自然的で怪しむに足らないし、太初曆、三統曆の如きは却て斯の如き記録を材料として案出されたものと見る方が至當であると思ふ。假りに一步を譲りて後より製作したるものとするも、其製作年代は戰國時代なるべく、決して漢代に降るの必要はない。戰國時代の人士が日至の觀測及び推歩に就て如何に大なる自信を有して居つたかは、孟子に

(ハ) 天之高也。星辰之遠也。苟求其故。千歲之日至。可坐而致也

とあるに見ても明かである。但し土圭による日至の觀測は、後世の歷志によりて明かなる如く、大なる精確を期し難きものなるが故に、戰國時代若くは春秋時代に於ては二三日前後の差違は到底免れなかつたであらうと思はれる。(イ)の記事が今日よりの推歩と二三日位の差があるとしても、當時の實見記事に非ざる證據とはなら

ない。

千歳の日至を推歩すると云ふことは、一年の長さの精確なる智識を有して居ると云ふことである。既に一年の長さに就て相當の智識を有する以上、比較的簡單に知り得べき一ヶ月の長さにも就ても精確なる智識を有して居つたことは勿論であらうし、従つて兩者を結合すれば容易に案出し得べき十九年七閏の法も戰國時代の人士に知れて居つたであらうと推察される。なほこの想像を強むるものは、左傳の著者が所々に春秋の曆法に對して加へて居る批評である。

(二) 文公元年。春。於是閏三月。非禮也。先王之正時也。履端於始。舉正於中。

歸餘於終。履端於始。序則不愆。舉正於中。民則不惑。歸餘於終。事則不悖。

(この文は史記曆書にも引用されて居る)

(ホ) 襄公二十七年。十一月乙亥朔。日有食之。辰在申。司歷過也。再失閏矣。

(ハ) 哀公十二年。冬十二月螽。季孫問諸仲尼。仲尼曰。丘聞之。火伏而後蟄者畢。

今火猶西流。司歷過也。

是等の批評は、漢書律曆志世經の計算によりて明かなるが如く、十九年七閏の法を標

準として加へたものとも見ることが出来るのであるが、果して然りと断定することは他日機會を得て春秋の曆を詳細に吟味したる後に譲ることゝし、こゝには左傳の著者は多分十九年七閏の法を熟知せしならんと疑ふだけに止める。次節に論ずるが如く、予は左傳を以て戰國時代に製作されたるものと信するが故に、つまり戰國時代に既に大體太初曆程度のこと知れて居つたらうと云ふことになる。

十九年七閏の法は、太初曆以後の凡ての整頓せる曆法の根柢をなして居るものであるが、それが戰國時代に知られて居つたとしても少しも怪しむに足らない。前記(イ)が實見の記事として傳はつて居つたとすれば勿論のこと、若し然らずとするも春秋二百四十餘年間の忠實なる記録を少しく眞面目に吟味すれば、一年の長さを相當精確に算出し、従つて十九年七閏法を發見することは、當時の曆法家に對しても容易なことであると思はれる。

十九年七閏の法は、西洋では西紀前四三二年頃にメトンの發見せるものと云はれて居るが、一年を三百六十五日四分の一としたる十九年法、即ち太初曆の如き七十六年法は西紀前三三四年頃にカリボスの修正したるものである。支那では明かに記

せるものとしては西紀前百年頃の淮南子史記等に始めて見えて居るので、飯島氏の如きは、太初曆は西洋から支那に輸入したるものならんと疑ふて居るが、斯の如き疑は理由がない。一年の長さご一ヶ月の長さごを調和せる所謂太陽太陰曆を用ひんとすれば、早晚十九年七閏の法に到着すべき筈で、東西別々に同じ法を發見するのは偶然に非ずして當然である。況んや上述せる疑が事實なりとすれば、支那に於ける七十六年法の形跡は、左傳の製作時代即ち西紀前三六五年頃(次節を見よ)まで溯るのて、却て西洋よりも古い。

(五) 周正と夏正

春秋の後期は所謂周正を用ひて居るのに、秦初の呂氏春秋月令には明かに夏正を用ひて居る。春秋以後秦初に至るまでの間に月の數へ方を二ヶ月ほど變更した時期があるに相違ないが、それは何時頃であらうか。

爾雅に正月爲陬とあり。この陬は姫訔の姫なるべしと思はるゝが、果して然らば太陽が姫訔(營室)にあるのは所謂建寅月である故、爾雅及離騷は夏正の月を用ひて居る。國語の越語に玄月とあり、この月の名は爾雅に見ゆるもの故、國語編纂時代も亦

夏正の月を用ひて居つたものと見なければならぬ。

思ふに月の數へ方を改めたるは、左傳國語の製作時代、西紀前三百六十年前後に非るか。それより少しく時代を後にせる孟子に見ゆるものは皆周正の月であるが、これは改正後日なほ淺くして、暫く混用せる時代に當ると見るべきであらう。なほ西紀前二九九年までの記事に終れる魏の國の史記なる竹書紀年が全部夏正の月にて記せりと稱するのと、左傳の中に主として晋に關する部分が多く夏正を用ひて居る如く見ゆるのとは、この月名の改正が魏晋地方に始まり、特に晋の歴史だけは早く夏正に改めんと試みたるがためならんと思はれる。晋は春秋時代よりして夏正を用ひて居つたと云ふ人(三)もあるが、列國會盟などの多かりし春秋時代に長き期間を通じて異なる曆を用ひたりとは信じ難い。夏正周正の混用されて居つたのは、戰國時代にて改正後の數十年の間に止つたであらう。

斯の如き見解によれば、左傳の中の一部特に晋に關する部分には左傳製作の際に、其當時の曆法の考によりて、月の名を改めたるものがあると思ななければならぬ。従つて春秋長曆を考究するに當ては、一々經と傳と曆日の出所を區別して吟味しなけ

ればならぬ。

更に秦が天下を一統して正朔を改め十月を以て歳首としたる際に、月名をも併せて改めて、夏正の月と三ヶ月ほど異なりたる月名を用ひたであらうと云ふ説(四)もあるが、これは信じ難い。秦の正朔を襲用したる漢初の暦月が夏正の月であることは、賈誼の鵬鳥賦及太初改暦の詔書に依りて明かなることである。改月説の唯一の論據は漢書に「元年冬十月五星聚于東井」とある記事で、この現象は同年の六月、七月頃(夏正)にあつた筈なる故、十月と云へるは三ヶ月異なりたる秦月を以て記せるに非ずやとも疑はるゝのであるが、これだけでは確かな論據としては不十分である。夏正の七月を冬十月と云ふのは無理である。思ふに史記には十月とはいはない、高祖が前十月を以て秦に入り、六七月頃に至りて五星東井に聚りたるを、漢書の記者が兩者を併せて混同したるものと見る方が至當であらう。

(一) 明張鼎思「耶邪代醉篇」 歲陽月陽の部

(二) 既揭飯島氏論文

(三) 顧炎武日知錄

(四) 毛檢討經問等

(昭和三年五月追記) (四) 曆法、(五) 周正と夏正、兩項に就ては、本書採録第八篇「戰國秦漢の曆法」に詳論して居る)

左傳國語の製作

(一) 歳星記事

第八節及第十一節に論斷したるが如く、左傳及國語に見えたる歳星の記事は西紀前三六五年の天象觀測により、この年を基準元始の年として推歩したるものなるが故に、其製作はこの年以後でなければならぬことは無論であるが、併し又、この基準の年より後十數年を経れば、既に觀測と推歩との間に若干の差違あることに氣がつく筈であらうから、この記事の製作は、基準の年以後數年以内でなければならぬこと、思ふ。基準元始の年西紀前三六五年は、周顯王四年、梁惠王六年、現行干支にて丙辰の歲に當る。

この時代にこの記事を作製せる人の誰なるかは容易に知り難いが、其人は五星を觀測せる星占家にして、星占の方法として十二次及分野を制定し、且つ己の星占法に

歳星の記事によりて左傳國語の製作年代と干支紀年法の發達とを論ず

權威を與へんがために溯りて歳星の記事を作製したものであらう。十二次と分野とが大梁の名によつて明かなる如く、特に魏晉地方に偏して居るを以て見れば、この製作者は魏晉地方に關係深き星占家の中に物色すべきであらう。

史記天官書に古來の天文星占家を掲げて

昔之傳天數者。高辛之前重黎。於唐虞義和。殷商巫咸。周室史佚萇弘。於宋子章。鄭則裨竈。在齊甘公。楚唐昧。趙尹臯。魏石申

とあり、張守節の史記正義には劉向の七錄を引いて

甘公楚人。戰國時。作天文星占八卷。

石申魏人。戰國時。作天文八卷。

と述べて居る。前漢書天文志には、歳星の位置を記すに當り、太初の位置の外に石氏甘氏の言を引用して居り、宋の邵康節の皇極經世書には「五星之說。自甘公石公始」と云うて居る。今日傳はれるものに甘石の星經なるものあり、開元占經に甘石石氏の言を多く引用して居るが其傳來の正しきや否やは確かでない。

甘石兩氏に就ては、これ以上その生存年代等に就ても知る所がないが、予は私かに

魏の石申を以て歳星記事の製作者に擬したいと思ふ。蓋し上來考究して得たる條件を頗るよく満足して居るからである。前記天文八卷なるものの中には定めし歳星記事も編入されてあつたらうと思ふ。其書は後世に傳はらないが、其流派は多く緯書に傳はりたるものなるべく、緯書の中に甲寅元始を記せるもの、多いのは其ためであらうと思ふ。

(二) 左傳及國語

左傳及國語の中にある歳星の記事は、其部分だけ後より追加したものと到底見ることが出来ない。少くとも左傳國語の著者が歳星による星占法をよく了解しよく信じて編入したるものであることは疑ふべくもないから、左傳と國語とは同一著者によりて同時に製作されたものであらうと云ふ古來の説に一の有力なる論據を與へ、なほ其著作年代は歳星記事の製作以後即ち西紀前三六五年以後でなければならぬことを示すのである。又一方の極限に就ては若し漢初まで降れば越得歳の解釋を異にせなければならぬ筈なるが故に、少くとも漢初以前でなければならぬ。要するに歳星の記事と干支紀年法の變遷とより見たる所にては、左傳國語の製作年代

は戦國時代西紀前三六五年以後にて漢初までは降らぬと云ふ結論を得るのである。左傳の製作年代に就ては古來學者間に種々の議論がある(二)。其一班を竹添氏の左氏會箋卷首總論の部に輯録せるものによりて見れば、左傳の立論の内容と文の勢とより見る論は別とし、左傳を以て戦國時代以後のものとする論據は、左傳の中に戦國時代のことを或は記載し或は豫言せるが故であり、それにも拘はらず左傳を以て直に春秋に接せるものとする説は、是等の戦國時代の記事は左傳の論旨を事實の上に闡明せんがために著者の志を繼で後より追加したるもの、豫言は字義通りの豫言なりしものとして説明せんとするのであるが、予は既に左傳の製作を以て戦國時代西紀前三六五年以後と論斷せるが故に後者の如き辯明は全く無意味である。戦國時代に關する記事と、遂に偶中率を超越せる豫言の適中とは、これによりて左傳製作年代の範圍を限定するの材料に供し得べき筈である(三)。

(イ) 左傳の記事は大體哀公二十七年(西紀前四六八年)を以て終て居るが、其末尾に次のことが附加されて居る。

悼之四年。晋荀瑶帥師圍鄭中略趙襄子由是悲知伯。遂喪之。知伯貪而復。故韓

魏反而喪之(終)

三族が知伯を滅ぼしたのは西紀前四五三年。趙襄子が卒して諡號を得たのは西紀前四二五年である。

(ロ) 僖公三十一年(西紀前六二九年)

冬。狄圍衛。衛遷于帝丘。ト曰三百年

この年より三百年後は西紀前三二九年

衛の亡びたのは西紀前二〇九年である。

(ハ) 文公六年(西紀前六二一年)

秦伯任好卒。以子車氏之三子奄息仲行鍼虎爲殉。皆秦之良也。國人哀之。爲之賦黃鳥。君子曰。秦穆之不爲盟主也宜哉。死而棄民中略今縱無法以遺後嗣。而又收其良以死。難以在上矣。君子是以知秦之不復東征也。

史記秦本紀には此文を引用し君子曰云々の批評を加へて居るが、是以知秦不能復東征也と變更してあるのは、事前と事後とに於ける語勢の差を示して居るのであらう。

天子伯を秦に致し、諸侯畢く秦を賀するに至つたのは西紀前三四三年で秦が六國を滅し皇帝と稱したのは西紀前二二一年である。

(二) 襄公二十九年(西紀前五四四年)

季子諸國の樂を聽きて其興亡を論ずる條に

鄭。其先亡乎 鄭の滅びたるは西紀前三七五年

齊。國未可量也 齊は西紀前三八六年に田齊となり西紀前二二一年に滅ぶ。

(ホ) 昭公四年(西紀前五三八年)

渾罕曰上略 姫在列者。蔡及曹滕其先亡乎。偪而無禮。鄭先衛亡。偪而無法

蔡の滅びたるは西紀前四四七年、曹の滅びたるは西紀前四八七年で共に疑はないが、滕の滅びたる年代に就ては種々の説がある。林春溥の戰國紀年は戰國策によりて、周慎靚王三年(西紀前三一八年)に宋王偃に滅ぼされたとして居るが、斯くては孟子に滕定公文公の話があるのと合はぬので、通鑑はこの事を周赧王二十九年(西紀前二八六年)に載せて居る。然るに竹書紀年によれば今本には威烈王十年に於越滅滕とあり、古本には幽公十四年於粵子朱句 三十四年滅滕とあり、孰れにしても

西紀前四一五年に滅びたことになつて居る。思ふに滕は一たび越に滅され、孟子の少し前の時代に復活したるに非るか。
以上輯録せるものを通覽し、豫言の適不適を顧慮して左傳の著作年代を進退すれば次表の如きものになる。

論 據	推 定 著 作 年 代	
	以 後	以 前
法 歲星の記事と干支紀年	三六五	漢 初
(イ) 現實記事	四二五	三二九
(ロ) 衛未亡	(三三四)	
(ハ) 秦東征の勢	三七五	二二一
(ニ) 鄭亡		
(ホ) 蔡亡	四四七	
(ホ) 曹亡	四八七	
(ホ) 滕亡	四一五	三二〇頃 (滕と孟子)

歲星の記事によりて左傳國語の製作年代と干支紀年法の發達とを論ず

思ふに左傳の製作年代は西紀前三六五年以後、西紀前三二九年以前で、多分西紀前三百四五十年頃であらう。

著作者の誰人なるかを考究するのは本論文の範圍外であるが、歳星記事と聯關して考ふれば、魏の人若くは魏に關係ある人なるべきは無論であらう。史記魏世家惠王三十五年の條に

惠王數敗於軍旅。卑禮厚幣。以招賢者。鄒衍淳于髡孟軻皆至。梁云々

とあるが、左傳の著作者は是等の學者の中に求むべきではあるまいか。左傳の著者は二三百年来を溯りて其人の言はざりし豫言を言ひしもの、如くに作製し記載せるを以て見れば、其他の事項と雖も凡て當時の事實のみを記載せるものと信用することは出来ない筈である。従つて左傳に記載せる事實を引用するに當てはこの點に關し周到なる吟味を要すると云ふことになる。拙著支那上代の曆法中に引用せる專項に就ても、かゝる見解に従へば多少取捨すべきものがある様に思ふ。該論文の大綱は幸にも是等の小修正に依て影響を受けないが、十二次分野及び歳星紀年法に關する論斷は、本論文に研究し得たる如く訂正することを要する。

(一) 四庫全書總目提要—春秋左傳正義の部

竹添氏—左氏會箋卷首總論

既揭飯島氏論文

(二) 顧炎武日知錄—左氏不必盡信の條參照

結 論 概 括

(一) 左傳國語にある歳星の位置は當時の實見に基きたるものに非ずして、後の時代より不完全なる智識によりて推歩したるものである。

(二) 推歩を始めたる基準元始の年代は
十二年一周法によりて戰國時代(西紀前三百七十年前後)か、又は
百四十四年超辰法によりて前漢末(西紀前十年前後)か
兩者其一でなければならぬ。

(三) 太初元年の歳名に甲寅、丙子、丁丑等の混雜あること、及び秦漢の際の歳名の研究によれば、歳陰紀年法即ち干支紀年古法は戰國時代に始まるもので、其元始甲寅の歳は西紀前三六五年(現行干支丙辰)である。

歳星の記事によりて左傳國語の製作年代と干支紀年法の發達とを論ず

- (四) 前兩項を併せ考ふれば、上に溯りて歳星の位置を推歩したる年は即ち下に向て歳陰紀年法を實行し始めたる年にして西紀前三六五年周顯王の四年である。
- (五) 十二次と分野とは星占の目的のために前項と同時代に制定したるものである。
- (六) 是等の仕事は魏の石申の手に成つたであらうと思はれる。
- (七) 左傳及國語の製作年代は其中に編入せる歳星の記事と豫言の適不適とによりて察するに、戰國時代西紀前三百六十五年より三百三十年に至る間である。
- (八) 左傳の豫言法は後驗的である事實を見たる後に溯りて豫言の形式を與へたるものである。
- (九) 戰國時代に始められたる歳陰紀年法は劉歆によりて超辰的太歲紀年法に改められ、後漢に至りて歳星に無關係なる干支紀年法に改められ、以て今日に及んで居る。従つて史記十二諸侯年表、竹書紀年等に見る如き、戰國時代以前の紀年に附せる干支は、凡て後漢以後に附加したるものである。
- (十) 十二歳區分の紀年法は西紀前三六五年以前には存在しない。若し以前よりありしとすれば、この年制定の際に甚だしき混亂を見るべき筈なるが故である。

従つて周禮爾雅の如きは、少くとも其十有二歳のことを記せる部分はこの年以後のものでなければならぬ。

- (十一) 攝提格、單閼等の十二の歳名は外來語には非るが如し。
- (十二) 太初曆の智識は戰國時代に發達せるもので畢竟春秋二百四十餘年間の忠實なる記録の賜である。

(天正七年藝文)

再び左傳國語の製作年代を論ず

附 公羊穀梁兩傳の年代に就て

緒言

本論文は「歳星の記事によりて左傳國語の製作年代と干支紀年法の發達とを論ず」と題し一昨年(大正七年)十一月及十二月の本誌に發表したるもの、繼續である。前回の研究に於ては主として左傳國語の中にある歳星記事と秦漢の際に於ける歳名とを研究の材料としたのであるが、今回は其範圍を漢代の文獻に及ぼして前論文の研究を補はんとするのである。なほ本問題の研究は漢代に見えたる種々の曆法の研究と密接の關係を有するので、兩々相並んで研究を進め相互照應して若干の結論に達したのであるが、論述の便宜上後者は篇を改めて述ぶることとし、本論文には必要に應じ其結果のみを引用することとする。(引用の場合には前論文を第一篇とし、

本論文を第二篇、後の論文を第三篇と稱へることとする)

前回の論文に對して飯島忠夫氏は昨年五月の東洋學報に於て「再び左傳著作の年代を論ず」と題し、橋本増吉氏は本年一月以後の史學雜誌に於て「左傳の製作年代に就て」と題し、批評的論文を公にされたのは共に同一の問題に關する有力なる研究として謹で敬意を表する。橋本氏の論文は未完なるが故に完結を待て更に次の機會に於て卑見を陳することとし、飯島氏の論文に對しては本論文特に其第三節を以て答辯とする。同氏の主なる論點に對して豫想外に適切なる反證を發見し得たので、同氏の疑點は定めし氷解し得るであらうと思ふ。なほ同氏は左傳の中に劉氏に關する豫言と見るべきものがあると云ふことに重きを置いて居らるゝ様であるが、これは到底決定的の論點ではあり得ないと思ふ。他に有力なる論證があれば、それに適應する如く解釋されなければならぬものであらう。

前論文の要旨

前回の論文に於て左傳國語の中にある歳星記事の製作年代を決定するために使

再び左傳國語の製作年代を論ず

用したる材料は結局次の五件である。

- (1) 晋語に晋の文公が狄に奔るの歲に歲在大火とあること。これは實際の天象即ち西紀前六五五年に歲星が大火の次に在つたと云ふこと。これは實際の天象とは三四次の差がある。(前論文第四節に述べた理由により第六節の表に掲げた値より〇・五を減じたるものを用ふ)。
- (2) 左傳昭公三十二年の條に越得歲とあること。即ち西紀前五〇年に歲星が越の分野にあつたと云ふことであるが、越の分野は(甲)戰國時代には析木であり(乙)漢初以後は星紀であると思はるゝので、この記事は二様に解釋することが出来る。實際の天象との差は(甲)によれば一六で(乙)によれば二六である。なほ(1)より(2)に至るまでの年數は百四十五年になつて居るが、其間に歲星は(甲)の見解によれば丁度百四十五次を進んで超辰はないことになり(乙)の見解によれば百四十六次を進んだことになるので、百四十五年の間に一度超辰したと云ふことになるのである。
- (3) 左傳昭公九年の條に陳の滅亡の豫言があり、陳は今より五年目に一度復活し、それ

より五十二年目に歲星鶉火に在る歲に遂に亡ぶであらうとあること。即ち西紀前四七八年に歲星が鶉火に在る歲に陳が亡ぶと云ふこと。この勘定によれば、少くとも西紀前六五五年より西紀前四七八年に至る百七十七年間には一度も超辰しないと云ふことになり(2)の(乙)とは兩立しない。

(4) 呂氏春秋序意篇に維秦八年、歲在涪灘とあること。秦八年と云ふのは始皇帝の八年で西紀前二三九年である。歲在涪灘と云ふのは歲陰(太陰)若くは太歲が申にあると云ふことであるが、二様の解釋がある。(丙)爾雅、淮南子天文訓、史記天官書及び漢書天文志にある太歲歲陰の記述を其儘平淡に讀めば、太歲も歲陰も同じもので、それが申にあると云ふのは歲星が鶉首にあると云ふことである。(丁)然るに錢大昕は太歲は歲陰と二次の差を有するもので、漢書天文志が二者を同一視せるのは誤であるとし、こゝに云ふ歲在涪灘と云ふのは太歲申にありと云ふことで歲星は鶉尾に在ると云ふこと、解釋する。丙の解釋に従へば此歳の歲星の位置は、左傳國語にある歲星の位置より無超辰にて推せるものと一致し(丁)の解釋に従へば超辰法にて推せるものと一致する(丁)度超辰の歲に當

つて居るので、嚴密に云へば、一年の差で外れて居る。

(5) 太初元年の歲名が現行干支紀年法にては丁丑であるが、漢書律歷志によれば丙子であり、史記歷書によれば甲寅(焉逢攝提格)であること。

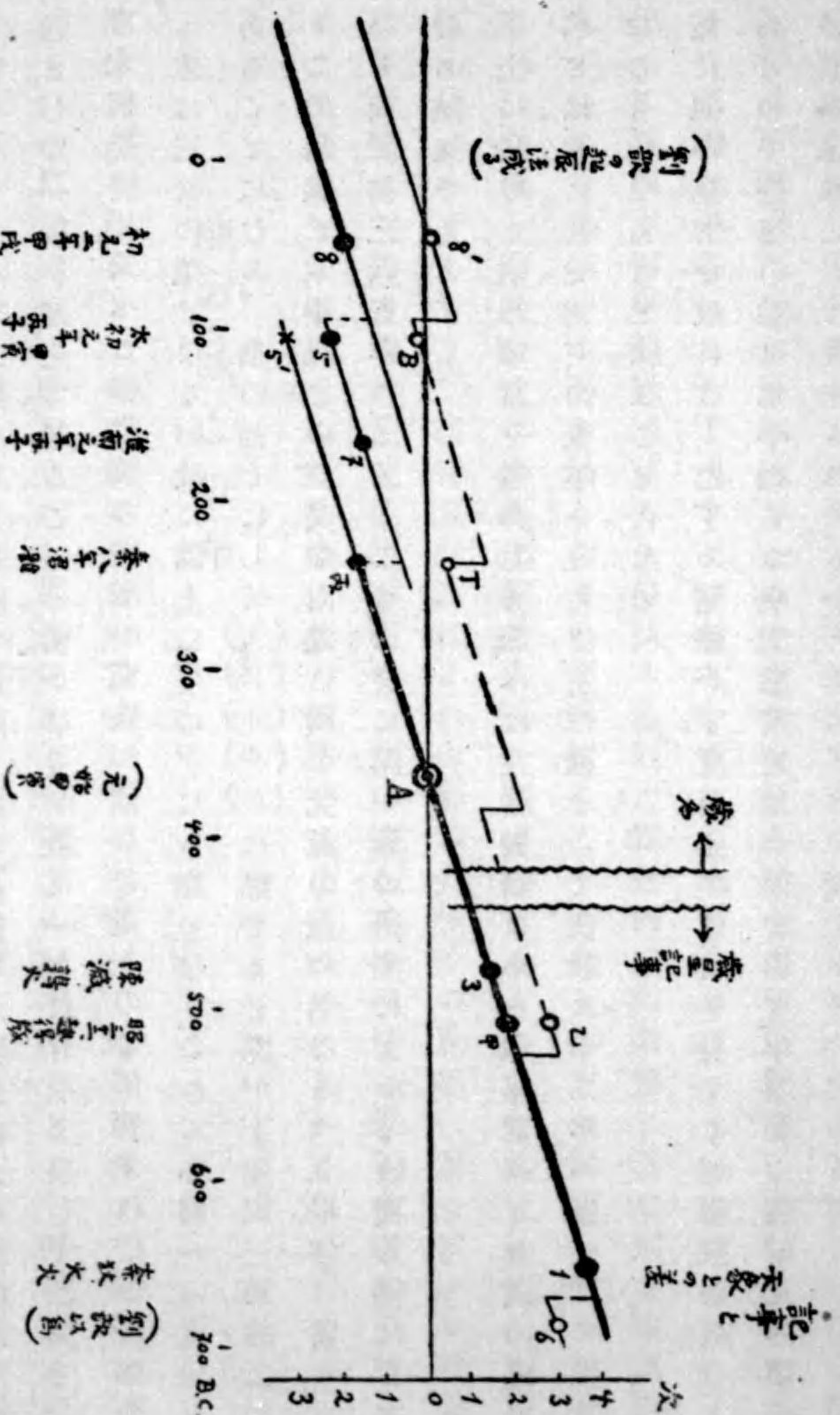
この混雜を説明せんがために錢大昕は歲陰(又は太陰)と太歲とは別物で二辰の差を有するものであるとし、太初元年は歲陰紀年法では寅で、太歲紀年法では子であると云ふことによりて説明し去らんとして居るが、これは頗る無理である。これは寧ろ無超辰紀年法が實際の天象と一致せざるがために生じたる混雜として解釋すべきものであらうと思ふ。當時實際の天象よりすれば寅の歲なるに、これを子歲と數へて居りたりとすれば、無超辰紀年法の差が其年までに積りて二次となりたるもの、若し亥歲と數へて居りたりとすれば三次の差となりたるものと見るべきであらう。

以上五件の材料の中(1)に就ては議論はない。(2)に就ては(甲)(乙)兩様の解釋の可能性があることが實に妙味の存する所である。戰國時代の人は(甲)の解釋を有して居つたが故に十二年一周法にて歲星記事を作製し、前漢末の人は(乙)の解釋を有して居つたが

故に斯くして作製された記事から百四十四年超辰法を導き出したのである。(甲)の解釋の可能なることは徐發が天元曆理全書に述べた説で、相應に根據があるが、確實にして疑なしと言ひ得る程の證據がないのは遺憾である。(3)に就ては飯島氏は左傳のこの記事は杜預が後より修正したるものであるとして、證據としての價值を否認せんと試みられたのであるが、次節に述ぶるが如く、飯島氏の説は成立し得ない、從て(3)は疑ふべからざる一の證據である。(4)及び(5)に就ては、太陰太歲異同論に依て其證據としての價值が定まるのであるが、第三篇に詳論する如く、錢大昕の説は成立し得ない。太陰(歲陰)と太歲とは同一のものである。從て(4)は無超辰説に對する確かなる一の據點である。なほ(4)に就ては、傳寫の誤や後世からの改削などは絶対にあり得ないと思はるので、證據として非常に有力なるものである。(5)に就ては更に第三篇に詳論するが、必ずしも第一篇に想像した如くに簡單ではない様である。從て獨立なる一の據點とはなり得ないであらうが、有力なる一の傍證點である。是等の論證相互の關係及びそれによつて歲星記事の製作年代を決定する材料としての價值は是等の諸點を圖に表はして見れば一層明瞭である。

左右の方向に年代を取り上下の方向に記事と實際の天象との差を取ることを、すれば、若し凡ての記事が實際の天象に應じて記されたものであるならば、凡ての點は水平軸に沿うて左右に排列し、多少の差はありとも水平軸の上下に出入することは僅少であるべき筈である。反之、若し是等の記事は或る特定年代の天象を基準として誤りたる推歩法によりて製作されたものであるならば、凡ての點は水平軸に對して若干の傾斜を有する一の直線又は鋸齒狀斜線に沿うて排列すべき筈で、其斜線又は鋸齒狀斜線と水平軸との交叉點附近は該記事の製作年代に相當し、この年代より前後に、即ち圖上にては左右に距ること遠きに從て水平軸より離るゝことは次第に大きくなるべき筈である。なほ記事製作者が若し無超辰の十二年一週法を用ひたりしものとすれば直線の傾斜は八二六年に付一次の割であるべく、若し百四十四年超辰法を用ひたりしものとすれば右と同様の傾斜を有し乍ら百四十四年毎に一次づゝの階段を有する鋸齒狀斜線をなす筈である。

前掲五件の論證の中、(1)(2)(3)(4)に應ずる點を圖上に記せば、1甲乙3丙丁等の諸點を得るが、其中1甲3丙の四點は丁度所要の傾斜を有する直線上に列して居る。又



再び左傳國語の製作年代を論ず

(5)の丙子はこれを秦八年の申と比較すれば其間に如何なる理由によるかは暫く別問題として一辰を超えて居ることは明かなるが故に一次だけ引き戻して乙亥とし、一方太初甲寅と云へるは當時の實際の天象に應じたるものと解釋すれば、この年の數へ方は三次の差となるが故に圖上にては5なる點となり、これも亦同一の直線上にあることになる。斯の如くにして(1)(2)(3)(4)(5)に應ずる五點が丁度同一斜線上にありこの斜線と水平軸との交叉點附近に於て、元始の歳の名なるべき甲寅に當る年がある(西紀前三六五年に)と云ふことは、實に第一篇の研究によりて收穫し得たる主要なる結果である。

圖上に於ける右の事實を翻譯して云へば、左傳國語にある歲星記事と、秦漢の際の歲名とは共に西紀前三六五年を元始甲寅の歲として、前後に十二年一週法にて推算したるものであると云ふことになる。

更に他の見解を取れば、乙丁の諸點が丁度所要の傾斜を有する鋸齒狀斜線の上にあるので、是等の點は水平軸との交叉點附近即ち西紀前百年頃から西紀元年頃までの間を基準として製作されたものであらうとの疑もあるのであるが、これに對し

ては3を包含し得ざることが有力なる反證であるのみならず、丁も頗る無理な點で、是等は當然丙8でなければならぬのであるが、百四十四年超辰法に調和せしむるために、無理な解釋によりて引き上げたものである(第三篇參照)。

思ふに百四十四年超辰法なるものは乙の二點を既定の事實と信じたる前漢末の人が、是等の記事から導き出したもので、其際に乙と3とを兩方共説明し得る如き案は到底見出し得なかつたので、比較的表面に顯はれざる3の方を止むを得ず不問に附したものであらう。漢書五行志によれば、春秋の多くの災異に關して一々自分の意見を附けて居る劉歆が、この陳滅亡の一條に關しては何等の説をも述べて居らぬのは注意すべきことで、この沈黙は蓋し偶然ではないのであらうと思ふ。

陳の滅亡の年

陳の滅亡に關する一條に就て現在の左傳が當初のまゝの原形を傳へて居るか否か。これ飯島氏に依て提出された問題である。歲星の記事によりて左傳の劉歆僞作説を支持せんとする考と陳の滅亡に關する豫言の記事とは兩立し得ないのであ

るから、飯島氏が右の如き疑を起されたのは一應尤もな次第である。現行本には、

左傳昭公九年(西紀前五三三年) 夏四月陳災。鄭裨竈曰。五年陳將復封。封

五十二年而遂亡。子產問其故。對曰。陳水屬也。中略歲五及鶉火。而後陳卒亡。

楚克有之。天之道也。故曰五十二年。

左傳哀公十七年(西紀前四七八年) 秋七月己卯。楚公孫朝帥師滅陳。

とあるが、飯島氏の説によれば、左傳の原形にては九年の傳文には五十二年が二ヶ所とも五十一年となつて居り、次の傳文は哀公十六年の條にあつて、双方とも超辰法の勘定に合つて居たのを、晋の杜預が(西紀二八〇年頃に)集解を作るに當り、自分の信じて居る無超辰の十二年一週法に合ふ様に勘定して現形の如くに改作したのであらうと云ふのである。

飯島氏が斯の如き説を提出された理由としては、かくすれば氏の有せらるゝ劉歆僞作説に都合がよいと云ふことの外には、單に陳滅亡の年が史記の本紀世家年表等によりて記載が區々で一定して居らぬと云ふことに過ぎない。積極的の證據は一つもない。劉歆を以て左傳僞作者とし、杜預を以て左傳改竄者であると申立つた

めの證據としては餘りに薄弱であると云はなければならぬ。

加之、左傳のこの記事は前漢書五行志にも引用してある。

前漢書五行志第七上 (昭公)九年夏四月陳火。董仲舒以爲云々。劉向以爲云々。

左氏經曰。陳災。傳曰。鄭裨竈曰。五年陳將復封。封五十二年而遂亡。子產

問其故。對曰。陳水屬也。中略故曰五年。歲五及鶉火。而後陳卒亡。楚克有之。

天之道也。說曰。顓頊以水王。陳其族也。今茲歲在星紀。後五年在大梁。中略

故曰五年陳將復封。中略自大梁四歲而及鶉火。四周四十八歲。凡五反鶉火。五

十二年而陳卒亡。火盛水衰。故曰天之道也。哀公十七年七月己卯楚滅陳。

飯島氏の説によれば、この五行志も亦原形は五十一年、十六年とあつたのを杜預の修正を経て現在の形となつたものとしなければならぬであらう。なほ劉歆の超辰法によれば昭公十五年(西紀前五二七年)に超辰がある筈であるから、この文に見えて居る大梁と鶉火との間で一つ超辰しなければならぬので、この場合には大梁より三年目前後の年を入れてにて鶉火になつた筈である。併し大梁實沈(鶉首)鶉火と接近して居るものを單に自大梁三歲而及鶉火では意味をなさぬから、こゝには超辰法に

西紀前	魯公	無超辰法	超辰法
533	昭 9	星紀	星紀
	10	枋營婁	玄枋營婁
	11	玄姬降婁	玄姬降婁
529	12	大梁	大梁
	13	大實沈	大實沈
527	14	大實沈	大實沈
526	15	鶉首	鶉火
	16	鶉火	鶉火
	17	……	……
	18	……	……
	……	……	……
	……	……	……
	……	……	……
	……	……	……
	……	……	……
477	哀 16	……	……
478	17	鶉火	鶉火

よりて鶉首を飛ばすことを明かに示した文句があつたものとしなければならぬ。即ち杜預は單に三を四に改めたわけではなく、超辰法を示して居る若干の文句をも刪り去つたものとしなければならぬ。斯の如きことは到底有り得べからざることである。否な、有りと云ふためには積極的なる確證を要する事件である。

追記 (昭和三年五月)

杜預は左傳昭公三十二年(前五〇)の越得歳の條に注して「是歲歲在星紀」といふて居る。これは昭公十五年(前五二七)に超辰したものに相當して居るものなので、杜預は自ら超辰法を信じて居ると否とに拘はらず、傳文に成るべく忠實なる註釋を加へ、私意によつて改竄を加へて居らぬ。陳の滅亡の豫言に關する杜預の改竄説の如きは全く根據なき誣言といはなければならぬ。

漢書五行志には其始めの部分に、

漢書五行志第七上 景武之世。董仲舒治公羊春秋。始推陰陽。爲儒者宗。宣元之後。劉向治穀梁春秋。數其禍福。傳以洪範。與仲舒錯。至向子歆。治左氏。傳其春秋。意亦已乖矣。言五行傳。又頗不同。是以檻仲舒。別向歆。傳載睦孟夏侯勝京房谷永李尋之徒所陳行事訖于王莽。舉十二世。以傳春秋。著於篇。

とある如く春秋より漢に至る間の災異に關して人々の意見を掲げて居るのであるが、董仲舒、劉向、劉歆、京房等の説に就ては一々其名を掲げて其責任を明かにし、説曰と云ふ中には當時學官に列せる人々の間に行はれて居つた説を一括して掲げて居る

再び左傳國語の製作年代を論ず

様である。斯の如き五行志の記載例から見れば、この陳滅亡の一條に就て説曰と云ふのは、劉歆より以前にまだ超辰法を知らぬ時分に行はれた解釋を載せたもので、劉歆は當時すでに斯の如き説が存在して居るために、其間に更に自説を提出することを差控へたものと見るべきであらう。

なほ漢書には、律歷志には三統歷の超辰法が堂々と載つて居るにも拘はらず、杜預が五行志のこの一部分のみを改作すると云ふことは餘りに非常識的で、有りさうにもないことであり、又杜預の時代には左傳も漢書も杜預の手の届かない所まで廣く行はれて居つたと思はるゝから、其一部を改作すると云ふことは到底なし得べからざることゝ云はなければならぬ。

結局陳滅亡の豫言に關する左傳の記事に就ては疑を挾むべき餘地がない。従てこの豫言の作者(即ち左傳の作者)は昭公十五年の超辰を知らず、三統歷超辰法の知識を有せざりしものと云はなければならぬ。

元始甲寅の歲

左傳國語の中にある歲星記事及び秦八年の歲名は共に西紀前三六五年を元始甲寅の歲として前後に推算したものであることは、第一篇及び本篇第二節に論じた如くであるが、なほこの年附近は曆法上種々の點に於て頗る注意すべき時期である。漢代に見えたる種々の曆法に就ては第三篇に詳論しやうと思ふが、其結果の一部をこゝに引用し第一篇の結論と共に列記すれば次の如くである。

- (イ) 西紀前三六五年は歲星の位置より見て元始基準の歲であるので、星占讖祥を事とする一派は此歲を以て元始甲寅の歲として居る。
- (ロ) 西紀前三六六年は夏正の正月朔が丁度甲寅立春であつたので、顓頊歷ではこの歲を元始甲寅の歲として居る。
- (ハ) 西紀前三六七年は殷歷の歷元なる西紀前一五六七年十一月甲子朔旦冬至の歲より千二百年で歲名は同干支である。殷歷ではこの西紀前一五六七年を元始甲寅の歲とし、従て又西紀前三六七年を二次的の元始甲寅の歲として居る。
- (ニ) 西紀前三六七年は緯書にある殷歷の開闢上元から丁度二百七十六萬年に當て居る。

右の中(ハ)と(ニ)とは相關聯したものであるが(イ)と(ロ)と及び(ハ)と(ニ)とはそれ〴〵全く異なりたる理由から元始基準的の資格を有して居るので、それ等が僅に一年宛の差にて偶然相接して居ると云ふのは實に珍らしき適合と云はなければならぬ。是等三つの元始基準の歳が全然同一の歳で有り得たならば猶更であつたらうが、一致せざるまでも斯く相接近して居ると云ふことは、この年附近に一種神祕的の勿體らしさを與ふるに至つたであらうと察せられる。

是等の三つの元始甲寅の歳は同時に行はれたものか。逐次的に行はれたものか。三者相互の關係は如何。三者の結末は如何。是等は篇を改めて詳論することゝするが、先づ直に氣のつくことは、(イ)は歳星の位置に關するもので、歳星の運行を以て十二年一週と信じて居つた時代には、二三十年の間には實際と推歩との間に可なりの差を生ずる筈故、(イ)の甲寅元は必ずや當時の天象に基いて其時に定めたものでなければならぬこと。(ロ)及び(ハ)(ニ)は二三百年乃至數百年後からの推算で溯りて甲寅元とすることも可能であることである。従て少くとも(イ)は其當時から甲寅元として採用されたものであり、なほこの歳附近は戰國から秦漢に至る際の曆家が常に注

目して居つた年代であると云ふことは明かである。

西紀前三六五年附近が歳星に關して基準元始の歳として採用されたものであることは、なほ單獨に漢書天文志のみからでも明かである。

漢書天文志第六 太歲在寅。曰攝提格。歲星正月晨出東方。石氏曰名監德。

在斗牽牛。失次杓。早水晚旱。甘氏在建星婺女。太初歷在營室東壁。在卯曰

單闕。二月出。石氏曰名降入。在婺女虛危。甘氏在虛危。失次杓有水災。太

初在奎婁中略。在子曰困敦。十一月出。石氏曰名天宗。在氏房始。甘氏同。太

初在建星牽牛中略。甘氏太初歷所以不同者。以星羸縮在前各錄後所見也。

同じ攝提格の歳(寅)同じ單闕の歳(卯)等十二歳に於ける歳星の位置を、石氏甘氏の見たる所及び太初歷制定の際に見たる所を記して居るので、しかも其位置の同じからざるのは時々歳星の進退があるのを見たまゝに録したからであらうと正直に斷つて居る。この記録は實によく太初元年の歳名の混雜の理由を説明して居るものと云はなければならぬ。即ち太初元年の始めに歳星は星紀(斗牽牛)の始めにあつたので、石氏の定め方によれば太歲在寅。曰攝提格。石氏曰。在斗牽牛。此歳を攝提格の

歳と稱へなければならぬ。然るにそれ以前から十二年循環で稱へ來つた歳名によれば困敦になつて居つたので、右の記録に修正的追加を施して「在子曰困敦。太初在建星斗牽牛」としたのである。斯様な見解によりてこの天文志の記録を解釋すれば、歳星の位置の差は、十二年一週にて歳を數へて來た爲に石氏甘氏時代と太初との間に自然に生じた差と見なければならぬ。今十二歳の記録に就て其差を平均して見れば、石氏と甘氏とに就ては其差極めて僅少である。石氏と太初とでは丁度二次の差である。八二六年毎に一次の差を生ずる筈であるから、若し石氏甘氏時代の歳名と太初の際の歳名とが連続して居つたものとして計算すれば、石氏甘氏の時代は太初以前一六五年となり、大約西紀前二六九年頃となるのであるが、石氏甘氏時代を秦八年以前とすれば、秦八年の歳名は既に太初の際の歳名と連続せずして一辰の差あるが故に、石氏甘氏の歳名も亦太初の際の歳名とは直には連続せずして一辰の差あるものと見るのが至當であらうから、結局同名の歳に就ては三次の差と云ふことになり、石氏甘氏の時代は太初以前二四八年で、大約西紀前三五二年前後と云ふこととなる。

この計算は第一篇第十一節及び本篇第二節(5)の計算と實質に於て同一のものであるが、たゞ單に漢書天文志からだけでも石氏甘氏の時代(從て歳星記事製作の時代)を推定することが出來ると云ふことを明言して置きたいと思ふ。

劉歆偽作説に就て

歳星の記事によりて左傳國語の製作年代を戰國時代と斷定した上は、前漢末に於ける劉歆の偽作説の如きはもはや成立し得ないので、別に駁撃を加ふる必要もないのであるが、なほ一二の蛇足を添へて劉歆のために辯じやうと思ふ。

(一) 史記の中に左傳國語に關する記事及び慥に左傳より引用せりと思はるゝ部分あること。

(イ) 十二諸侯年表 魯君子左丘明。懼弟子人人異端各安其意失其眞。故因孔子史記。具論其語。成左氏春秋。

(ロ) 太史公自序 左丘失明。厥有國語。

(ハ) 歷書 周襄王二十六年。閏三月。而春秋非之。先王之正時也。履端於始。

再び左傳國語の製作年代を論ず

舉正於中。歸邪於終。下略

これは左傳文公元年の條から引用したものである。春秋長歴の研究によれば、事實はこの年三月には閏月がない。閏三月と云ふのは左傳の著者が誤てさう認めて見當違ひの批難を加へて居るのに過ぎないのであるから、先後の順序は必ずや左傳から史記へ引用したものであることは疑もない。なほ左傳のことを春秋と稱へて居るのは注意すべきことである。

(ニ) 秦本紀 三良の殉死に關し君子曰として加へたる批評は左傳文公六年の條の君子曰の説を引用したものである。其結尾の「是以知秦不能復東征也」とあるのは例の左傳流の豫言で、史記は其まゝ採用したものである。又この部分が後からの攙入でないことは、太史公自序秦本紀の分に「以人為殉。詩歌黃鳥。昭襄業帝。作秦本紀」とあり、太史公自身がこの記事に重きを置いて居るを以て見ても明かである。

(ホ) 吳世家 季札が諸國を歴訪せる記事は左傳襄公二十九年の條より引用せるものである。魯に於ての談話の中に鄭に對して「是其先亡乎」と云ひ、齊に對して

「國末可量也」と評せるは皆左傳一流の豫言であるが故に、史記は左傳より採用せるものであることは疑ふべくもない。

贊に「余讀春秋古文。乃知中國之虞與荆蠻句吳兄弟也」とあるが、こゝに春秋古文と云ふて居るのは左傳のことである。

(ヘ) 鄭世家 參と商とに關する説話は左傳昭公元年の條より引用したるものである。星の祟りの因縁話は無論左傳一流のものである。

(ト) 晉世家 荀息の死に對する君子曰の評は左傳僖公九年の條より引用したるものである。

(チ) 孔子世家 「孔子年十七魯大夫孟釐子病且死、誠其嗣懿子曰、孔丘聖人之後、中略今孔丘年少好禮、其達者歟、吾即沒、若必師之、及釐子卒、懿子與魯人南宮叔、往學禮焉」とあるのは左傳昭公七年に「九月公至自楚、孟僖子病不能相禮、乃講學之、苟能禮者從之、及其將死也、召其大夫曰、禮人之幹也、無禮無以立、吾聞將有達者、曰孔丘、聖人之後也、下略」とあるのを誤解して引用したものである。昭公七年孔子年十七の時に孟僖子が孔子のことを述べたのではない。後に昭公二十四年孔子三十五の

時に孔子の禮を學べど遺言したのを、左傳は事の序でに「及其將死也」として昭公七年の條に終言したものである。これを史記は同年のこと、誤解して引用したので、引用は明かに左傳から史記であつて、其逆では有り得ない。

(リ) 十二諸侯年表 晋平公二十六年の部に「春有星出婺女。十月公薨」とあり。これは十月は七月の誤で、左傳昭公十年の條に「春王正月。有星出于婺女。鄭裨竈言於子產。曰七月戊子。晋君將死下略」とあるのを引用したものである（春秋經にはこの記事なし）。何れの地方からも同様に見えた筈であるから何等か特別の理由がなければ、史記がこれを晋の部に置く筈がない。晋の部に入れたのは平公の死と關聯せしむるためで、兩者を星占的の考で結び付けたのは左傳一流の豫言である。

以上は讀過の際に氣のついたもの、中で明かに左傳から史記へ探つたと思はるゝものゝみを列記したのである。若し徹底的に搜したら決してこの數件に止らないであらう。劉歆僞作説を主張するためには、是等は凡て史記にあつたものを左傳が引用したとするか、又は左傳製作の後に溯て後から史記の中へ挿入したものとした

ければならぬであらうが、何れも不可能である。

(二) 漢書後漢書

(イ) 漢書翼奉傳初元元年(前四八)の封事に「是日王者忌子卯也、禮經避之、春秋諱焉」とあるのは左傳昭公九年に「辰在子卯、謂之疾日」とあるのを引いたものである。

(ロ) 後漢書陳元傳に「父欽習左氏春秋事黎陽賈護、與劉歆同時、而別自名家、王莽從欽受左氏學、以欽爲狀難將軍」とある。劉歆と同時の學者が左氏春秋を傳へて別に自ら一家をなし、陳氏春秋と名けたといふことなので、劉歆の左傳僞作説の如きは成立の餘地がない。なほ劉歆と同時にして交遊深き楊雄の法言に「或問周官曰立事、左氏曰品藻、太史遷曰實錄」といふて居るのも同様の證據である。

(三) 劉歆の意見と左傳の著者の意見とは必ずしも全然一致せざること。

劉歆は忠實なる左氏の祖述者を以て任じて居つたらしいので、其意見の差の明かに見えて居るのは甚だ少ないが、それにも拘はらず次に指摘する二點の如きは頗る重大なる意見の相違と云はなければならぬ。

(イ) 漢書五行志には春秋の日蝕の一々に就て劉歆の説を掲げて居るが、劉歆以爲云

々として擧げたる日蝕の時日は、經に記載の時日とは著しく相違し、概して一二ヶ月も早くなつて居る。これは劉歆が春秋の日蝕を三統歴の法に依て推算したゝめである。三統歴には蝕の週期として百三十五月を採用して居るが、この週期はさほど正確のものではなく、前後百年以内の間は有効であるが、六百年を経過すれば蝕の月が丁度一ヶ月ずれる程のものである上に、蝕の推歩の出發點と取るべき時期に就ても誤をなして居るのである。劉歆は三統歴の絶対に正確なるべきを信じて居るので、

周衰天子不班朔。魯歷不正。置閏不得其月。月大小不得其度。史記日食。或言朔而實非朔。或不言朔而實朔。或脫不書朔與日。皆官失之也。

と云ふて居り、三統歴の誤れる推算によりて訂正せる日蝕の時日を正しきものとし、それを土臺として星占的の判斷を下して居る。反之、左傳の著者は唯一ヶ所襄公二十七年の日蝕に、經には十有二月乙亥朔とあるのを傳には十一月乙亥朔と記せる外は凡て經の時日を其儘受け入れて居る。兩者の相違の殊に明かなる例の二三を次に掲げる。

左傳莊公二十五年。夏六月辛未朔。日有食之。鼓用牲于社。非常也下略——漢書五行志 劉歆以爲五月二日。魯趙分。下略

左傳文公十五年。六月辛丑朔。日有食之。鼓用牲于社。非禮也下略——漢書五行志 劉歆以爲四月二日。魯衛分。

左傳昭公二十一年。秋七月壬午朔。日有食之。公問於梓慎。曰是何物也。禍福何爲下略——漢書五行志 劉歆以爲五月二日。魯趙分。

(ロ) 左傳の著者は日蝕は凡て朔に限るものと思ふて居る。

左傳僖公十有五年。夏五月。日有食之。不書朔與日。官失之也。

と云へる傳文を見ても明かであるが、なほ著しき實證は文公元年二月癸亥の日蝕に對する左氏の見解である。事實は二月癸亥晦の日食であつたのであるが、左傳の著者はこれを二月癸亥朔の日食と斷定したがために、四月にある丁巳の日附と調和するためには三月に閏がなければならぬ筈となり、斯くして事實に非ざる閏三月が生れ、やがて「於是閏三月。非禮也」云々の堂々たる批評的傳文が發せらるゝに至つたのである。他には何等據るべき材料がないにも拘はらず、

斷然斯の如き傳文を發する程強き確信を以て他の必ず朔にあるべきことを信じて居つたのである。

然るに劉歆は漢時代の多くの晦食になれて、日蝕は必ずしも朔に限るものと思つて居らぬ。現に春秋三十六日蝕の中十六が朔、十八が二日、一が晦と云ふ見解を下して居る。

(四) 漢書五行志及び律歷志等には以前から傳つて居る事實や説と劉歆等の説とは明かに區別し得る様に記載して居る。

(イ) 五行志には左傳にない歲星の位置が三つ程載せてあるが、何れも劉歆以爲と明記してある。殊に其中莊公七年(西紀前六八七年)四月辛卯夜恒星不見云々の件に關し「劉歆以爲中略是歲。歲在玄枵。齊分野也」とあるのは、三統歷による西紀前六七一年の超辰以前なので、左傳國語にある他の歲星の位置に比し、一つ前へ超えて居る。左傳が若し劉歆の僞作ならば、此の如き超辰法を確むるに有利なる記事は無論左傳の中に挿入さるべき筈であらう。

(ロ) 律歷志世經を熟讀すれば、其中どれ程の部分が劉歆以前からの傳説で、劉歆はそ

れを如何に利用して殷周の年代を決定するの材料としたか、頗る明瞭に認むることが出来る。例へば飯島氏が引用せられたる部分に就ても

三統上元至伐桀之歲。十四萬一千四百八十歲。歲在大火房五度。故傳曰。大火闕伯之星也。實紀兩人。

自文王受命而至此十三年。歲亦在鶉火。故傳曰。歲在鶉火。下略

是等の文中○點を附せる部分は、三統歷よりすれば斯くなること云ふことにて、故傳曰は證據を擧げて、三統歷によりて計算せる年代の正しきことを證明せんとする論法である。強て疑の眼を以て左傳國語を見て、其中にある記事は三統歷によつて説明することが出来るが故に、左傳國語は劉歆の僞作なりと云ふのは無理である。それほどまで巧に律歷志世經を編み上げたる劉歆の苦心と努力とに感謝しなければならぬのである。當時存在せる一切の材料を整理し、三統歷によりてこれを一貫して秩序ある系統に仕上げたる手腕と、材料と結論とを併記して後の學者に批評の餘地を與へたる學者的用意とは實に嘆賞に値するものと云はなければならぬ。

公羊傳及び穀梁傳の製作年代に就て

公羊傳及び穀梁傳には天文曆法に關する記事が少ないので、其方面から製作年代を判定する材料に乏しいが、たゞ一つ日蝕の朔晦に關する見解を利用して若干の見當をつけることが出来る。前節に述べた如く左傳の著者は日蝕を以て常に朔にのみあるものとの見解を有して居るが、公羊傳穀梁傳に於ては必ずしも朔に限るものとは見て居らぬ。

公羊傳には、

曰某月某日朔日有食之者。食正朔也。其或日。或不日。或失之前。或失之後。

失之前者朔在前也。失之後者。朔在後也。(隱公三年傳)

穀梁傳には、

言日。不言朔。食晦日也。(隱公三年傳)

言日朔。食正朔也。(桓公三年傳)

言朔。不言日。食既朔也。(桓公十七年傳)

不言日。不言朔。夜食也。(莊公十八年傳)

と云ふて居る。これを左氏傳の

不書日。官失之也。(桓公十七年傳)

不書朔與日。官失之也。(僖公十五年傳)

と云へるに比すれば著しき相違である。斯の如き相違は畢竟時代の差に歸すべきものであらうと思ふ。左傳は西紀前三百四五十年の戰國時代に製作されたものと論斷したのであるが、公穀兩傳はそれよりもなほ若干後の時代に製作されたものであらう。なほ戰國より秦に至る間の日蝕は史記秦本記及年表の記録の極めて粗雑なるを以て見れば、此時代は日蝕に對して相當の注意を拂ふ餘裕が無かつた時代であるかも知れぬ。若しこの見解にして當れりとするならば、公穀兩傳の製作年代は或は漢初まで降るものであるかも知れぬ。

要旨概括

本論文は「歳星の記事によりて左傳國語の製作年代と干支紀年法の發達とを論じ」

再び左傳國語の製作年代を論ず

たるもの、繼續で、戰國より秦漢に互れる時代に於ける天文曆法學の發達に關する研究の第二編となるべきものである。第二節に於て前回論文の要領を述べ圖に依て之を説明し、第三節に於ては右論斷の主要材料の一なる陳滅亡の豫言に就て考證して飯島氏の疑問に答へ、第四節に於ては西紀前三百六十五年前後は曆法上種々なる點に於て注目すべき時期であること、及び天文星占の説の元祖と目されて居る石氏甘氏の時代は漢書天文志より推算すれば丁度此時期に當ることを述べ、以上三節に互りて前回の論文に於て到達し得たる結論を反覆論證したのである。更に第五節に於ては劉歆偽作説に向て追撃を加へて劉歆の冤を雪ぎ、第六節に於ては餘勢を利用して公羊穀梁兩傳の製作年代を考究し、共に左傳より新らしきものなるべしと云ふ意見を提出したのである。なほ漢代に見えたる種々の曆法の研究は前回並に今回の論文と密接の關係を有するものであるので、第三篇として引續き發表せんことを期して居る。

(大正九年八月藝文)

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

緒言

戰國より秦漢に互れる時代に於ける天文曆法の學の發達如何は頗る興味ある問題である。上は忠實なる二百四十餘年間の記録を有する春秋時代(西紀前七二二—四八一)を承け、下は曆法制定の太初年代(西紀前一〇四)に接續する約四百年の間に於て、天文曆法に關する知識は如何様に發達したか。問題其れ自身に於ても、又引て諸方面の研究に關聯する點から見ても頗る重要な問題であるが、從來は研究材料の不足なること、材料の取捨甚だ困難なること、のたために、殆ど手を著けてないこと、ふてもよい程である。太初曆の制定は外國から輸入されたる知識によるものであらうと云ふ説が學界に提出されたことさへあるのは、如何に此方面の事情が從來暗黒であつかを示す好適例である。

予は前回の論文第一篇及第二篇に於て左傳國語は西紀前三百四五十年頃の戰國

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

時代に製作されたものと論斷したのであるが、この研究の結果として、尨大なる左傳國語の二大著述は著作時代の比較的よく判明せる戰國時代の材料となりたるのみならず、これに關聯して爾雅及び周禮の一部も同時代に出來たものであり、十二次及び分野法の制定、干支紀年法の創定等も亦殆どこれと同一の時代のものであることが明かになつたので、戰國時代に對する研究材料は俄に豊富を告ぐるに至つたのである。

斯くしてこの約四百餘年の間(西紀前四八一—一〇四)に於て、研究材料となるべき著述で比較的よく年代の判明して居るものは、

左傳及國語 西紀前三百四十五年頃

呂氏春秋 西紀前二百四十年頃

淮南子 西紀前百六十年頃

史記 西紀前百年頃

であり、なほ其外に孟子及び楚辭は大約西紀前三百年頃のものであらうと思はれる。研究材料としては割合によく全時代に分布して居ると云はなければならぬ。

太初元年に於ける曆法制定は支那の曆法史上に重要な時期を劃する空前の大事業であつただけに、制定の際に於ける混雜は頗る大なるものであつたらしい。漢書律曆志の記述によれば、少くとも幾十の人々が實測と運算とによりて、十數の異りたる曆法を比較研究して慎重に審議したものらしく、差當りては太初元年五月より新曆を施行したのであらうが、論議が充分に決定するまでには前後十數年乃至數十年を要したものであるらしい。

比較研究の結果、優勝者として採用されたものは即ち太初曆(三統曆)であるが、ひとり三統曆のみならず其他の曆法に就ても、主張者はみな其論證を歴史的記録、主として春秋の記事に求めて居るので、是等の曆法の論議を研究すれば、是等の曆法相互の關係や、曆法發達の徑路と共に、古代の史實に就ても闡明し得る所が尠なくないであらう。

曆法制定に關する當時の事情や論議等は史記曆書及び漢書律曆志に記述されてあるが、なほそれに関聯して參考すべき材料は後漢書晉書、唐書等の歷議、並に緯書の中に散見して居る。

第一篇及び第二篇に於ては左傳國語の研究によりて、問題に取りたる時代の初期に當る部分を講究したことになるのであるが、本篇に於ては漢代に見えたる種々なる曆法の研究を題目として、此時代の末期の方面から進んで見たいと思ふ。蓋し此時代は春秋二百四十餘年間の記録を咀嚼して整頓せる曆法の制定に達すべき準備時代と見ることが出来るのであるから、曆法制定前後に現はれたる種々の曆法の研究は、やがて全時代の状態を闡明するための材料として恰好のものであるべき筈である。

十九年七閏の法

月の盈蝕による一ヶ月の長さは二九・五三〇五八八日で、十二ヶ月は三五四日、十三ヶ月は三八四日となるのに、一ケ年の長さは三六五・二四二二日なるが故に、太陰曆を用ひながら、同一の暦日が常に似寄りたる季節に相當することを望めば、時々閏月を挿入して太陽曆の季節との調和を計らなければならぬ。十二ヶ月では約十一日不足なのであるから、大體二年半毎に一回位の割に閏月を入れると云ふことになるの

であるが、

$$365 \cdot 2422 \times 19 = 6939 \cdot 602$$

$$29 \cdot 53059 \times 235 = 6939 \cdot 688$$

なる關係があつて、殆ど精確に十九年は二百三十五月に等しい。即ち十九年の間に七ヶ月の閏月を入れれば、十九年の後には、丁度同一の暦日が同一の季節に相當すると云ふことになるのである。これは所謂十九年七閏の法で、季節の循環は古代の人には充分すぎる程精確であり、週期の長さも手頃の長さであるので、太陰太陽曆にては其發達の途上に必ず到達すべき曆法である。

十九年の間に七閏を置くとして、これを如何様に配置するかには就ては種々の方法がある。

(イ) 二年若くは三年目の年末に置く。

(ロ) 平分して三十二ヶ月乃至三十三ヶ月目に置く。

(ハ) 一年を冬至より始めて十二に等分し其時期を十一月中、十二月中、一月中等と名づけ、一ヶ月の中に含める中氣の名を以て其月の名とする。かくすれば、中の中との

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

間は三十日餘で、一ヶ月の長さより長きが故に、その少し宛の差が積りて三十二、三ヶ月毎に中氣を含まざる無名の月が出来来る筈である。これを閏月とする。(月名は所謂夏正の場合を記す)

(二) 十二の中氣を定むるに當り、冬至點より始め黄道徑度を十二に等分したるものに相當するものを用ふる場合には、中と中との間が一ヶ月より短かきものもあり、従て一ヶ月の中に二つの中氣を含む場合もあることになるが、この場合には、冬至、春分、夏至、秋分を含む月を必ず十一月、二月、五月、八月と稱へると云ふことを附加すればよい。

太初以後は(ハ)を用ひ、近世に至ては(ニ)を用ひて居る。太初以前の漢初には(イ)を用ひて居る。春秋初期には十九年法ではないが、歳終置閏法を用ひて居る様であり、春秋後期には(ロ)若くは(ハ)を用ひて居る。戰國時代の左傳の著者が文公元年の條に、

先王之正時也。履端於始。舉正於中。歸餘於終。履端於始。序則不愆。舉正於中。民則不惑。歸餘於終。事則不悖。

と云ふて居るのは(ハ)の置閏法を主張して居るものと思はれる。履端於始と云ふの

は朔と標準季節と合致せるとき例へば十一月朔旦冬至の歳を十九年の章首とすべしと云ふこと。舉正於中と云ふのは必ず中氣を其月の中に含む様にするに云ふこと。歸餘於終と云ふのは閏餘を閏月にて一掃して片付けると云ふこと、解すべきであらうと思ふ。

左傳のこの文は史記歷書及び漢書律歷志に引用されて居る。思ふに置閏法を規定せるものとして當時の曆法家の間に重んぜられたものであらう。なほ漢初に歳終置閏法を用ひたのは、この文の中、歸餘於終とあるのを誤解した爲めであらうと云ふ説がある。或はさうかも知れないが、實地問題としては季節の僅かの差をやかましく論ずるよりも、寧ろ閏月は常に歳終にあるものとする方が年中行事の割當が簡便なるのを選んだものであらう。

漢代に見えたる曆法は凡て十九年法で、要するに次の二種類に過ぎない。
(一) 四分曆法 一年の長さを三六五・二五日なりとし、十九年の章法を正確なりとすれば、

$$365 \cdot 25 \times 19 = 4 \times 235,$$

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

$$x = 29 \frac{499}{940} = 29.53085$$

で、一ヶ月の長さは二九・五三〇八五日となる。朔の位置は三百年で一日、季節は四百年で三日の差を生ずる。

(二) 八十一分法 蝕の週期を取り入れるために一ヶ月の長さを二十九日八十一分の四十三とし、なほ十九年の章法を正確なりとすれば、

$$x \times 19 = 29 \frac{43}{81} \times 235,$$

$$x = \frac{365 \frac{385}{1539}}{1539} = 365.2302$$

で、一年の長さは三六五・二五〇二日となり、月の長さも一年の長さも殆ど四分歴法と同一である。

後者は三統歴に採用された値であり、前者は三統歴以外の凡ての漢代の暦法に用ひられて居る。

四分歴

一年の長さを三六五・二五日とすれば十九年にては六九三九・七五日で四分の三日

だけの端数がある。この端数をなくするためには十九年の四倍なる七十六年を取ればよい。十九年を一章とし、四章七十六年を一蔀と稱へる。今ある歳に前年十一月甲子朔旦冬至であつた歳を第一章の首とすれば、第二章首は前年十一月癸卯朔冬至、第三章首は前十一月癸未朔冬至、第四章首は前十一月癸亥朔冬至、第五章首即ち第二蔀首は前十一月癸卯朔旦冬至となる。かくして滿七十六年の間に二十八閏、九月二〇日、二七七五九日、季節は再び同一の暦日同一の時刻に循環して十一月朔旦冬至となるのであるが、日の干支は甲子であつたものが癸卯になつて居る。この蔀首の日の干支は甲子、癸卯、壬午、辛酉等となり、再び甲子の蔀首を得るのは第二十一蔀首である。二十蔀は一千五百二十年でこれを一紀と稱へる。若し第一紀首が甲寅の歳で、前十一月甲子朔旦冬至の歳から始めれば、第二紀首は甲戌の歳、第三紀首は甲午の歳で、第四紀首に至て再び甲寅の歳、前十一月甲子朔旦冬至の歳になる。三紀を一元と稱へる。即ち一元三紀四千五百六十年を経れば、同名の歳、同名の月、同名の日の同一時刻に同じ季節と朔とが再び循環し來るのである。

般歴及び後漢四分歴の場合に就て、一紀二十蔀の蔀名、蔀首朔旦冬至の日(括弧内に

漢代に見えたる諸種の暦法を論ず

部首に非る章首朔冬至の日、及び部首の歳名を次に掲げる。

部名	部(章)首朔旦冬至	殷				後漢四分曆			
		天紀	地紀	人紀	孟紀	仲紀	季紀	歲名	
甲子部	甲子(癸卯、癸未、癸亥)	甲寅	甲戌	甲午	庚申	庚辰	庚子	庚子	
癸卯部	癸卯(壬午、壬戌、壬寅)	庚午	庚寅	庚戌	丙子	丙申	丙辰	丙辰	
壬午部	壬午(辛酉、辛丑、辛巳)	丙戌	丙午	丙寅	壬辰	壬子	壬申	壬申	
辛酉部	辛酉(庚子、庚辰、庚申)	壬寅	壬戌	壬午	戊申	戊辰	戊子	戊子	
庚子部	庚子(己卯、己未、己亥)	戊午	戊寅	戊戌	甲子	甲申	甲辰	甲辰	
己卯部	己卯(戊午、戊戌、戊寅)	甲戌	甲午	甲寅	庚辰	庚子	庚申	庚申	
戊午部	戊午(丁酉、丁丑、丁巳)	庚寅	庚戌	庚午	丙申	丙辰	丙子	丙子	
丁酉部	丁酉(丙子、丙辰、丙申)	丙午	丙寅	丙戌	壬子	壬申	壬辰	壬辰	
丙子部	丙子(乙卯、乙未、乙亥)	壬戌	壬午	壬寅	戊辰	戊子	戊申	戊申	
乙卯部	乙卯(甲午、甲戌、甲寅)	戊寅	戊戌	戊午	甲申	甲辰	甲子	甲子	
甲午部	甲午(癸酉、癸丑、癸巳)	甲午	甲寅	甲戌	庚子	庚申	庚辰	庚辰	

癸酉部	癸酉(壬子、壬辰、壬申)	庚戌	庚午	庚寅	丙辰	丙子	丙申	丙申
壬子部	壬子(辛卯、辛未、辛亥)	丙寅	丙戌	丙午	壬申	壬辰	壬子	壬子
辛卯部	辛卯(庚午、庚戌、庚寅)	壬午	壬寅	壬戌	戊子	戊申	戊辰	戊辰
庚午部	庚午(己酉、己丑、己巳)	戊戌	戊午	戊寅	甲辰	甲子	甲申	甲申
己酉部	己酉(戊子、戊辰、戊申)	甲寅	甲戌	甲午	庚申	庚辰	庚子	庚子
戊子部	戊子(丁卯、丁未、丁亥)	庚午	庚寅	庚戌	丙申	丙辰	丙子	丙子
丁卯部	丁卯(丙午、丙戌、丙寅)	丙戌	丙午	丙寅	壬辰	壬子	壬申	壬申
丙午部	丙午(乙酉、乙丑、乙巳)	壬寅	壬戌	壬午	戊申	戊辰	戊子	戊子
乙酉部	乙酉(甲子、甲辰、甲申)	戊午	戊寅	戊戌	甲子	甲申	甲辰	甲辰

注意すべきことは、朔旦冬至と日の干支とだけならば一紀千五百二十年にて循環することである。一元三紀を一週とすると云ふことは全く歳の干支をして同一にならしむるために外ならぬのであるから、四千五百六十年の週期と云ふことは直に干支紀年法の行はれて居つたと云ふ證據になることである。例へば淮南子天文訓

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

の始の方の部分に、

凡二十紀。一千五百二十歲。大終。日月星辰復始甲寅元。
 とあるのは顛項歴の標準時期なる正月甲寅朔晨立春が千五百二十年にて循環する
 と云ふことを述べて居るので、歳の干支に關係はないが、後の方の部分に、

太陰元始建子甲寅。一終而建甲戌。二終而建甲午。三終而復甲寅之元。

と云うて居るのは明かに六十干支紀年法による四千五百六十年の循環を述べて居
 るものである。思ふに、干支紀年法を探り入れざる前の顛項歴を傳へたる説と、干支
 紀年法を傳へたる説と、二つの流派の説が偶々其端を顯はして居るものと解すべき
 であらう。なほ錢塘の淮南天文訓補注によれば韓非子に「四千五百六十歲爲一元」と
 あると云ふが韓非子の現行本には見えない。若し韓非子の原本にこの句があるこ
 とが確に證明されるれば、韓非子時代に六十干支紀年法が行はれて居つたと云ふ證據
 になるであらうし、又逆に若し戰國時代には六十干支紀年法はまだ行はれなかつた
 といふことが明かに證明されるれば、韓非子のこの句は後世からの摺入であると云ふ
 證據になるであらう。

四分法は一ヶ月の長さも一年の長さも過大なので、實際の天象に對して、朔は三百
 年の間に一日、季節は四百年に付三日の差を生ずる。季節の方は當時の不精確なる
 測定法にては二三日乃至四五日の差も或は看過したであらうが、朔晦の方は一日以
 上の差は容易に認め得る程不都合なので、此歴法は到底長く用ふることが出来ない。
 是に於て一の方法は、同じ四分法を用ひ乍ら時々其出發基準點即ち歴元を變更して、
 現實の天象に適合せしむる様にすることである。後漢書律曆志に載せたる元和改
 曆の詔書に、

春秋保乾圖曰。三百年斗曆改憲。

と引用せることや、賈逵の論曆に、

太初曆不能下通於今。新曆不能上得漢元。一家曆法必在三百年之間。故識文

曰。三百年斗曆改憲。

と云へるのは皆かゝる考を言ひ表はしたものであらう。現に所謂殷歴は西紀前一
 五六七年を以て前年十一月甲子朔旦冬至の歲なりしものとし、此年を甲寅の歲と稱
 へ歴元として居る。史記に掲げられてある太初歴(歷術甲子篇)にては太初元年を以

て前年十一月甲子朔旦冬至の歳であるとし、此年を以て歴元として甲寅(馮逢攝提格)の歳と稱へんとしたものである。後漢の四分歴は文帝の後三年(西紀前一六一年)を以て一日繰上げて前年十一月甲子朔旦冬至の歳なりしものとし、この歳を仲紀の歴元として居る。

三 統 歴

三統歴の特徴は(イ)十九年の章法を用ふること。(ロ)百三十五月の蝕の週期を用ふること。(ハ)成るべきだけ四分歴の値に近きものを用ふること。(ニ)百四十四年の超辰法を用ふることの四點である。この中(ニ)の超辰法は漢書律歴志世經には大に利用されて居るが、三統歴の實質にはさして缺くべからざるものではない。思ふに後から劉歆の附加したものであらう。太初の曆法制定の際に採用されたる鄧平の八十一分法なるものは(イ)(ロ)(ハ)の三件を満足する様に構成されたるものである。

百三十五月の蝕の週期を、一ヶ月の長さを二十九日八十一分の四十三としたので、一年は三百六十五日と千五百三十九分の三百八十五、十九年では六九

三九日と八十一分の六十一となり、日の端数をなくするためには八十一章千五百三十九年を取らなければならぬ。八十一章を一統とすれば、第一統首が前年十一月甲子朔旦冬至なれば第二統首は甲辰朔旦冬至、第三統首は甲申朔旦冬至で、三統四千六百十七歳の後に第四統首が再び前年十一月甲子朔旦冬至の歳となるのである。三統四千六百十七歳を一元と稱へる。一元を経過したる後には同名の月、同名の日の同じ時刻に、朔と季節とは循環して来るが、歳名は無超辰で數へても、超辰法で追うても同じ歳名にはなつて居らぬ。

一ヶ月の長さ、一年の長さは成るべく四分歴と同じ様にしたのであるから、眞實の値に比して過大であることや、従て三四百年以上に互りて用ふることの出來ぬ歴法であることは四分歴と同様である。

三統歴が四分歴に比して優れる點は百三十五月の蝕の週期を探り入れたことである。蝕の週期は近似的に八十八月、百三十五月、二百二十三月、三百五十八月等で、西洋で古くからカルデヤのサロスとして知られて居つたと云ふ週期は二百二十三月(十八年)であるのに、三統歴に使用せるものはそれと異なりたる百三十五月であると

云ふことは大に注意すべきことである。これは先年支那上代の曆法を論ずる際にも述べた如くに、漢代に於ける天文曆法の學の發達は西洋から輸入されたる知識によるものでないこと云ふことの有力なる證據となるべきものである。

多年の觀測から歸納して太初年代に既に蝕の理を明かにし、正しき週期を知り得たことは感すべきことであるが、實際の計算には全く用をなさなかつたのである。これは一には、百三十五月の週期は近似的のもので二三百年以上に亙りては用ふることは能はざるものであるのと、又一には交點と朔と一致したる蝕の基點と取りたる時期が不幸にして約一ヶ月程誤つて居つた爲めである。漢書五行志には劉歆が三統曆法によりて春秋の日食を推せるものを載せてあるが記事に比して皆一二ヶ月宛の差がある。これに對して、

周衰天子不班朔。魯歷不正。置閏不得其月。月大小不得其度。史記日食。或言朔而實非朔。或不言朔而實朔。或脫不書朔與日。皆官失之也。

と云ふて居るが、魯歷の不正なりしことは無論あつたとしても、主なる誤は却て劉歆の計算の方にあるのである。

三統曆の歷元にとつた歲は太初元年で、前年十一月の朔旦に甲子と朔と冬至と蝕の交點と皆合致し、其上に歲星も亦丁度星紀の始にあつたものと認めて、この歲を元始基準の歷元と取つたのである。この内、蝕の交點に關しては此年十二月朔に支那では見えない日蝕があつた筈であるから、十一月朔は蝕の交點には當つて居らぬ筈であるのに、如何なる材料と理由とによりて誤りて合致せりと認めたか明瞭でない（律曆志世經に殷歷が初元二年を紀首とせるを評して是歲也。十月日蝕。非合辰之會。不得爲紀首と云ふて居るが、この十月の日蝕なるものは太初元年前十一月朔を合辰の會としてそれより劉歆が推算したもので、事實この歲の十月には日蝕がない）。歲星に關しては、實際の天象は正しく星紀の始にあつて基準の状態に適して居つたのであるが、後に劉歆が超辰法を附加するに當りて、後よりの推歩によりて、星紀の末、癸女の六度にあつたものと訂正するに至つたのである。三統の上元を遙に古く溯らせて、上元より太初に至る十四萬三千百二十七歲と云ふ大數を出すに至つたのは全くこの歲星の運行に關する推算のためで、このことは第六節に詳説する。

太初歴の制定

太初歴の制定に關する事項は史記及漢書に詳細に記述してあるが、詳細に記載してあるだけに、一見して前後矛盾して居る如くに見ゆる點が尠なくない。從て二三の主要なる點が今日までなほ未決の疑問として残つて居るのは頗る遺憾のこと、云はなければならぬ。史記歴書には太初の歴法制定に至るまでの事情と、歴法制定に關する詔書とを掲げ、其後に歴術甲子篇として太初元年以後の實例によりて一種の歴法を示して居るが、この歴法は四分歴法である。歴術甲子篇は太初元年より七十六年の建始四年まで繼續して居るので、これは太史公没後に褚少孫が補つたものであらうと云はれて居るが或はさうであらう。どれ程の部分が太史公の書で、どれほどが補足か吟味して見なければならぬ。

漢書律歴志には制定の際の事情が史記よりも一層詳細に記載してある上に、制定後二十七年を経て張壽王其他一二の人によりて提起されたる新歴に對する論争を掲げ、三十年にして是非堅く定まると結び、次に劉歆が歴法に堪能なる由を述べて、劉

歆の手に成れる三統歴及び歴譜(世經)なるものを掲げて居る。この三統歴法の記録は劉歆が認めたものであらうが、其中のどれだけが太初制定の際に定まり、どれだけが劉歆の附加したものであるかは一見明瞭でない。

問題となるべき主要なる論點に關して史記漢書の記事を次に掲げる。

- (イ) 史記武帝本紀及封禪書 (元封七年)十一月甲子朔旦冬至中略夏漢改曆。以正月中略爲歲首中略爲太初元年。
- (ロ) 前漢書武帝紀 十一月甲子朔旦冬至中略夏五月正歴中略正月爲歲首。
- (ハ) 後漢書律歴志 自太初元年始用三統歴。施行百有餘年
- 同元和二年(西紀八五年)改曆の詔書に 史官用太初鄧平術中略今改行四分下略同蔡邕歴議に 孝武皇帝始改正朔。曆用太初。元用丁丑。行之百八十九歲下略後漢書律歴志論曰 上略漢興承秦。初用乙卯。至武帝元封。不與天合。乃會術士。作太初曆。元以丁丑。王莽之際。劉歆作三統。追太初前世一元。得五星會。庚戌之歲以爲上元。
- (ホ) 史記歴書 至今上即位。招致方士、唐都分其天部。而巴落下閩運算轉歴。然

漢代に見えたる諸種の歴法を論ず

後日辰之度與夏正同。乃改元。更官號。封泰山。因詔御史曰。乃者有司言。星度之未定也。廣延宣問。以理星度。未能詹也。中略十一月甲子朔旦冬至已詹。其更以七年爲太初元年。年名焉逢攝提格。月名畢聚。日得甲子。夜半朔旦冬至。

曆術甲子篇

太初元年。歲名焉逢攝提格。月名畢聚。日得甲子。夜半朔旦冬至。正北。十。二。無大餘。無小餘。無大餘。無小餘。下略

(へ)前漢書律歷志 遂詔卿遂遷。與侍郎尊。大典星射姓等。議造漢歷。迺定東西。立晷儀。下漏刻。以追二十八宿。相距於四方。舉終以定朔晦分至躔離弦望。迺以前歷上元泰初四千六百一十七歲。至於元封七年。復得闕逢攝提格之歲。中冬十一月甲子朔旦冬至。日月在建星。太歲在子。已得太初本星度新正。姓等奏。不能爲算。願募治歷者。更造密度。各自增減。以造漢太初歷。迺選治歷鄧平及長樂司馬可。酒泉侯宜君。侍郎尊。及與民間治歷者凡二十餘人。方士唐都。巴郡落下閔與焉。都分天部。而閔運算轉歷。中略迺詔選用鄧平所造八

十一分律歷。罷廢尤疏遠者十七家。中略

壽王歷迺太史官般歷也。壽王猥曰。安得五家歷。又妄言太初歷虧四分日之三。去小餘七百五分。以故陰陽不調。謂之亂世。中略自漢歷初起盡元鳳六年三十六歲(六は誤)。而是非堅定。至孝成世。劉向總六歷。列是非。作五紀論。向子歆。究其微眇。作三統歷及譜。以說春秋。推法密要。故述焉。

尙ほ漢代の文献にして是等と共に併せ考ふべきは、

(ト)徐幹中論歷數篇 成哀之間。劉歆用平術而廣之。以爲三統歷。である。以上の記事を通覽して直ちに起る疑問は、

- (1) 太初歷と三統歷との異同
- (2) 三統歷と劉歆との關係
- (3) 曆術甲子篇と太初歷との關係
- (4) 太初の詔書には年名焉逢攝提格とあるにも拘はらず、律歷志には太歲在子とあること。
- (5) 太初の詔書に十一月甲子朔旦冬至 中略 月名畢聚とあること

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

(6) 律歴志に四千六百十七歳にして復た闕逢攝提格の歳を得たりとあること等である。結局は皆相關聯せる問題であるが、殊に始めの三つ、終りの三つは夫れ夫れ互に密接なる關係をもつて居る。

(1) 太初歴と三統歴と劉歆との三者の關係に就ては、
(2) 太初歴と三統歴と劉歆との三者の關係に就ては、
(チ) 宋書歴志 何承天曰。劉歆三統法尤復疏闊。方於四分。六千餘年又益一日。

楊雄心惑其說。采爲太玄。班固謂之最密。著於漢志。司馬彪因曰。自太初元年始用三統歴。施行百有餘年。曾不憶劉歆之生不逮太初。二三君子言歴。幾乎不知而妄言歟。

と云へる如く、早くから疑を抱いて居る人があり、是等の人の考を明かに云へば、平田篤胤が(ハ)の文に對して、

(リ) 三曆由來記卷下(二十九) 此は既に論ふ如く、班固元より曆法を知らず。太初三統二曆の差別をも攷へず。倉忽に劉歆が遺書の欺きを受けて、前志に太初曆を、三統曆に混へ記せる故に、後志も亦かく記せれど、此は「自太初元年。始用太初曆。施行百有餘年。其後自王莽天鳳間。用三統曆。十有餘年」と有るべき事實なり。

と云へる如くであらうが、思ふにかゝる考は、一方には史記の歴術甲子篇を以て太初に實施せる歴と信じ切て居るためと、又一つには劉歆に對する過大の不信用によりて助成されたものであらう。史記にだけ過大の信用をおきて、漢書後漢書を凡て、無視するのは甚だ無理である。成蓉鏡が漢太初麻攷に八つの證を擧げて、三統歴は即ち太初歴なりと論じて居るのは少しく言ひ足らぬ點や訂正すべき點はあるが、大體に於て當を得て居る様に思ふ。

(3) 歴術甲子篇に就ては、これを以て太初元年より施行したる太初歴と信じて居る人の外に、これを以て殷曆なりと思ふて居る人がある。シャヴンヌの如きもさう云ふ考を述べて居る(ジオルナル、アシャチャック一八九〇年號)。これは律歴志に壽王歷廼太史官殷歴也とあるので、太史公の手許にあつたと思はるゝ歴術甲子篇は即ち殷歴ならんと早合點したものであらう。所謂殷歴なるものに就ては第七節に詳論するが、歴術甲子篇とは全く異なるものである。

(ヌ) 史記志疑 歴術甲子篇—附案。此乃當時麻家之書。後人因本書之歟。謬附于史。増入太初等年號年數。其所說麻法仍是古四分之術。非鄧平落下閔所更定

之太初麻也。中略蓋太初定麻別有成書。史公作史時未經錄入。孟堅作志。載三統而又不載太初。其法遂無傳矣。

と云ふて居るのは後半太初と三統との關係は誤て居る。前半はほゞ當を得て居ると云ふてもよいが、なほ一步を進めて考へて見たい。後に述ぶる如く麻術甲子篇は司馬遷等によりて主張され、一時は實行歴に決定せんとしたものであらうと思ふ。

(4) 馮遂攝提格と丙子との差に就ては、錢大昕は太陰と太歳との相違によりて説明し得たりとして居るが、其説の不都合なることは、第一篇第十節及び第二篇第二節に述べたる如くであり、なほ更に本篇第十三節に論ずる所によりて明かであると思ふ。此問題及び次の二つの問題は、も少し根本的に考へなければ解決は出来ない。

(5) 畢聚と云ふのは本來夏正の正月、所謂寅の月でなければならぬ。爾雅に「月在甲曰畢、又正月爲陬」とあり、月に甲乙を附すると云ふのは如何なることか不明であるから暫く問題外とし、陬は楚辭の孟陬の陬で、日の艮營室東壁にある月、即ち所謂寅の月を指すのであるが、聚は陬又は艮と同音で、つまり畢聚と云ふのは夏正の正月と云ふことであるべき筈である。然るにこゝには十一月冬至の月であるのに、月名畢聚

とあるのは如何なる故か、これに關しては古來の注釋家一人として注意して居るものがない。其偶あるものは張照の史記考證に述べたる説の如き殆ど一顧の値もない。

(6) に就ては張照が史記考證に「案四千六百一十七歲。不應干支重逢。此不可解」と云ふて居るのは至當の疑である。錢大昕は二十二史攷異に「歲陰與太歳。皆百四十四歲而超一辰。故四千六百一十七歲而復其初」と云うて居るが、之は誤である。四六一七年では無超辰でも超辰法でも歲名は循環しない。王元啓史記正譌が千五百三十九年毎に統首に一年を加へて、四六二〇年とするに云ふのや、王引之太歳考が律歴志の原形には、四六一七は四五二〇、太歳在子は太歳在寅とあつたのを、後人が三統歴に合はすために誤つて訂正したのであると云へる如きは、餘りに亂暴な説で論外である。

以上(1)乃至(6)の問題を一括し綜合して考ふれば、畢竟太初歴とは如何なるものなりやと云ふ根本問題に歸着するものと見ることが出来る。而して此問題は(イ)乃至(ト)の文献を成るべく忠實に解釋することによりて次の如くに解決することが出来る。

ると思ふ。

- (一) 太初歴とは太初元年を歴元として居る歴である。
四分法の歴術甲子篇も、八十一分法の三統歴も共に太初歴である。
- (二) 太初の詔書にある焉逢攝提格と云ふのは元始の歳。畢聚と云ふのは元始の月と云ふ意味である。

日月も甲子朔旦冬至、歳星も星紀の始、共に元始基準の状態にあつたので、斷じて此歳を以て太初維新の歴元とせんとしたのが、太初歴法制定の詔書である。歳名は從來の稱呼に關せず、改めて焉逢攝提格甲寅とし、月名も冬至の月であるにも拘はらず畢聚(正月)と稱へんとしたのである。歴法としては此時まで行はれ、一般に正しきものと信せられて居つた四分法を採用せんとしたもので、即ち歴術甲子篇の如きものを行はんとしたのであらう。歳名を改むると云ふ事は、今日の如き干支紀年法の發達せる時代に熟れたる考よりしては殆ど不可思議のことであるが、當時の如き發達の初期に於ては必ずしも不可能のことではなかつたであらう。

- (三) 太初元年夏五月以來施行したる歴法は鄧平の八十一分法である。名稱は定め

し太初歴又は鄧平の八十一分法と稱へて居つたであらう。後に至つてこれを三統歴と稱へても少しも不都合はない。

太初維新歴の制定が何等かの理由によりて一時行き詰りの形勢に陥つたらしいことは、姓等奏、不能爲算とて更に調査委員を増加し廣く衆議を徵する方策に出でたことによつても察する事が出来る。大規模なる調査の結果、やがて案出されたる八十一分法は、(い)交點月の週期をも採り入れて理論上四分歴より優れるものであるもので、無論理論派より提出され支持されたものであらうが、(ろ)實行上にては四分歴(歴術甲子篇)と殆ど同一と云ふてもよいので、實行派との妥協も容易であつたらうし、(は)又四六一七年では歳名は循環せざるものであるので、自然この歳に元始的歳名を固執するの必要もなく、從來稱へ來りたる丙子の歳名を其の儘採用する事としたる事と(に)十一月朔を以て單に司曆者の標準時期たらしむるに止め、實行の曆面には所謂夏正を採用することゝなしたる爲に、民間より不便を訴へらるゝ事もなかつたであらうから、遂に十數家の中の優勝者として實行太初歴となるに至つたものであらう。

(四) 律歴志に復得闕逢攝提格之歳と云へるのは、歳星を除き、單に日月(朔と季節と甲

子に就て元始基準の状態に復すと云ふ意味である。

(五) 鄧平の八十一分法は後に劉歆によりて超辰法を附加せられて、律歷志に見る如き完全なる三統歴となつたのである。

律歷志(へ)には太初本星度の新正を得たりとありて、歳星も基準状態なる星紀始にあつた様に記してあるのに、劉歆の書いた律歷志世經には婺女六度にありとして星紀の末にあつたことになつて居る。歳星が星紀の末にあつた筈と訂正したのは超辰法の計算の結果である。又後漢書律曆志(二)には劉歆が庚戌の歳を以て上元としたとあるが、三統上元を十四萬幾千年溯らしめたのは超辰法の計算である(次節参照)。この二ヶ條によりて見れば超辰法を案出して鄧平の歴に附加したるものは劉歆であると云はなければならぬ。しかも劉歆は直ちにこの超辰法を利用して巧みに殷周の年代を考證したので班固が究其微眇と推稱したのは決して溢美ではない。

(六) 歷術甲子篇が史記に載せられてある理由は明瞭でない。歷術甲子篇と三統歴との差は實際に於ては甚だ僅少である。成蓉鏡の計算によれば兩者の差は、たゞ僅に初元四年天正朔旦大餘四十七とあるのを四十八と改むる

だけのことである。新曆と實行上同一なるものと云ふので司馬遷が載せたものか、又は後に至りて褚少孫一派の人が新曆に反對の意味にて、この篇を掲ぐるを以て司馬遷の遺志を繼ぐ所以と考へて挿入したものは、是等の事情は今日より推察することが困難であるが、孰れにしても曆法上肝要なる問題ではない。

三統上元と超辰法

劉歆が超辰法を案出して三統歴に附加するに至つた動機は、第十三節に論ずる如く、當時頗る混雜の状態になつた干支紀年法を整理するの必要に逼られたためであらうと思ふが、さて愈超辰法を編成するに當て、其基礎の材料としたものは左傳國語にある歳星の記事と秦漢の際の歳名とでなければならぬ。後者より見れば超辰の週期は成るべく短かきものを望むのであるが、前者より見れば僖公五年(西紀前六五五年)より昭公十一年(西紀前五三一年)までは超辰がなく、次の記事昭公三十二年(西紀前五〇年)に至る間に超辰して居ると認めただのであるから、週期は少くとも百二十五年以上でなければならぬ。なほ其上に秦八年(西紀前二三九年)の位置や、計算上の

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

都合を顧慮して、其週期を百四十四年と定めたものである。

百四十四年毎に一たび超辰するものとすれば、一七二八年間には十二回の超辰ありて一七四〇次を進み、歳名は二十九甲子を循環して丁度再び同名にもどる筈である。日月が再び基準状態甲子朔旦冬至に復するのには四六一七年であるから、加ふるに歳名も亦同名に循環する週期は四六一七と一七二八との最小公倍数二十九萬五千四百八十八年である。即ち若し太初元年を以て日月歳星共に基準状態にあつたとすれば、三統歴の歴元は太初元年か又はそれより以前二九五、四八八年にあるべき筈である。

太初歴制定の際の天象は、事實は日月歳星共に基準状態にあつたのであるが、若し然りとすれば、超辰法にては其前年と其年との間に歳名に超辰があつた事としなければならぬ。然るにこれは記録に反するのみならず、當時整理の必要に逼られて居つた歳名よりすれば、却て太初と初元との間で超辰することを要求して居つたのである(第十三節参照)。劉歆は是等の事實に顧みて、史記歴書の焉逢攝提格と云へることや、漢書律歴志に「已得太初本星度新正」と云へる如き記事を以て必ずしも歳星の基

準状態と云ふことを意味せざるものと解釋し、遂に三統歴の上元を太初元年以外に求むるに至つたのである。

漢書律歴志世經には

(イ) 漢歴。太初元年距上元。十四萬三千一百二十七歲。前十一月甲子朔旦冬至。歲在星紀婺女六度。

とあり、即ち太初元年より十四萬三千二百二十七年ほど溯りたる年を以て三統歴の上元として居るのであるが、この十四萬幾千年と云ふ年數は如何にして算出したるものか。單にこの一の成數によりて、逆にこれを算出せる方法を察することは頗る困難若くは不可能なるべき問題であるが、この場合には幸にも次の如き考察によりて解決することが出来る。

- (一) 三統上元の歳には日月(甲子朔旦冬至)及び歳星(星紀始)共に基準状態にあり。
- (二) 太初元年には日月は基準状態にあるが、歳星に對しては必ずしも然らず。歳星は星紀の次にはあるが、必ずしも其次の始ではない。
- (三) 三統上元、太初元年共に歳名は丙子である。

漢代に見えたる諸種の歴法を論ず

三統上元より太初元年に至る年數をNとすれば、Nは日月の状態より見れば、四六一七の整數倍である筈である。又歲星が星紀の次にての端數をxとすれば、N年の間に歲星の運行せる次數は六十の整數倍にxを附加せるものだけで、これに要する年數は百四十四年に百四十五次の割にて換算することが出来る。なほこの六十次の整數倍の中、二十九倍は千七百二十八年に相當する筈であるから、千七百二十八年の整數倍だけは別項とすれば次の如き相當式が出来る。

$$N = 4617 \times p = 1728 \times q + \frac{144}{145} \times (60n + x)$$

この不定方程式中p, q, nは整數。xは一より小なる數で

$$N < 295,488, \quad p < 64, \quad q < 171, \quad n < 29$$

なる場合だけを吟味すれば充分である。今p, q, nに順次1, 2, 3等の値を與へてxが1より小になり得る如き場合を試むるに、右の式を満足するものは次の三つの場合しかない。

$$(1) \quad 4617 \times 31 = 1728 \times 82 + \frac{144 \times 60}{145} \times 24 + \frac{135}{145} = 143,127$$

$$(2) \quad 4617 \times 33 = 1728 \times 88 + \frac{144 \times 60}{145} \times 5 - \frac{135}{145} = 152,361$$

$$(3) \quad 4617 \times 64 = 1728 \times 171 \quad + \quad 0 = 295,488$$

この中(2)はxが負の値にて丙子の歲に當らざるが故に、又(3)は太初元年を以て歲星に關しても基準状態にあつたものとするものなるが故に前に述べたる理由により、共に採用することが出来ない。結局(1)は唯一の解決で、三統上元は斯くして決定されたものであらう。これによれば、太初元年は超辰後百三十六年目に當り、歲星の位置は星紀の始から百四十四分の百三十五だけ進みたる所、即ち婺女六度にあつた筈となる。超辰の歲は西紀前九五、二三九、三八三、五二七等に超辰することになり、與へられたる歲名及び歲星の位置に對し頗る具合よく調和することが出来たのである(嚴密に云へば、この超辰法にては秦八年は超辰後第一年となるので、一年の差で歲名は調和しないのであるが、この僅かの差は全體の大成功に顧みて度外視したものであらう)。

三統上元と關聯して併せ考ふべきものに四分上元なるものがある。漢書律歷志世經に

(ロ) 四分上元至伐桀。十三萬二千一百一十三歲。其八十八紀甲子府首。入伐桀後

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

百二十七歳。

とあり、四分と云ふ名は世經を通じてたゞこの一ヶ所だけにしかないのであるが、八十八紀、甲子府首(節首)など云へるを以て見れば一の四分歴法であることは疑もない。この年數に、伐桀より太初までの年數を、三統歴にて推算せるものによりて加ふれば四分上元より太初元年までは十三萬三千七百六十歳となり、丁度一紀千五百二十歳を八十八倍したるものになるのを以て見れば、この四分歴は太初四分歴で、畢竟歴術甲子篇の歴法と同様のものである。

四分歴にては日月と歳名とは三紀四千五百六十歳にて循環するので、八十八紀十三萬幾千年と云ふ様な尤大なる年數を取る必要は更にない筈である。況んや八十八紀では歳名も循環しない。如何なる理由によりてかゝる大數を算出したものかこれも單に成數だけを與へられて、其算出の徑路を探ることは頗る困難なる問題であるが、前記三統上元の算出法より類推して、或は次の如きものであるまいかと思ふ。

(四) 四分上元の歳には甲子朔旦冬至である上に、土星填星(鎮星)も亦星紀の始にありたるものとす。淮南子天文訓に「鎮星以甲寅元始建斗歳」とあり、史記天官書に「歴

斗之會。以定填星之位」とあるのは思ふにかくの如き意味に解すべきものであらう。

(五) 土星は二十八歳にて一周天し、一歳に一宿宛行くものとす(淮南子及び史記)。

(六) 土星の位置に就ては、史記及漢書により「漢元年。五星聚于東井」と云へる記事を據とす。

(六) を出發點とし(五) によりて計算すれば、太初元年には土星は危宿にありたる筈となる(無論實際の天象には適合せず)。星紀の始は斗で危は斗牛女虛危にて斗より四宿進みたる位置にあり。故に三統上元の計算法と同様に

$$N = 1520 \times p = 28 \times q + 4$$

なる不定方程式を得、 p, q を整數とする如き解答を求むれば

$$p = 4, q = 217, N = 6080$$

となる。即ち所要の條件を満足する四分上元は太初元年以前六〇八〇年又はこれに一五二〇と二八との任意公倍數、即ち一〇六四〇年の任意倍數を加へたるものである筈である。其中にて成るべく三統上元に近きものを撰ぶことゝしたるために

漢代に見えたる諸種の歴法を論ず

四五六〇と二八との相乗積に當る十二萬七千六百八十歳を加ふることゝなり、斯くして十三萬三千七百六十歳なる年數を得たものであらう。

注意すべきことは、右の如くにして求めたる四分上元の歳には歳星は基準状態にあらぬことである。若し歳星も基準状態にあり、歳名は太初元年のものと同じなりしものと云ふ條件を加ふれば、計算式は

$$N = 4560 \times p = 28 \times q + 4$$

$$p = 6, q = 977, N = 27,360$$

となり、太初元年以前二七、三六〇年か、又はそれに四五六〇と二八との任意公倍数即ち三一、九二〇年の任意倍数を加へたるものとなり、三統上元に近きものを撰べば太初元年以前十五萬五千〇四十歳となる筈である。これを取らずして彼れを取つたのは如何なる理由によるものか明瞭でない。

以上は必ずしも唯一の解答と云ふことは出来ないが、蓋し中らずと雖も遠からざる推測であらうと思ふ。若し右の如き推測が果して當れるならば、この四分上元の年代は三統上元の計算より後のものであると云はなければならぬ。思ふに世經の

筆者劉歆の計算になれるもので、歴術甲子篇の如き四分歴法によれば、かくなる筈と云ふことを示したものであらう。

殷 歴

太初元年(西紀前一〇四年)の暦法制定以後、元和二年(西紀後八五年)に至るまで百八十八年間は三統歴を、元和二年より建安十一年(西紀二〇六年)まで百二十一年間は後漢四分暦を施行したのであるが、是等の明かに實行したることの知れて居るものゝ外に、暦法の名の漢代に見えて居るものは頗る多い。律歴志には黄帝、顓頊、夏殷、周魯、魯歴等の名が見え、藝文志には黄帝、五家歴、顓頊歴、顓頊五星歴、夏殷、周魯歴等の書名が載つて居る。漢末に宋仲子は七歴を集めて春秋を考へたりと云ひ、其他五家と云ひ十七家と云ふて居る。是等の中、全く今日に傳はらざるもの、又は僅に形跡を存しても、暦法の發達史上に殆ど何等の影響なかりしと思はるゝものは今日よりしてこれを追究する必要はないが、今日より推察し得る範圍に於て是等の暦法は唯一の三統歴を除くの外は悉く皆四分歴法で、各自相互の差は單に歴元を異にするだけのもの

のである。なほ三統歴と雖なるべく四分法と近似の値を有する様にこしらへたものである。如何に四分法がこの當時に一般の眞理と見做されて居つたかを察する事が出来る。曆法に冠せる名は云ふまでもなく假托である。或るものは戰國時代に其起源を發したのもあらうが、多くは太初曆制定前後から後漢の初め頃に至るまでの間に案出されたものであらうと思ふ。

是等の多くの曆法の中、般歴及び顓頊歴は特に重要なものである。顓頊歴は秦から漢初にかけて太初の曆法制定に至るまで實行された曆法であると云はれて居る。般歴は新曆に對する有力なる競争者であつたと思はるゝのみならず、古く溯りては顓頊歴の起源に對し密接なる關係を有するかの如く見える。思ふに般歴と顓頊歴との二つを研究すれば、これを手掛りとして戰國時代に於ける曆法發達の歴史を探るの用に供することが出来るであらう。

所謂般歴に就ては淮南子及び史記には記載がない。前後漢書には

(イ) 律歴志 壽王歷廼太史官般歴也。壽王猥曰。安得五家歴。又妄言。太初歴虧四分日之三。去小餘七百五分。以故陰陽不調。謂之亂世。

(ロ) 律歴志世經 般歴曰。當成湯方卽世。用事十三年。十一月甲子朔旦冬至。終六府首。當周公五年。則爲距伐桀四百五十八歲。少百七十一歲。不盈六百二十九。又以夏時。乙丑爲甲子。計其年。廼孟統後五章癸亥朔旦冬至也。以爲甲子府首。皆非是。

(ハ) 律歴志世經 周公攝政五年。正月丁巳朔旦冬至。般歴以爲六年戊午。距煬公七十六歲。煬公二十四年。正月丙申朔旦冬至。般歴以爲丁酉。距微公七十六歲。

以下七十六年の朔旦冬至毎に般歴の干支を掲げて居るが、三統歴に比して皆一日宛後れて居る。

(ニ) 律歴志世經 元帝初元二年。十一月癸亥朔旦冬至。般歴以爲甲子。以爲紀首。是歲也。十月日食。非合辰之會。不得爲紀首。

(ホ) 後漢書律歴志論曰 上略故黃帝造曆。元起辛卯 中略般用甲寅。

等とあり、此外に緯書殊に春秋命歴序には般歴に關することが多く載せられてあり、其中の或る者は後漢書律歴志の曆議の中に引用してあるものも尠なくない。この

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

部分の吟味は第十節開闢の年代と緯書との關係を論ずる部に譲る。

般歴の如何なるものであるかは右に掲げたる記事によりて明かに察することが出来る。

(一) 般歴は四分歴の一種で、初元二年(西紀前四七七年)及びそれより一紀一五二〇年前なる西紀前一五六七年を以て前年十一月朔旦冬至の歲なりとし、西紀前一五六七年を以て歷元とし、甲寅の歲とし、初元二年を以て第二紀首甲戌の歲とす。

(二) この歷元甲寅を太甲元年に當て、當時に傳はりたる伊訓篇に

「惟太甲元年十有二月乙丑朔」^(イ)とあるのを何等かの理由による誤とし、十一月甲子朔と見做したるものと見える。又かく當てたるがために、般の世は四百五十八歳となり、三統歴にて推算せるものより百七十一歳少なきことゝなつたのである。

(三) 般歴の歷元にても、又初元二年にても、前十一月朔は、三統歴にては癸亥朔なるを、般歴にては甲子朔とし、節首としたるものなるが故に、^(ハ)に掲ぐる如く凡ての節首の朔旦冬至の日に就て皆一日の差があるのは當然である。

(四) 太初元年は般歴にて云へば、初元二年の紀首より三章前なるが故に前十一月朔は甲子の日で四分の三日即ち九百四十分の七百〇五日だけの端數が附いて居る筈である。太初歴ではこの甲子の日を以て少しも端數なき基準の状態と見做したので張壽王の非難^(イ)はこのことを訴へて居るのである。

(五) 般歴の歷元西紀前一五六七年は前十一月甲子朔旦冬至の日であるので、歷元とし又甲寅の歲と數へ始めたのであるが、この歳の數へ方は現行干支紀年法と一致して居る。それより千二百年後西紀前三六七年も無論同名の甲寅である筈だが、これは歲星紀年法から發生した元始甲寅の西紀前三六五年とは二年の差がある。

(六) 般歴は何時作られたものか、如何様に發達したものか、其紀年法と歲星紀年法との差違の始末等は更に節を改めて論究することゝする。

般歴が初元二年を紀首として居ることに對する劉歆の批難^(ニ)は當を得て居らぬ。般歴は四分歴の一種で、^(イ)交點の週期は始めから考慮の中に入れてないのであるから、合辰之會であるなしは紀首とすることに關係しない筈である。加之是歲也。十

月日食と云ふのは事實に反して居る。これは劉歆が三統歷の蝕の計算法によりて推算したものと思はるゝが不幸にして誤て居る(第四節參照)。

顓頊歷

顓頊歷に關しては次の如き記事がある。

- (イ) 史記張蒼傳贊 張蒼文學律歷。爲漢名相。而絀賈生公孫臣等言正朔服色事。而不遵。明用秦之顓頊歷何哉。
- (ロ) 漢書張蒼傳贊 張蒼文好律歷。爲漢名相。而專遵用秦之顓頊歷何哉。
- (ハ) 漢書律歷志 漢興。方綱紀大基。庶事草創。襲秦正朔。呂北平侯張蒼言。用顓頊歷。比於六歷。疏闊中最爲微近。
- (ニ) 後漢書律歷志 議郎蔡邕議以爲。曆數精微。去聖久遠。得失更迭。術々無常。是以承秦。曆用顓頊。元用乙卯。百有二歲。孝武皇帝。始改正朔。曆用太初。元用丁丑。行之百八十九歲。下略
- (ホ) 後漢書律歷志注引蔡邕命論 顓頊曆術曰。天元正月己巳朔且立春。俱以日月

起於天廟營室五度。今月令孟春之月。日在營室。

(ヘ) 淮南子天文訓 天一元始。正月建寅。日月俱入營室五度。天一以始建七十六歲。日月復以正月入營室五度。無餘分。名曰一紀。凡二十紀一千五百二十歲。大終。日月星辰復始甲寅元。

(ト) 淮南子天文訓 太陰元始。建子甲寅。一終而建甲戌。二終而建甲午。三終而復子甲寅之元。歲徒一辰。立春之後。得其辰。而遷其所順。

(チ) 唐書大衍歷日度議 顓頊歷上元甲寅歲。正月甲寅晨初合朔立春。七曜皆直良維之首中略命曰顓頊。其實夏歷也。中略其後呂不韋得之以爲秦法。更考中星。斷取近距。以乙卯歲正月己巳合朔立春爲上元。洪範傳曰。歷記始於顓頊上元。太始闕蒙攝提格之歲。畢陬之月。朔日己巳立春。七曜俱在營室五度是也。

以上を通覽するに顓頊歷の如何なるものなるかは一見明かでない。甲寅元と己巳元と二つある如く見ゆるのみならず、この兩者の關係に對する大衍歷議の説明は不幸にも誤つて居るが、これに關しては錢塘の淮南天文訓補注に述べて居る解釋が大體に於て當を得て居る様に思はれる。

- (一) 顓頊歴は四分歴の一種で、寅の月(夏正の正月)の甲寅の日の寅の刻(晨初)が丁度合朔で立春である時を以て基準状態とし、かゝる歳を歴元とし甲寅の歳と稱へる。
- (二) 西紀前三六六年及びそれより一元四五六〇年前なる西紀前四九二六年を以て、丁度斯の如き状態に相當せる歳なりとし、この兩者の孰れをも歴元とし甲寅の歳と稱へ始む。
- (三) この歴元は一は餘りに新らしく、一は餘りに遠きが故に、西紀前三六六年より一四〇年(十五部、十九甲子)前なる西紀前千五百〇六年を以て第二次的の上元とす。この歳は歳名は同じく甲寅にて、又正月朔立春なれども、朔の干支は己巳に當つて居る。
- (四) この顓頊歴にて用ひたる歳名は、歳星紀年法より發生せる干支紀年法と、殷歴甲寅より推せる干支紀年法との中間にありて、現行干支紀年法とは一年の差がある。劉歆が超辰法にて干支紀年法を整理せる以後の現行干支紀年法によれば、顓頊歴の歴元は乙卯の歳となる。
- (五) 淮南子天文訓の曆法(へは顓頊歴であり、採用せる歳名(ト)も顓頊甲寅より推せる

歳名である。なほ淮南元年。冬。太一在丙子と云ふのも丁度この顓頊歴の歳名に適合する(第一篇第十二節は今回の研究によりて訂正す。本篇第十二節参照)。正月朔立春を以て標準とする顓頊歴と、十一月朔冬至を標準とする(例へば殷歴)との置閏法の異同は特に注意を要する。

(い) 冬至は中氣で、十一月の中に含まれてさへ居ればよい。年によりて或は月初にあり或は月末にあることもあり得るので、十一月朔旦冬至と云ふのは一方の極端の場合である。従つて閏十月がありて閏餘が全く盡きた翌月が十一月朔旦冬至である筈である。然るに一方の立春は中氣ではない、正月節である。十二月半ばより正月半ばまでの間にあるべき筈であるから、正月朔立春と云ふのは閏餘の盡きた場合ではない。丁度閏月と閏月との中間に當つてよい筈である。閏と閏との間は平均三十二三ヶ月であるから、閏は正月朔立春の月の十六ヶ月前に置くべき筈となるのである。例へば殷歴では前年十月に閏がありたる歳が章首であるが、顓頊歴では八月に閏がありたる歳より一年置いて後の歳が章首である。左傳の著者が文公元年の條に「先王之正時也。履端於始」と批評して居るのは前者の

如き置閏法を主張して居るのであり、劉歆が律歷志に「魯歷不正。以閏餘一之歲」。爲「菴首」と云ふて居るのは後者の如き置閏法を不正なりと批難して居るのであらうと思ふ（次節參照）。

(ろ) 顓頊歷の章首(正月朔立春)より十四ヶ月前なる十一月朔は僅に四、五日の差にて冬至に近い。冬至なることを測定する方法が精確ならざりし時代には四、五日の差は或は看過したかも知れない。又置閏法が充分整頓しない時代には閏が一、二ヶ月前後することは必ずしも珍らしいことでないのみならず、漢初に實行したる如き凡ての閏を歲終に置いて場合もある。故に斯の如き時代に對し、單に史實の上に残された曆日だけを材料として考究する場合には、當時の曆法が顓頊歷であつたか、又はその一年前を章首としたる冬至標準歷であつたかを判定することは頗る困難である。差當りては漢初の曆法と、春秋後期の曆法との問題がある。次節に詳論しやうと思ふ。

春秋より太初に至る間の曆法の發達

(一) 漢初曆

漢初に實行したる曆法が顓頊歷であることは前節(イ)(ロ)(ハ)(ニ)に引用せる記事によりて疑を挾むの餘地はないのであるが、それにも拘はらず、資治通鑑目錄に載せたる劉義叟の長曆には、

漢初用殷歷。或云用顓頊歷。今兩存之。

と云ふて居る。これは一には第七節に引用せる「太史官殷歷也」の句を誤解してこれに拘泥し、又一には所謂殷歷なるものに就て重大なる誤解をなして居るためであると思はれる。

當時の太史令なる張壽王が主張し、律歷志の著者が「太史官殷歷也」と云へる曆法は定めし一たびは實行されたる曆で、即ち太初改曆前の曆なるべしと云ふ説が一部にあるが、これは根據なき想像に過ぎない。壽王は太史令の官にあり乍ら、現に二十七年來實行し來れる當時の三統歷に反對せる意見を提出せるを以て見れば、壽王の意見は決して其官職のために拘束されて居らぬことは明かである。太史令なるが故に三十年前の舊曆を主張すると云ふ理由は少しも認め得ない。現に壽王の上書に

は「黄帝調律歷」。漢元年以來用之」と云ひ、これに對して常路の人は「案漢元年不用黄帝調歷」と駁して居る。黄帝歷の如何なるものであるかは明かでないが、元鳳四年を章首とせる曆法で般歷、顓頊歷、三統歷のいづれとも異りたる曆法である。又太史官般歷也と云へるは、参考のため太史官の文庫に藏せる多くの曆法の中の一なる般歷と云ふ意味に解すべきもので、太初曆以前の實行曆と云ふ意味などは少しもない。

劉義叟の長曆には漢高元年以後の凡ての朔閏を所謂般歷と顓頊歷とに就て載せて居るのであるが、置閏の月は兩者に就て全く同一である。顓頊歷に就ては漢高元年(西紀前二〇六年)の條に顓頊壬申蒞九年と記し、置閏の歲月は歲終に後九月とす(及び章首朔の干支は前節に述べたる、西紀前三六六年を歷元とせる顓頊歷に適合して居る。所謂般歷に就ては漢高八年(西紀前一九九九年)の條に般丙午蒞第一年とあるので、第七節に述べたる般歷と同じ歷元を有するものであることは明かであるが、其置閏法は一種特別のもので、到底かゝるものを以て般歷と稱することは出来ない。

(い)章首の歲の前十二月朔が冬至になる様になつて居るが、其他の歲に就ては、冬至は常に十一月の中において、十二月にはない。般の代の曆は夏正より一ヶ月早く、冬

至月を十二月として居つたと云ふことに適合せしめ様とするならば、單に章首の歲だけでなく、凡ての歲に就て冬至を十二月に含むやうにしなければならぬ筈である。

(ろ)夏正より一ヶ月早き曆を用ひたと云ふのは、般の代にさうであつたらうと云ふので(これも事實には非ざることなるが)漢代に見えたる般歷にては月の名を夏正より一ヶ月早めて數へると云ふことは少しも見えて居らぬ。

要するに劉義叟の長曆に般歷と稱して居るものは、漢代に論せられて居る般歷とは全く別物である。思ふに漢初に實行せるものは、顓頊歷であつたが、後に至り其朔閏を見て、偶々般歷章首に當るべき部分が十二月朔冬至に近いのを見て、これを以て般歷なるものと速断したものであらう。

(二) 春秋後期歴

春秋長歴の闡明は頗る複雑なる問題である。數年來其研究に志して居るが、左傳の研究や、漢代の曆法の研究と相並んで歩を進めなければならぬので、未だ完了の域に達しない。もはや遠からざる將來に於て終結し、其成績を詳細に發表し得るであ

らうと思ふが、こゝには當面の問題に關聯する部分に於て既に到達し得たる大體の成果を利用する。

- (1) 春秋後期(凡そ宣公以後、西紀前六百年頃以後)に於ては冬至月を正月として居る。
- (2) 置閏法は規則正しくはないが大體に於て十九年七閏の法に適合して居る。
- (3) 全然歲終閏でもなく、又全然等間隔の間でもないが、歲終閏即ち周正十二月閏は少くとも宣公十三年(西紀前五九六年)及びそれより十九年目毎の歲に揃て居る様に見える。

研究未了了ではあるが、右の三ヶ條は大體に於て認め得ると思ふ。若し是等が果して事實であるならば、春秋後期の歴法は、

- (甲) 宣公十四年(西紀前五九五年)を章首とせる冬至標準歴か。
 - (乙) 宣公十五年(西紀前五九四年)を章首とせる顓頊歴か。
- 兩者の中の一であらうと思はれる。なほ兩者の條件を比較すれば、
- (4) (甲) 西紀前五九五年より三都二二八年下れば殷歴の第二次的の元なる西紀前三六七年となる。

(乙) 西紀前五九四年より三都二二八年下れば顓頊歴元西紀前三六六年となり、五都三八〇年下れば西紀前二一四年となり、漢初の顓頊歴都首と聯絡する。

(5) (甲) の方は正月朔が冬至より四、五日早い。
 (乙) の方は周正三月朔が殆どよく立春に當つて居る。
 一見した所では(4)(5)共に乙に對して有利である。殊に(4)漢初の顓頊歴と相聯絡して居ることは、外見的頗る有力に(乙)の見解を支持する。劉歆が律歴志に、

魯歷不正、以閏餘一之歲爲都首。

と批評して居るのは(乙)の見解を持って居つた爲めであらうと思はるゝのみならず、大衍歴日度議には明かに、

魯宣公十五年丁卯歲。顓頊歴第十三都首。與麟德歷。俱以丁巳平且立春。至始皇三十三年丁亥。凡三百八十歲。得顓頊歴壬申都首。是歲秦歷。以壬申寅初立春。

と云ふて居るが、それにも拘はらず、予は(甲)の見解を採りたいと思ふ。(5)の實際の冬至と四、五日の差があるのは、この見解に對して頗る不利な條件であるが、この時代に

漢代に見えたる諸種の歴法を論ず

は測定法精確ならず、冬至の時期を四、五日位誤ることは免れ難かりしこと、思ふ。それよりは、天正論、周正論の最高潮時なりしならんと思はる、春秋後期に人正、夏正を標準とする顛項歴の採用さる、理由は殆ど想像し得ない。其可能性は甚だ小なるものと思ふのである。

思ふに始めは當時相應の不正確なる測定法にて冬至を定め、これを基點として冬至標準歴を實行し始めたものであらう。置閏法も始めは不規則なりしものが漸次整頓するに至つたであらうが、それ等の發達の徑路は春秋長歴の詳細なる研究に譲ることゝする。ほゞ整頓せる十九年七閏法若くは七十六年の葑法を行ふ様になりたる時は、

(丙) 宣公十四年(西紀五九五年)を以て甲子葑首としたものであらう。

この歴法を春秋後期歴又は假に殷歴古法と稱へやうと思ふ。

(三) 戰國時代に於ける變轉

春秋後期歴は少くとも西紀前五九五年より西紀前四八一年までの間は春秋の記録によりて知ることが出来るが、其後戰國時代に至りて如何様に發達したか。漢初

に至りては顛項歴が行はれて居るが、顛項歴の起源は如何。顛項歴と春秋後期歴との關係は如何。是等の興味ある問題に對して斷定的の答解を得ることが出来ないのは遺憾であるが、我々は既に糸の兩端を握つて居る上に、其中間の状態に關しても、周正を夏正に變じたのは大約西紀前三百六十年頃に行はれたものであることは既に第一篇に於て講究し得た所である。周正を夏正に變ずると云ふことは急に二ヶ月違ひの曆を用ふると云ふことで、可なり重大なる改革であつたこと、思はるゝので、夏正を標準とせる顛項歴の採用もかゝる大改革の前後に伴なひたるものとするのは穩當なる推察であらう。是等の事情を顧慮して大約次の如くに想像したいと思ふ。

(丁) 春秋後期歴は少くとも戰國時代の半ば、西紀前三百六七十一年頃までは行はれたものであらう。

(戊) 西紀前三百六七十一年頃に夏正を用ふるに至れる頃に、春秋後期歴より脱化して顛項歴が生れたものである。この兩者は置閏法は殆ど全く同一で、たゞ解釋を異にするだけなるが故に、脱化は極めて容易なりしなるべく、なほこれに動機を

與へたものは、西紀前三六六年が丁度正月甲寅朔立春なりしことである。

(己) 顓頊歴に脱化したる春秋後期歴(殷歴古法)の殘骸は、後に漢代に至りて、其第四部首西紀前三六七年より千二百年前なる西紀前一五六七年を歴元とすることに、よりて、殷歴に進轉したものであらう。

漢代に見えて居る殷歴が春秋後期の歴法と關聯して居ると云ふことに就ては明かなる證據はないが、西紀前三六七年なる特定年代は兩者を結合する有力なる連鎖である。なほ春秋命歴序に、

孔子治春秋。退修殷之故歴。使其數可傳于後。春秋宜以殷歴正之。今考之交會不與殷歴相應。

と云ふて居るのは、右に述べたる如き消息の一端を傳へて居るものと見れば了解が出来る。殷歴に進轉せしめたる年代は既に干支紀年法の行はれて居る時代でなければならぬから、漢初以後であるが、恐らくは太初の歴法制定の頃であらうと思ふ。

春秋後期より戰國時代に互りて歴法發達の徑路が、果して上來述べたる如くであるか否かはなほ今後の研究に待たなければならぬ。(甲)乃至(己)は決して斷定的の結

論ではない。現在考究し得たる範圍に於て尤も多く妥當性を有する假説として提出したに過ぎない。

次に春秋後期歴と漢初歴との部首(章首)朔の干支を掲げる。

春秋後期歴 (殷歴古法)		漢初歴 (顓頊歴)	
部首名	西曆紀元前	部首名	西曆紀元前
甲子部	595	丁巳部	594
癸卯部	576	丙申部	575
壬午部	557	乙亥部	556
辛酉部	538	甲寅部	537
庚子部	519	癸巳部	518
己卯部	500	壬申部	499
戊午部	481	辛亥部	480
	462		461
	443		442
	424		423
	405		404
	386		385
	367		366
	348		347
	329		328
	310		309
	291		290
	272		271
	253		252
	234		233
	215		214
	196		195
	177		176
	158		157
	139		138
	120		119
	101		100
	82		81

(四) 日食の朔晦によりて推定せる漢初歴の制定年代

漢初の顓頊歴が大體戰國時代の半ば頃に制定せられたものであらうと云ふことは、次の如き考察によりても確められる。

前漢書律歴志には漢初顓頊歴に對して「朔晦月見。弦望滿虧。多非是」と云ふて批難して居る。月の朔晦は比較的容易に觀測し得るので、この時代に於ても相應にやかましく注意したことであらうと思はれるにも拘はらず、現に漢初の日蝕が多く晦にあるのは注意すべきことで、春秋後期の日食が殆ど凡て朔にあるのに比し著しき對照である。思ふにこれは、曆の制定當時には合朔が常に朔にあつたであらうが、一ヶ月の長さが少しく過大にして約三百年に付一日の差を生ずる如き曆法を用ひて居つたがために、制定後年所を経るに従つて次第に天象との差違を生ずるに至つたものと見るべきであらう。今五行志により太初以前の日食を検すれば、朔にあるもの五晦にあるもの二十一、晦に先つ一日にあるもの三で、平均すれば朔以前〇・八三日に蝕があつたと云ふことになる。これより右の見解によりてこの曆法の制定年代（合朔が正しく朔日にありし時代）を求むれば、

$$\frac{206+104}{2} + 0.83 \times 310 = \frac{410}{2} \text{ B.C.}$$

により約西紀前四一〇年頃となる。

なほ比較のため、太初元年以後元和二年に至るまでの三統歴施行時代の日蝕を検すれば、朔にあるもの十二、晦にあるもの三十三で、平均すれば朔日以前〇・七三日となるが、三統歴にては、律歴志に「先籍半日。名曰陽歷。不籍。名曰陰歷」云々と云へる如く、大體に於て晦と朔との間の夜半が合朔となる如くに定めたものと思はるゝが故に、右の値より〇・五を減じ前と同じ方法にて計算すれば、

$$\frac{104-84}{2} + 0.23 \times 310 = \frac{81}{2} \text{ B.C.}$$

となり、實際の年代なる西紀前一〇四年に對し二十三年の差である。又元和二年以後前漢末に至る四分歴施行時代の日蝕を検すれば、朔にあるもの二十九、晦にあるもの二十二日にあるもの四で、平均朔より早きこと〇・三〇日となり同様の方法にて推定せる年代は、

$$\frac{85+219}{2} - 0.30 \times 310 = \frac{59}{2} \text{ A.D.}$$

となり、實際の年代なる西紀八五年に比し二十六年の差である。後の兩者の例より

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

察すれば、漢初顓頊歴の制定年代を約西紀前四百年頃と算出したのも、中らすと雖も遠からず、三、四十年以内位の程度で真年代を示すものと見ることが出来るであらう。前項(戊)の推定と約四十年程の差がある。孰れが真に近いかは遽かに判断し難いが、漢初歴の制定が大體戰國時代の半ば頃であらうと云ふことに於ては兩者一致して居る。

追記 (昭和三年五月)

本節に於て論じたる事項に就ては最近の研究によりて其大部分を闡明することが出来たと信ずる。其結果所謂顓頊歴の不存在、殷歴の變遷等修正を要する點も少なくない。本書採録第八篇戰國秦漢の曆法參照。

所謂開闢の年代と緯書

緯書の中に開闢以來二百七十六萬歳と云ふ様なことがあり、それは又後漢書律曆志の歴議の中にも引用されて數ヶ所に見えて居る。今日より見ればかゝる年代それ自身は全く意味のないものであるが、如何にしてかゝる年數を算出したかを吟味

すれば、それによりて曆法に關する當時の状態を推察するの一の手掛りとする事が出来るであらうと思ふ。所謂開闢以來の年代なるものは曆法の異なるによりて異なるもので、それ等は開元占經に一纏めにしてあるので、後漢書に見えたる諸種の歴元の記録と共に次に掲げる。

(イ) 後漢書律曆志 數ヶ所に斷片的にあるものを概括すれば

四分歴上元庚申元より獲麟まで 二、七六〇、〇〇〇年

殷歴上元甲寅元より獲麟まで 二、七五九、八八六年

(ロ) 後漢書律曆志論曰 上略 故黃帝造曆。元起辛卯。而顓頊用乙卯、虞用戊午。

夏用丙寅。殷用甲寅。周用丁巳。魯用庚子。漢興承秦。初用乙卯。至武帝元封。不與天合。乃會術士。元以丁丑。王莽之際。劉歆作三統。追太初前世一元。得五星會庚戌之歲。以爲上元。太初曆到章帝元和。旋復疏闕。徵能術者。課校諸曆。定朔稽元。追漢三四の誤十五年。庚辰之歲。追朔一日。乃與天合。以爲四分曆元。加六百五元一紀。上得庚申。有近於緯。下略

(ハ) 開元占經古今歷積年

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

古今歷上元已來。至今開元二年(西紀七一四年)甲寅歲積

黃帝歷上元辛卯至今 二七六〇八六三 (西紀 一七二)

顓頊歷上元乙卯至今 二七六一〇一九 (西紀 一五)

夏歷上元乙丑至今 二七六〇五八九 (西紀 四四五)

殷歷上元甲寅至今 二七六一〇八〇 (西紀前 四七)

周歷上元丁巳至今 二七六一一三七 (西紀前一〇四)

魯歷上元庚子至今 二七六一三三四 (西紀前三〇二)

(後漢四分歷上元庚申) (西紀前一六一)

末段に附加したものは、それの上元より二七六〇三二〇年に當る年である。

是等の尨大なる年數は如何にして算出せるものか。四分歷にては凡ての週期短かく、第六節に述べたるが如く、約一萬年以上の週期は出て來ないのであるから、是等の大數は必ずや三統歷の週期を借りて算出したるものでなければならぬ。

(甲)三統歷によれば、冬至と朔と蝕とが一たび合して又再たび一致するまでの週期は二三五月と一三五月との最小公倍數で六三四五月即ち五一三歳である(日の

干支と朔の時刻とは必ずしも循環せず)。五星の一たび一致して又再び一致するまでの週期は一三八、二四〇歳である。右の二つの年數の最小公倍數は即ち冬至と朔と蝕と五星とが一たび一致して又再び一致するまでの週期で二、六二六、五六〇歳である。

(乙)前漢四分歷の上元より太初元年に至るまでの年數は一三三、七六〇歳である。

(甲)の週期は前漢書律歷志に記載されてあるものであり、(乙)の年代は同世經にある四分上元の年代である。この(甲)(乙)二つの年數が問題を解くべき鍵である。

(丙)周歷上元の年代は、(乙)前漢四分歷上元の年代に(甲)の二、六二六、五六〇歳を加へて二、七六〇、三二〇歳としたものである。従て後漢書及開元占經に見えて居る周歷なるものは前漢書の四分歷と同じものである。

(丁)この二、七六〇、三二〇歳を均一に凡ての歷に當儀め、夫れの上元の歷よりこの年數だけ溯りたる所をその歷の上元とす。

(戊)例へば後漢四分歷の紀元は西紀前一六一年(庚辰)なるが故に、これに二、七六〇、三二〇歳を加へたる庚申の歳を上元とす。この上元より獲麟(西紀前四八一年)ま

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

では丁度二百七十六萬歳となる。

(己) 殷歴紀元は西紀前四七年なるが故にその上元は(戊)の庚申上元より百十四歳後となる。又上元より二百七十六萬歳の年は獲麟後百十四歳西紀前三六七年となる。

(庚) 緯書は斯くして得たる上元を以て天地開闢の時と稱し、尨大なる年數と相待て神秘的の色彩を附したのである。

春秋元命苞及び易緯乾鑿度は(戊)の庚申上元を用ひ

尙書考靈曜及び春秋命曆序は(己)の甲寅上元を用ひて居る。

右の如き見解に従へば、開闢以來二百七十六萬年と云へる年代は、(い)四分上元の年代に三統歴による週期を加へたもので、所謂木に竹を接ぎたる如き不都合なるものであるのみならず、(ろ)前漢四分歴のために計算せる年代を後漢四分歴、殷歴其他に當儀めたるもので理論上何等の意味もなきものである。又かゝる年代を算出せる年代も、其中に三統歴の五星の週期を用ひて居るのを見れば、斷じて劉歆以後のものでなければならぬ。後漢書律曆志には「中興以來。圓識漏泄」と云ひ、曆法に關する論議の

場合には常に圖識の明文として一種の權威を振つて居るが、解剖の結果は右に述べたるが如く、何等理論上の根據もなく、又何等の古き傳統もないものである。豫言や圖識なるものゝ多くの場合に於て然るが如く、極めて低級なるごまかしものたるに過ぎない。

緯書は前漢末哀平の際に世に出でたるものと云はれて居るにも拘はらず、其内容は古くからの傳説を多く傳へて居るものとして一部の人々には可なり重きを置かれて居るものである。例へば平田篤胤の如きは、これを以て未だ儒者の訂正を経ざる古來のまゝの傳説を傳へて居るものなりとし、これによりて古代の眞正の状態を探り得べき望みあるものと見て居るが、斯の如き見解は誤て居ると云はなければならぬ。開闢年代及び曆法に關する部分が新製にして且つ粗雜なるものであること前述の如くであるを以て見れば、其他の部分と雖も餘りに多くの信用を値せざるものと云はなければなるまい。思ふに當時の天文曆法の智識を利用して古來の傳説を整理せんとする試みは漢代一般の學風であつた様だが、其中にて三統歴は成功したる優勝者であり、緯書に傳はれるものは、これに比して甚だしく劣等なる不成功者

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

の記録と見るべきであらう。

蔣清翊の緯學源流與廢改の卷末に

(一) 姚瑩跋藏經 儒者推世運之數。如春秋元命苞云。天地開闢至魯哀公獲麟之歲。凡三百二十六萬七千年。命曆序云。二百六十七萬六千年。分爲十紀。易乾鑿度云。十紀合二百七十六萬年。每紀二十七萬六千年。列子楊朱云。伏羲至今三十餘萬歲。帝王世紀云。自天地開闢人皇以來。迄魏咸熙二年。凡二百七十二代。積二百七十六萬七千四百四十五年。所說不同。大約不甚相遠也。世儒以其緯書私記而不信。若漢律歷志上元至伏羲之歲。十四萬一千四百八十年。則見於正史矣。而邵子皇極經世。斷以天地之始終。止十二萬八千年。則出於大儒矣。

と云へるを載せて居るが、この中、元命苞及び命曆序にある年数は古微書に輯録せるものも同様になつて居るが、疑もなく傳寫の誤である。早くから後漢書律曆志に引用されて居る方の年数が正しい。列子楊朱篇に三十餘萬歲と云へるは、易乾鑿度及び禮斗威儀に二十九萬一千八百四十歲と云へるのと同じものであらう。これは三

統歴の二十九萬五千四百八十八年にまねて、四五六〇年に六四を乗じて得たる數である(第六節參照)。帝王世紀にある年代は乾鑿度と同じく(戊)の庚申上元である。律曆志上元は第六節に計算せる如くである。皇極經世の年数は簡單なる數を組合せて拵へたもので曆法には關係がない。

なほ(ハ)に掲げたる種々の歴法に就ては、既に講究せる顓頊歴、殷歴、周歴、後漢四分歴の外は、其上元以來の年數によりて察するに

(辛) 黄帝歴は西紀前百七十一年(後漢建寧四年現行干支辛亥を以て前十一月甲子朔且冬至の歲とし、歴元としたるもので、それによれば、元鳳四年(西紀前七七年)は二百四十七年前即ち十三章前の章首に當ることになり、漢書律曆志に見えたる黄帝歴と一致する(第九節參照)。

(壬) 夏歴は西紀四百四十五年(宋元嘉二十二年現行干支乙酉)を以て前十一月甲子朔且冬至の歲とし、歴元としたるもので、其上元は乙丑になるが、太初以前の紀年法にては甲子歲に當る。

以上二つの歴元は孰れも實際に於ては前十一月甲子が朔にも當らず冬至にも當ら

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

す、甲子朔且冬至の歳ではないのであるが、前漢當時の歴法により推算してさう認められたものである。

(癸)魯歴は西紀前三〇一年(現行干支庚申)を正月甲午朔立春とし、歴元としたる立春標準歴であるらしいが、何故にこの歳より八章後の西紀前一四九年(中元年)を正月甲寅朔立春として歴元に取りざりしか、尙ほ考究を要する。

干支紀年法の發達 其一

今日見る如き干支紀年法は、必ずしも始めから整然として一般に用ひられたものではないであらう。法律を施行するが如くに或る時期を劃して一定の法式の紀年法を一樣に實行し始むると云ふことは有りさうにも思はれない。寧ろ其初期に於ては、凡てのものゝ發達の初期に於けるが如く、多少の混雜と整理の時期を経過したものと見るのが穩當であらう。上來研究したる所によれば、秦漢の際には歴法の異なるに伴ふて種々の紀年法があつた様に見えるが、是等の種々の紀年法は年代的及び地方的に、或は共通のなりしか、或は部分的なりしか、それ〴〵どれほどの範囲に行

はれたかは、今日に於て知り得る限り秦漢の際の歳名を吟味して見るより外に方法はない。實行の範圍が次第に廣まるに従つて、これを統一するの必要は愈痛切に感ぜらるゝに至るのは當然の勢であるが、幸にも此仕事は前漢末に至り劉歆の案出せる超辰法によりて極めて巧みに解決されたのである。劉歆の超辰法は劉歆自身はこれを以て永久不變の天則と信じたにも拘はらず、劉歆の没後は一度も實行されざるもので、紀年法としては成功せざるものであるが、漢代に於ける歳名の混雜を一舉して巧みに整理し、統一せる紀年法に導きたることは實に著しき効績と云はなければならぬ。

(一) 元始甲寅の歳

戰國より秦漢に至る間の諸種の歴法の研究によれば、少くとも次の四種の紀年法が提案されて居る様に思ふ。

(甲) 歳星紀年法を用ふる系統に於ては西紀前三六五年(現行干支丙辰)を以て元始甲寅の歳として居る。

(乙) 顛項歴に加味せる干支紀年法にては西前紀三六六年(現行干支乙卯)を以て元始

漢代に見えたる諸種の歴法を論ず

甲寅の歳として居る。

(丙) 般歴に附屬せる干支紀年法にては西紀前三六七年(現行干支甲寅)を以て元始甲寅の歳として居る。

(丁) 太初歴制定と共に一派の人々は紀年法を改めて西紀前一〇四年(現行干支丁丑)を以て元始甲寅の歳となさんと試みた。

元始甲寅の歳がいくつもあつたと云ふことは、今日の如き整頓せる干支紀年法になれたる眼を以て見れば甚だ不思議に思はるゝのみならず、かゝる説は勿論古來の文献上に見えて居らぬ。従つて今右の如き見解を探りこれを事實なりと主張せんとするに當りては極めて慎重の注意を必要とする。この主張がどれほどの根據の上に立て居るかを明白にして置かなければならぬ。

(い) 第一には本質的に然るべき理由がある。(甲)に就ては第一篇及び第二篇第二節、第四節(乙)に就ては本篇第八節(丙)に就ては第七節(丁)に就ては第五節に述べたるが如き理由により、夫れ「元始維新の年であるべき資格を具して居る。」

(ろ) 殊に(丁)に就ては、太初暦法制定の詔書に「年名焉逢攝提格。月名畢聚」と云へるこ

と、及び歴術甲子篇に「太初元年。歳名焉逢攝提格」と云へることは、由來不可解とされて居つた部分で、第五節(二)の如く即ち(丁)の如く解釋することに依て始めて了解され得べきものである。畢竟(丁)は文献上に明記されたる事實と見てよいと思ふ。

(は) 既に太初元年の場合に甲寅元の改元を試みたことを事實として認容するならば、太初以前にも(甲)(乙)(丙)の如き數個の甲寅元が提案されたと云ふことは有り得べきこと、云はなければならぬ。

(に) 是等の異なりたる紀年法がどれほどの程度に實行されたかは、秦漢の際の歳名の記録の吟味によりて明かにさるべきものである。

なほ是等諸種の紀年法の成立より考ふれば(甲)は西紀前三六五年以後間もなく行はれ始めたものであらう(第二篇第四節)。但し始めは單に十二の歳名を用ひたもので、後に干支を組合せた干支紀年法にしたのは恐らく漢初頃であらう。(乙)に就ては顛項歴の施行と顛項歴紀年法の採用とは必ずしも同時ではないであらうと思ふ。淮南子天文訓のこれに關する記事が第八節(へ)及(ト)に引用せる如く二ヶ所に分れて掲

漢代に見えたる諸種の暦法を論ず

載されて居るのは、此兩者の結合が淮南子時代にはまだ新らしきものであることを示して居るかとも思はれる。(丙)に就ては、殷歴の成立が既に干支紀年法の行はれて居つた時代でなければならぬと思はるゝので(第九節参照)思ふに顓頊歴紀年法の行はれたるよりも以後で、太初以前餘り遠からざる時代であらう。

干支紀年法の發達 其二

(二) 戰國より秦漢に至る時代の歲名

當時の歲名にして文献に見えて居るものを年代の順序に次に掲げる。

(1) 離騷 攝提貞于孟陬兮。惟庚寅吾以降。

普通には寅の歲、寅の月、庚寅の日に生れたこと、解釋されて居るが、正しくは朱子の云へる如く、寅の歲と云ふ意味はない。單に寅の月の庚寅の日と云ふだけに過ぎない。第一篇第十二節には詩賦なるが故に寛大に解釋し、或は元始甲寅の歲の寅月なるが故に、特に縁起を祝ひたるのかも知れぬとの疑を存して置いたが、今回の研究によれば(第九節参照)

顓頊歴の元始甲寅(西紀前三六六)の歳の正月は甲寅朔。

歲星紀年法の元始甲寅(西紀前三六五)の歳の正月は戊申朔。

で共に正月中に庚寅の干支がない。この二つの元始甲寅以外とすれば、單に寅の月の庚寅の日と云ふだけでは餘りに漠として何等の證據にならない。たゞこの詩賦を作つた頃(屈原の没年は西紀前二九六頃)に夏正が用ひられて居つたと云ふ證據になるだけである。

(2) 史記貨殖傳 白圭周人也。當魏文侯時中略太陰在卯穰。明歲衰惡。至午旱。

明歲美。至酉穰。明歲衰惡。至子大旱。明歲美有水。至卯積著。

魏文侯時は西紀前四二四乃至三八七年であるが、この時に十二支で歲を紀して居つたとは思はれない。卯歲午歲等は白圭より史記に至るまでの間に、白圭の法を傳へたる人が命名せるものであらう。その命名せる時代は不明なので、證據とすることが出来ない。他に反證がない限り、西紀前三六五年以後に命名したものであらうと思ふ。

(3) 呂氏春秋序意篇 維秦八年。歲在涒灘。秋甲子朔。

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

これは確かなる一の證據である。史記呂不韋傳に、

號曰呂氏春秋。布咸陽市門。懸千金其上。延諸侯遊士賓客。有能增損一字者。予千金。

と云ふて居るのは事實談なるか否かを知らないが、兎に角かゝる言傳へがある程に早くから廣く多くの人の目に觸れたものであらうから、其後傳來の間の誤は比較的少なきものと見なければならぬ。八年とあるのは六年の誤ならんと云ふ人もあり、王引之の如きは其太歳考に、これを維秦六年。歳在涪灘として引用し、

六。今本誤作八。許氏周生曰。八當爲六。案許說是也。錢氏溉亭以太歳超辰說之。非是。太歳超辰之說。始於劉歆三統術。前此未之有也。

と云ふて居る。錢大昕の説に對する批評は當つて居るが、八を六に改めたのは誤て居る。第一篇に述べた如く、秋の月の朔が甲子になるのは秦八年(西紀前二二九年)にはあるが、其他には前後十年間は有り得ないからである。

秦八年は現行干支にては壬戌歳であるのを當時は涪灘(申)の歳と稱へて居つたことは疑ふべからざること、見なければならぬ。これは(甲)歳星紀年法より始まれる

紀年法に合致する。

(4) 漢元年

漢書律歷志世經 (漢元年)歳在大棗之東井二十二度鶉首之六度也。故漢志曰。

歳在大棗。名曰敦牂。太歳在午。

漢志と云ふのは劉歆時代まで傳つた記録であらうが、何時頃編纂されたものか判らぬ。其中に太歳在午とあるのは漢元年當時の記録に基いたものか、又その漢志編纂時代の紀年法に據つたものか明かでない。漢元年(西紀前二〇六年)は現行干支紀年法では乙未で、これを午と稱ふるのは顯頊歷紀年法と一致する。

(5) 單闕之歲

前漢書賈誼傳 誼爲長沙傳。三年。有服飛入誼舍。中略。迺爲賦。以自廣。其辭曰。單闕之歲。四月孟夏。庚子日斜。服集余舍。下略

單闕之歲と云ふのは卯の歳と云ふことであるが、年代不明なる故に確かなる考證の材料とすることが出来ない。第一篇第十二節にては、古紀年法(歳星紀年法)の卯歳で、文帝八年己巳の歳に當るであらうと述べたが、この點は今回の研究によりて訂正し

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

たい。この當時用ひられて居つたと思はるゝ顓頊歴によれば、

文帝七年(現干支戊辰四月は壬申朔で、庚子は四月二十九日、

文帝八年(現干支己巳)四月は丁卯朔で、庚子は四月にない。

思ふに單闕之歳は顓頊歴紀年法(乙)による卯歳で、文帝七年に當るであらう。有力と云ふことは出来ないが、當時(西紀前一七三年)顓頊歴紀年法が行はれて居つた一の證據である。

(6) 淮南元年

淮南子天文訓 淮南元年。冬。太一在丙子。冬至甲午。立春丙子。

第一篇に論じたる際には、顓頊歴紀年法を考慮に置かざりしが故に、本文を以て不可解なりとし、丙子はもと乙亥なりしを劉歆が訂正せしに非ずやとの疑を附加して置いたが、今回研究の結果によれば、この歳名は顓頊歴紀年法(乙)によれるものとして説明が出来る。原文は錢塘が天文訓補注に云へる如く、

淮南元年。冬。太一在丙子。(己酉)冬至。甲午立春。

なりしなるべく、淮南元年は淮南王即位の元年にて文帝十六年(西紀前一六四年)現干

支丁丑の歳であるが、顓頊歴紀年法によれば丙子である。この年の前冬至は十一月己酉で、立春は正月甲午に當る。

(7) 乙卯赦令

史記封禪書及武帝本記 (元封元年詔曰)其大赦天下。如乙卯赦令。

史記によれば元朔五年に大赦あり、漢書武帝紀によれば、元朔元年及び三年に大赦あり、乙卯の歳は其孰れを指して居るのか明でない。元朔三年(現行干支乙卯)を指したるものとすれば、(丙)殷歴紀年法に當り、元朔五年(現行干支丁巳)を指したものとすれば(甲)歲星紀年法に當る。若し(乙)顓頊歴紀年法を用ひて居つたとすれば乙卯は元朔四年である筈であるが、四年に大赦のことは史記にも漢書にも見えて居らぬ。以上の事實は如何様に解釋すべきものか、材料不充分なるがために、決定することは出来ないが、思ふに此頃の時代には法定の紀年法とも云ふべきものはなく、人々はその學派や境遇の異なるに従て異なりたる紀年法を用ひたるものなるべく、偶詔書起草の任に當りたる人が(甲)若しくは(丙)の紀年法を用ひて居つたと云ふことを示して居るのではあるまいか。

(8) 太初元年

漢書律歷志 (元封七年)太歲在子

太初元年を丙子とする紀年法は顛項歴紀年法である。

史記歷書 (詔書其更以七年爲太初元年。年名焉逢攝提格)。

歷術甲子篇 太初元年。歲名焉逢攝提格。

太初元年を改めて更に甲寅と名け様とするのは即ち(丁)太初歴紀年法である。

(9) 天馬歌

漢書禮樂志 天馬徠。執徐時。

太初四年。誅宛王。獲宛馬作。

漢書武帝紀 太初四年春。貳師將軍廣利。斬大宛王首。獲汗血馬來。作西

極天馬歌。

執徐時と云ふのは辰の歳と云ふことで、太初四年は現行干支紀年法で庚辰の歳に當て居る。禮樂志及び武帝紀に太初四年とあるのは、漢書を編纂せる東漢人が當時の紀年法にて執徐の歳を溯りて推算し、太初四年と記したるものかも知れぬと云ふ疑

がある。この兩者以外には、史記及漢書匈奴傳に此事に關する記事があるが、それは太初三年か太初四年か兩年の中ではあるが、其孰れであるかは明かでない。太初三年を執徐時と稱へたとすれば、この歌の作者は、太初元年を攝提格とする太初歴紀年法を用ひたと云ふことであり、太初四年であつたとすれば、般歴紀年法を用ひて居つたと云ふことである。

(10) 初元二年

漢書翼奉傳 奉奏封事曰 中略今年太陰建於甲戌。

この封事の前後の文に、此年正月癸未、二月戊午、明年四月乙未とあるを以て見れば初元二年であることは疑もないなほ、此年七月己酉とあるのは、日月孰れか誤あるならん。初元二年(西紀前四七年)現行干支甲戌を甲戌の歳と稱へて居つたとすれば、般歴紀年法と一致して居る。

(11) 王莽傳

漢書王莽傳 建國五年。歲在壽星。倉龍癸酉。

天鳳七年。歲在大梁。倉龍庚辰。 明年歲在實沈。倉龍辛巳。

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

建國五年(西紀十三年)を癸酉と稱へ、天鳳七年(西紀二十年)を庚辰、其翌年を辛巳と稱ふるのは、現行干支紀年法と同じで、般歷紀年法と一致する。

(12) 東漢

後漢書張純傳 (建武三十年。純奏上宜封禪曰、中略今攝提之歲。蒼龍甲寅。建武三十年(西紀五四年)はまだ三統歴施行中であり、三統歴の超辰法によれば建武二十六年に超辰すべき筈であるのに、この歳名によれば當時既に超辰して居らぬ。

干支紀年法の發達 其三

(三) 超辰法による整理

前節に掲げたる如き、互に相調和せざる各種の紀年法の存在することは、紀年法本來の目的に背くもので、ために生ずる混亂は可なり堪え難きものであつたに相違ない。前漢末に劉歆の前に提出されたものも、歳名の數はも少し多かつたであらうが、大體右の如き程度のものであつたらうと思はれる。如何にして是等の種々の歳名を整理すべきか。單に整理方法としてならば、一の系統を撰みてそれを採用する

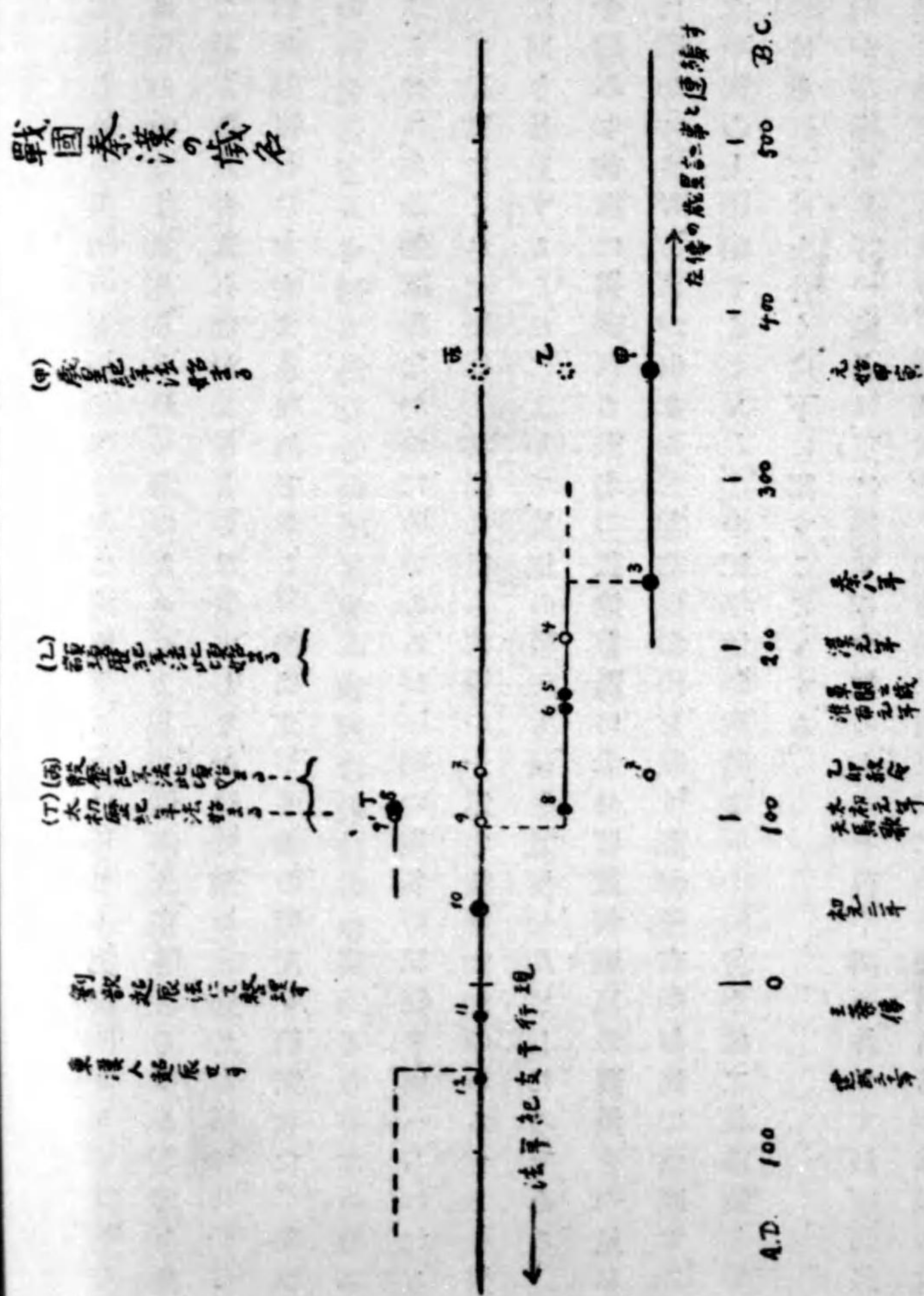
とこゝし、他の系統のものは皆これに適應する様に凡ての記録に互りて訂正を施すことも一の方法であらうが、一派の人々によりて、僞作、改竄等あらゆる冤罪を負はされて居る劉歆も、流石にかゝることは敢てしなかつたものと見える。

劉歆の採つた方法は合理的である。彼は先づ混雜の實況を研究した。我々が上來の研究によりて知り得たる如く、混雜の源因は、數種の甲寅元あるがためであること云ふことは、勿論知り得なかつたのであるが、一切の歳名の記録を與へられたるものとして忠實にこれを研究し、其間に自ら何等か一定の秩序法則のあるべきを信じ、その法則を發見することによりて、眞正の整理方法を案出せんとしたのである。

今試みに前節に掲げたる歳名の記録を圖に示せば、歳名相互の關係を一見して容易に明かにすることが出来る。左右に年代を取り、現行干支紀年法に適應する歳名は水平軸の上に記すことゝし、この紀年法の歳名より一辰若くは二辰前後して居るものは、それだけ上若くは下に記すことゝする。

幸か不幸か、是等の歳名は、(丁)に屬する少數のものを暫く問題外とすれば、偶然にも三段に排列する居る。劉歆當時の紀年法に對して二辰の差あるものは最も古く、戰

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず



國より秦に至る間に、一辰の差あるものは漢初より太初までの間に、當時の紀年法と同様のものは太初前後以來と云ふ様になつて居る。なほそののみならず、歲星と歲名との關係を、漢書天文志に記せる如く、石甘時代と太初とにては二次の差あるものとして對照すれば、左傳の歲星記事も亦是等の歲名と階段的に連續して居ることになる。

劉歆は是等の著しき事實を發見し、これによりて超辰を以て實際の天象に應ずる天則なりと信するに至つたのであらう。超辰の週期は歲星の記事よりして百四十四年を取り、さて何れの年次に超辰せしむべきかと云ふに、これは第六節に述べたるが如き計算法により凡てのもの、基準状態なるべき三統上元の存在を假定すれば、超辰の年次は必然的に定まることになつたのである。超辰の年次として太初元年か西紀前八五年か二つの中を撰擇すべき餘地はあつたが、前者を取れば、左傳昭八、十一の歲星記事及び秦八年の歲名に都合がわるい。後者を取れば左傳の記事には最もよく適合する。秦八年に對しては、實はなほ一年の差にて適合しないのであるが、僅か一年の差は止むを得ず大目に見ることゝしたものであらう。

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

かくして發見されたる超辰法によれば、記録にある歲名も、左傳の歲星記事も、双方共に殆ど凡て満足に適合するので、劉歆よりして云へば、實に豫想外の大發見であつたのである。斯くまでによく適合する超辰法が實際の天象に應ずる天則なるべきことに就ては毫末も疑ふ所がなかつたであらう。この超辰法の見地よりすれば、在來の歲名記録はそのまゝにて秩序あり、整頓せるものとなり、今更改めて整理する必要もない。たゞ劉歆當時の歲名は西紀前九五年に超辰したる後のもので、此後は西紀五〇年及び其後百四十四年毎に超辰することゝすれば、終古よく天象に適應する紀年法であるべき筈である。

超辰的干支紀年法は紀年法としては良好なるものではない。百四十四年毎に干支が一つ飛び越えると云ふのは紀年法の本質に適しない。劉歆の制定後初度の超辰の歲なる西紀五〇年は三統歴施行時代なるにも拘はらず、既に超辰を實行せざるに至つたのは寧ろ當然の成行で、要するに紀年法としては劉歆の案は失歆に終つたものと云はなければならぬ。然し乍らこれによりて從來混雜せる歲名の記録をしてそれ〳〵其所を得せしめ、やがて統一したる紀年法に導きたる成績を顧れば、整理

方法としては實に絶好のものであつたと云はなければならぬ。

(四) 太陰太歲異同辨

太陰と太歲とは由來同一のものであるが、これを相異なれるものと區別したのは、太初元年に於ける歲名の混雜を説明せんがために錢大昕の提出したる説である。今、爾雅釋天、淮南子天文訓、史記天官書及び前漢書天文志のこれに關する記事を列記すれば次の如くである。

攝提格の歲には、

- | | | | |
|-----|------|----------|------------------|
| 爾雅 | 太歲在寅 | | |
| 淮南子 | 太陰在寅 | 歲星在斗牽牛 | |
| 史記 | 歲陰在寅 | 歲星在斗牽牛 | |
| 漢書 | 太歲在寅 | 歲星在 | 斗牽牛(石氏) 營室東壁(太初) |
| | | 建星婺女(甘氏) | |

と云ふ様に十二の歲に就て記してあるが、同一の歲に就て、太歲太陰若くは歲陰が寅にあると云ふのであるから、是等の三者を同物異名と見るべきは當然である。なほ

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

漢書天文志には同一の歲名に對して歲星の位置が石甘時代と太初とで二次だけの差があることを述べて居るのであるが、これは今日よりして見れば少しも怪むに足らぬ。十二年一週で數へたる歲名が歲星の運動と一致せざるがために、長き時の間に次第に生じたる差で、實は八二六年に付一次の割で、丁度三次の差を生じたのであるが、石甘時代の歲名は(甲)歲星紀年法により、太初年代は(乙)顓頊歷紀年法で、兩者の間に一辰の差があるために、結局名義上同歲名の歲に對しては差引二次の差があることになつたものである。班固は勿論この理由を知らず、兎に角斯の如き事實を認め天文志に記し、又律歷志にも闕逢攝提格と稱し乍ら又太歲在子と記して居る。劉歆もこの事實を認めて、これを考慮の中に置けば、左傳の歲星記事が丁度秦漢の歲名と超辰的に連續することを發見したのである。

錢大昕は劉歆の超辰法を以て正しき天則なりと信ずると共に、超辰法なるものは古來より自然的に行はれて居つたものとし、それにも拘はらず石甘時代と太初年代とにて二次の差ある所以は、前者は太陰紀年法を用ひ、後者は太歲紀年法を用ひ、太陰と太歲とは常に二辰の差あるものなるがためであると主張して居る。かく太陰と

太歲とを區別する考は、

史記貨殖傳張守節正義に 太陰。歲後二辰爲太陰。

漢書楊雄傳張晏注に 太陰歲後三辰也。

漢書翼奉傳孟康注に 太陰在甲戌。則太歲在子。

とある如く、早くから見えて居り(太陰と太歲との前後及び其差は區々で一定して居らぬ)錢大昕はかく區別することによりて從來不明なりし多くの點を闡明することが出来たと云ふて居るが、結局斯の如き考は却て徒らに事を紛糾せしめたゞけに過ぎない。古法は太陰紀年法を用ひて居ると云ひ乍ら、秦八年の歲在涓灘は太歲紀年法として承認しなければならず、翼奉封事には太陰建於甲戌とあるので、翼奉は太歲を誤て太陰と混同せるものなりとし、漢書天文志の文には太陰太歲と二つに區別してないで、班氏改太陰爲太歲。不知太陰太歲之有別と非難して居るが如き、是等の無理は皆強て太陰と太歲とを區別せんとしたために生じたものである。文献の上より云へば、王引之が其太歲考に云へる如く、太歲には太歲、太陰、歲陰、天一、攝提、青龍の六つの異名があるが、其實は一であることと云ふのが當然であることを承認しなければ

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

ばならぬ。

要旨概括

本論文は左傳國語の製作を論じたる前回の論文と相俟つて、戰國より秦漢に至る間の天文曆法の學の發達を講究せんとするものである。論點は多岐に亙つて居るが、四分歴と三統歴の如何なるものなるかを講究して(第二、三、四節)太初歴制定に關する詳細の事實を闡明せんと試みた(第五、六節)のが第一段である。更に殷歴及び顓頊歴の如何なるものなるかを講究し(第七、八節)、春秋後期に於ける曆法の研究(目下研究中)と遙に相應じて、春秋より太初に至るまでの曆法を論じた(第九節)のが第二段で、第一段の研究と相俟て曆法發達史の大綱を總ぶることが出來たと信ずる。第十節は所謂開闢年代の算出法の研究で、これに依て圖識なるもの、少くとも一部は極めて低級なるごまかし物に過ぎざることを明かにし得たと思ふ。第十一乃至第十三節は干支紀年法の發達に關する研究で、この結果として、さきに第一篇に發表したるもの、一部は主要ならざる點に於て訂正を要する箇所がある。主なる結論の二三

を次に掲げる。

- (一) 太初元年以來施行したる曆法は鄧平の八十一分法で、この曆法に超辰法を附加して三統歴を完成したるものは前漢末の劉歆である。
- (二) 劉歆没後は超辰法を行はない。西紀五〇年は三統歴施行中であり、超辰の歲に當て居るにも拘はらず、超辰しない。
- (三) 漢初から太初まで施行したる曆法は顓頊歴である。
- (四) 春秋後期(大約西紀前六百年以後)には一定の曆法が行はれて居つたらしい。この曆は西紀前五九五年を節首とせる冬至標準歴で一種の四分歴即ち七十六年法であらうと思ふ。西洋に於て七十六年法は西紀前三三四年頃にカリボスが修正せるものであると云ふのに比すれば支那に於ける曆法の發達は約二百六十年も早いと云ふことになる。
- (五) 春秋後期歴と漢初の顓頊歴とは其置閏法殆ど同様である。後者は戰國時代の半ば西紀前三百六七十頃(頃)に前者より脱化したものである。
- (六) 緯書にある所謂開闢の年代なるものは、四分歴と三統歴の週期を混合して造り上

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず

げたるものである。算出の年代は劉歆時代か又は其以後である。
 (七) 干支紀年法は戰國半ば頃西紀前三六五年に始まり、後漢の始に完成したるものである。其初期に當ては元始甲寅の歲が四つも輩出して居る。是等の異なる系統の紀年法は劉歆の超辰法によりて巧みに整理され、後に東漢人の變法を経て、現行干支紀年法に統一したものである。

(八) 春秋後期の歴から三統歴に至るまでの發達の徑路は自然的である。外國から輸入された智識による形跡などは少しも認められない。

(九) 史記天官書に其端を顯はし、三統歴八十一分法に採用されたる他の週期(百三十五月)が、カルデヤのサロスとして西方諸國に知られて居つた餘の週期(二百二十三月)と全く異なるものであることは前項と關聯して注意すべきことである。

(大正九年、藝文)

戰國秦漢の曆法

序 說

戰國時代は種々の意味に於て活躍の時代であつたと思はれる。優勝劣敗の時代であり、自由競争の時代であつたので、幾干を以て數ふる程であつたといはるゝ所謂遊士食客の中には、それゝの方面に向つて其才幹を發揮したものが決して少なくはなかつたのであらうと察せられる。不幸にして此時代の文献の多くは秦火に遭ひて今日に傳はらないが、研究史料の不足なるの故を以てこれを暗黒時代と見做すことは當らない。現に天文曆法の方面から見れば、此時代には曆法の整頓、五星の運行の觀測、五行説の唱道、恒星天の測定、星經の編纂等の仕事があり、眞に百花燎亂の趣がある。僅に残存せる史料を整理し研究して、斯の如き活躍時代の眞相を闡明することは學徒の當に大に力を致すべき所であらうと思はれる。

幸にも曆法に關しては、一方には春秋の曆を研究したる結果、春秋末期には相應に

整頓せる暦が用ひられ必ずや一定の標準に則つて居つたものに相違ないと思はるゝので、それがなほ若干時代の間、戦國時代までも其まゝ繼續して實行されたであらうことは當然推察されるのであり、又他の一方に於て、秦漢の暦を研究して其源流に溯れば直ちに戦國時代に入るので、要するに我々は問題の時代に關し確實に其兩端を把握して居るものである。其中間の時代に於て、若し自然的に發展したるものとするれば、何れの時期に如何なる進轉をなしたか、或は又一派の人々の疑へるが如く外來の影響を受けて或る時期に突然急激の變革をなせりと認むべき形跡ありや否や、是等の問題を解決することは必ずしも困難ではないと思はれる。

春秋後期の暦に就ては、狩野教授還曆記念支那學論叢中に收められたる拙著論文「春秋長歷」に於て、春秋經所載の暦日を材料として研究したるものを其まゝ採用することゝし、漢初の暦に就ては、史記及び漢書所載の暦日を材料として本論文に於て新たに研究することゝする。秦漢の暦及びそれと戦國時代の暦との關係に就ては、嘗て「漢代に見えたる諸種の暦法を論ず」及び「干支五行説と顛項暦」と題する兩論文に於て論及したことがあるが、漢初暦と殷暦及び顛項暦との三角關係は、戦國時代の暦法

を論ずるに當りての中心問題であり、本論文に於て根本的に研究しようと思ふので、研究の結果、前記論文と多少異なる歸結を得たる場合には、本論文を以てこれを訂正することゝする。なほ顛項暦と干支五行説との關係に就ては、反對論者飯島氏と數次の論争を重ねたのであるが、本論文に於て所謂顛項暦なるものゝ本體を明かにすることが出来れば、飯島氏の干支起原説の如きは全く其根據を失ひ、自ら消滅するの外なきに至るであらうと思はれる。

戦國時代の文献としては先づ第一に左傳を擧げなければならぬ。左傳の著作年代に就ては古來幾多の説があるが、私は嘗て「歲星記事」によりて左傳國語の製作年代を論ずるといへる論文に於て研究の結果を發表して居り、左傳は戦國時代の中期西紀前三五〇年頃に著作されたものであることは殆ど疑もないと思ふ。なほ秦には呂氏春秋前二三九、漢初には淮南子前一六四があり、何れも著作年代も明かであり比較的よく保存されて今日に傳はつて居る。是等に加ふるに史記前一〇〇頃及び漢書後漢初を以てすれば、戦國より漢初に至る時代の暦法を研究する資料は決して其乏しきを患へない。

戦國時代としては何れの年代から取るのが適當であるかといふ論は別問題として、本論文に於ては便宜上春秋に接續して西紀前四八一年以後を取ることゝし、なほ秦及び漢初をも加へて太初元年(前一〇四)までの期間を一括して研究の對象とする。周初より春秋に至る期間に就ては拙著論文「周初の年代」に於て、春秋の期間に就ては「春秋長歴」に於て既にそれ〴〵長暦を作製したのであり、又太初元年以後は皆一定の暦法により、しかも其等の暦法は凡て歴代の正史に掲げてあるので、今こゝに本論文に於て春秋以後太初までの期間(前四八〇——前一〇五)の長暦を明かにすることが出来れば、我々は今日より溯りて周初まで約三千年間の全暦日を明かにすることが出来る筈である。

暦法の發達

- (1) 暦法整頓以前
 太初以後の暦法は凡て皆歴代の正史に載せられ、其等の暦法には常に、
 (イ) 月の大小の交替法

(ロ) 閏月の挿入法

(ハ) 紀年法若くは暦元に關すること

(ニ) 交蝕の推算法

(ホ) 五星の位置の推算法

等が記載してあるが、暦法の發達といふ方面より考ふれば、是等の條項は必ずしも同時に始まつたものではなく、寧ろ次第に發達し追加されたものと見るのが至當であらうと思はれる。太古には純太陰暦を用ひたものであり、やがて農業時代に入り太陽暦の必要を感ずるに至りて、太陰暦に時々閏月を設けて太陽暦と調和する方法を案出し、長き間の經驗と努力の結果、春秋時代の半ば頃に至りて漸く十九年七閏の法を發見するに至つたものであり、更に紀年法、五星の位置の推算法は戦國時代の半ば頃より、交蝕の推算法は漢代に至りて漸く用ひ始むるに至つたものではないかと思はれるので、今戦國時代の暦法に就て研究せんとするに當りても、前掲諸條項の如きは、必ずしも同時に成立したものではないと見て、研究の歩を進めるのが適當であらうと思はれる。

一派の論者例へば飯島氏の如く、曆法に關する智識は戰國時代の半ば以後に西洋方面より輸入したものであらうといふ見解を取れば、前掲諸條項の如きも定めし同時に輸入されたものであらうと考へらるゝのであり、現に飯島氏は顛項歴の場合に、(イ)(ロ)の三項が同時に成立したものであるとし、其同時成立説に基いて其干支起原説を組立て、居らるゝのであるが、斯の如き假説を有する論者と雖も、始めより若干項目の同時成立を豫斷するのは穩當ではない。必ずや全く自由なる立場に於て一切の文献を研究し、同時成立説は果して可能なりや否や、若し可能なりとするも、同時成立説と逐次發展説との孰れが多くの妥當性を有するかを吟味するといふ態度に出でなければならぬであらう。

(2) 四分曆法

戰國より漢初に至る時代の曆法を論ずるに當り問題となるものは四分曆法であるが、四分曆法といふのは、一年の長さを三六五・二五日とし、正確に十九年の長さが二三五の長さ等に等しく、七十六年目にて日の端數なく朔夜半冬至といふ状態が繰り返へすものとする曆法である。

$$365 \cdot 25 \times 19 \times 4 = 27759$$

$$29 \cdot 53085 \times 235 \times 4 = 27759$$

この數字に適應するためには、月の大小交替法及び閏月挿入法を如何様にすべきかといふに、今朔夜半冬至の丁度一致したる日を部首とすれば

(イ) 閏月挿入の位置は、部首の前月を閏月とし、それより始めて十九年毎に

33 33 32 33 32 33 33 32

月毎に閏月を挿入することゝし、

(ロ) 月の大小交替に就ては、部首の前々月及び前月を連大の月とし、部首は小の月とし、以下

17 17 15, 17 17 15 17 15, 17 17 15 17 15,
 17 17 15 17 15, 17 17 15 17 15, 17 17 15 17 15,
 17 17 15 17 15, 17 17 15 17 15, 17 17 15 17 15,
 17 17 15 17 15, 17 17 15 17 15, 17 17 15 17 15,

月毎に連大月を置くことにすればよい。

一節七十六年の後には、朔と季節と一日の時刻とが、再び同じ關係に復するのであるが、其日數は二七、七五九日なので、日の干支は同一に復せず干支番號が二十一だけ後退することになる。若し二十節千五百二十年を取れば、日の干支も同一のものとなり、季節と朔と日の干支と一日の時刻とが全然同一の關係に復することになるので、これを一紀と稱へる。斯くして四分曆法では一紀千五百二十年毎に全然同一の曆が繰返へすことになるのであるが、其數へ始めとしては、甲子の日の前夜半が丁度正しく朔に當り冬至に當る時を撰み、これを曆元と稱へる。理想としては曆元の時から年月日を數へ始め、元年正月朔甲子と稱ふべき筈で、これに就ては太初元年が面白い實例を與へて居る。史記歷書によれば、太初改曆の際に一度採用に決定し詔書まで發せられた案は太初四分曆で、元封七年前十一月甲子前夜半に朔と冬至が一致したもの認め、此年を太初元年焉逢攝提格(甲寅歲)と稱へ、此月(冬至月)を畢聚(正月)と稱へることにしようとしたのであつたが、此時には恐らく既に數十年來行はれて居つた顛項曆紀年法によりて此年を丙子と稱へて居り、なほ恐らくは其十數年前から發議されたる殷曆紀年法によりて丁丑と稱へんと論せられて居つた際なので、更に

これを甲寅と改むることに就ては頗る難色があり、又月の數へ方に就ても、恐らく戰國後期以來夏正の數へ方に熟れて居つたので、今更周正に戻つて冬至月を正月と稱ふることに少なからず異議があつたものゝ如く、かくして遂に太初四分曆は實行に至らずして撤回の止むなきに至つたものである。

顛項曆といふのも亦四分曆の一種で、前に述べたものゝ中、冬至を立春に、甲子を甲寅に、夜半を晨初としたものである。西紀前三六六年の正月甲寅の日の晨初(寅の刻)が丁度正しく朔で立春であつたものと認めて、此年を曆元とし甲寅の歲と稱ふる紀年法を用ひて居る。顛項曆の曆元及び顛項曆紀年法は何時提案され何時實行されたものか、これは本論文の眼目として後節に詳説することゝする。

(3) 漢代の改曆

四分曆にては、一年の長さも一ヶ月の長さも共に真正のものより少しく長いので、季節に就ては四百年にて約三日、月の朔望に就ては三百年にて約一日の差を生ずる筈である。朔望に就て一日以上の差は容易に人の注意を牽き、頗る不都合なので、従つて屢改曆の必要に迫らるゝことゝなり、現に後漢書律曆志に載せたる元和改曆の

詔書には、

春秋保乾圖曰。三百年斗曆改憲。

と引用して居る。こゝに注意すべきことは、四分曆法にては、十九年一章の三倍五十七年を取れば、

$$365 \cdot 25 \times 19 \times 3 = 20819 \cdot 25$$

$$29 \cdot 53085 \times 235 \times 3 = 20819 \cdot 25$$

となるので、滿五十七年では、季節と朔とが一致したる上に、干支の日取も亦僅かに〇・七五即ち切り上げれば一日の差にて近く戻つて居ることである。漢代に於ける改曆は主として此關係を利用して居る。

漢初の曆が如何なる曆法に依つたものであるかは後節に論じようとして居るのであるが、はゞ般曆に近いものであることは疑もない。般曆は紀元前一五六七年又はそれより一紀一五二〇年後の初元二年(前四七年)を以て曆元とし、此年の前十一月甲子曉天夜半⁽¹⁾が朔で冬至であつたとして居るのであるが、制定後長き年月を経たので、漢初の頃には曆の朔望は天に後れ、日蝕は多く晦にある様になつたので、太初改

曆の際には、般曆々元より五十七年前なる太初元年(前一〇四)の前十一月朔冬至が甲子の日の夜^(1.75)に當ることになつて居つたのを〇・七五日だけ切り上げて、甲子の日の曉天夜半^(1.0)が朔冬至に當るものと改めたものである。(太初改曆の際に一度採用に決して遂に撤回された四分法でも、又再調査の後に採用された八十一分法でも、實際の數値はほゞ等しいので、こゝには簡單のために四分曆法として略述する)。後漢に至りては、太初曆の朔望が又々天に後れたので、元和二年(西紀八五年)改曆の際には、太初元年より五十七年前なる文帝後三年(前一六一)の前十一月朔冬至が、當時の曆般曆に近きもの⁽²⁾にては乙丑の日中^(2.5)に當り、太初曆にては甲子の日の夜^(1.75)に當ることになつて居つたのを、更に繰り上げて甲子の日の曉天夜半^(1.0)に當つて居つたもの⁽³⁾の⁽⁴⁾だとして、それを曆元として居る。要するに般曆に比して、太初曆、後漢四分曆は五七年、一一四年だけ曆元を繰上げることによりて、次第に天象に後れたる朔望を回復せんと試みたものと見ることが出来る。

飯島氏は西紀前三六六年の顛頊曆の曆元に、甲寅歲、寅の月、甲寅の日、寅の刻(晨初)が、丁度朔で立春であるといふ如く凡てが揃ふといふことは偶然の一致ではあり得ざ

ることであるとし、これは必ずや偶々正月朔の晨初が立春に當つたものを見出し、其日を甲寅と數へ始め、其年を甲寅と數へ始めたものでなければならぬ、従つて干支によりて曆日を紀するといふことは、斷じて此時より以前には無いことであり、春秋にある曆日干支は盡く皆顓頊曆制定以後に、溯つて挿入したものでなければならぬと論じて居らるゝのであるが、これは餘りに輕卒なる論斷といはなければならぬ。西紀前三六六年を甲寅歲と稱ふるのは、恐らく漢初の頃に始められた顓頊曆紀年法によりて後より溯りて附加したものであると思はれるが、それを除きて、正月甲寅の日の晨初(寅の刻)が朔で立春に當るといふ時期を見出して曆元とするといふことは、決して困難でも不可能でもない。現に漢代にはこれと同程度の甲子曆元を三つ(紀元前、四七、一〇四、一六一)までもこしらへて居るのは、飯島氏の立論に對する明白なる反證である。なほ本論文に於ける研究の結果によれば、右にいふ如き顓頊曆は事實存在しなかつたものと思はれるので、若し然らば、飯島氏の干支起原論が全然其根據を失ふであらうことはいふまでもない。

(4) 漢初の曆と春秋後期の曆

漢初に於ける日蝕が多く晦にあるのを以て見れば、定めし施行久しきに及んで天象に後れたる一定の曆法を用ひて居つたことは察せらるゝのであるが、其置閏は常に歲終にあつたらしいので、かゝるものは決して正式の四分曆法ではない。通鑑目錄に載せたる劉義叟の長曆には「漢初用殷歷、或云用顓頊歷、今兩存之」とあるが、これもよく慎重に吟味して見なければならぬ。正式の四分曆法ではないにしても、或は殷曆若くは顓頊曆に、單に閏月挿入にだけ略式の便法を加へたるものか、又は殷曆、顓頊曆の如き整頓せる曆法に達すべき前驅的のものか、更に或は右の兩者を兼ねたるものか。戰國末より秦漢の際は、曆法發達の時代であると共に、又戰亂紛糾の時代なので、問題は相應に複雑であるかも知れない。

春秋後期に於ては、日蝕が常に朔にあるので、月の大小の交替は大體正しく出來て居つたことは明かであり、漢初の朔晦とは著しき對照をなして居る。これは其當時に於て、月の大小交替に關しては常に直接天象を見、臆魄の觀測によりて隨時調節して居つたものか、又は新たに曆法を制定し、其曆法が未だ著しく天象に後れざる期間であつたためであらう。今若し連大月を一五、一七、一七月の間隔に置くことゝすれ

ば、一ヶ月の平均の長さは二九・五三〇六一となり、真正の平均の長さ二九・五三〇五九に甚だ近く、數千年にて漸く一日の差を生ずるに過ぎないものである上に、其挿入法も比較的簡單なので、或は春秋後期に於ては斯の如き間隔法を實行して居つたものかも知れない。春秋長歴の研究中偶然にも襄公二十一年九月十月及び襄公二十二年十二月二十三年一月が十五ヶ月を隔てたる連大であつたことが明かになつたので、此期間を出發點として一五・一七、一七の間隔にて連大を配置すれば、僅に唯一つ襄公二十四年七八兩月の場合を除く外は、凡て皆春秋所載の曆日と適合して居る。なほ閏月の挿入に就ては、大體十九年七閏に揃つては居るが、必ずしも嚴格でないのを以て見れば、此時代には、未だ四分曆法の如き整頓したるものには纏まらず、連大配置法と閏月挿入法と別々に發達せる道程にあるものと見るべきであらう。連大配置に就ては、十五、十七、十七の間隔法は殆ど真正のものに近く、永世用ひて差のないものであるが、其後にこれを整頓したであらうと思はるゝ四分曆法によれば却て三百年に一日の差を生ずるものであることは注意すべきことである。

漢初の曆

(1) 顓頊歴と殷歴

秦漢の曆に就ては次の如き文献がある。

(イ) 史記始皇本紀 (二十六年) 始皇推終始五德之傳。以爲周得火德。秦代周德。從所不勝。方今水德之始。改年始朝賀。皆自十月朔。衣服旄旌節旗皆上黑下略。

(ロ) 史記孝文本紀 (十四年) 是時北平侯張蒼爲丞相。方明律歷。魯人公孫臣上書。陳終始傳五德事。言方今土德時。土德應黃龍見。當改正朔服色制度。天子下其事。與丞相議。丞相推以爲今水德始。明正十月上黑事。以爲其言非是。請罷之。

(ハ) 史記歷書 其後戰國並爭。在於疆國。禽敵救急解紛而已。豈遑念斯哉。是時獨有鄒衍。明於五德之傳。而散消息之分。以顯諸侯。而亦因秦滅六國。兵戎極煩。又升至尊之日淺未暇遑也。而亦頗推五勝。而自以爲獲水德之瑞。更

名河曰德水。而正以十月。色上黑。然歷度閏餘。未能睹其真也。漢興高祖曰。北時待我而起。亦自以爲獲水德之瑞。雖明習歷及張蒼等咸以爲然。是時天下初定。方綱紀大基。高后女主皆未遑。故襲秦正朔服色。至孝文時。魯人公孫臣。以終始五德。上書言。漢得土德。宜更元改正朔易服色。常有瑞。瑞黃龍見。事下丞相張蒼。張蒼亦學律歷。以爲非是。罷之。

(ニ) 漢書律歷志 戰國擾攘。秦兼天下。未遑暇也。亦頗推五勝。而自以爲獲水德。乃以十月爲正。色上黑。漢興。方綱紀大基。庶事草創。襲秦正朔。以北平侯張蒼言。用顓頊歷。比於六歷。疏濶中最爲微近。然正朔服色。未睹其真。而朔晦月見弦望滿虧多非是。

(ホ) 史記張蒼傳贊 張蒼文學律歷。爲漢名相。而絳賈生公孫臣等言正朔服色事。而不遵。明用秦之顓頊歷何哉。

(ヘ) 漢書張蒼傳贊 張蒼文好律歷。爲漢名相。而專遵用秦之顓頊歷何哉。是等によれば、秦は自ら水德を得て居ると思つたので、北方水位に相應する如くに、十月を以て歲首とすることに改め、漢初には張蒼の説により、漢も亦水德を得て居る

と思つたので、秦の正朔を其まゝ受けてこれを顓頊歷と稱へて居つたことは疑もない様である。然し其顓頊歷の如何なる曆法であるかは少しも明かでないので、それに就ては我々は先づ次の如き文献を考證しなければならぬ。

(ト) 淮南子天文訓 天一元始。正月建寅。日月俱入營室五度。天一以始建七十六歲。日月復以正月入營室五度。無餘分。名曰一紀。凡二十紀一千五百二十歲大終。(三終)日月星辰復始甲寅元。

(チ) 後漢書律曆志注引蔡邕命論 顓頊曆術曰。天元正月己巳朔旦立春。俱以日月起於天廟營室五度。今月令孟春之月。日在營室。

(リ) 後漢書律曆志論曆 (洪上言)甲寅曆於孔子時效。己巳顓頊秦所施用。漢興草創。因而易。至元封中迂濶不審。更用太初。應期三百改憲之節。甲寅己巳識雖有文。略其年數。是以學人各傳所聞。至於課校。罔得厥正。夫甲寅元天正。正月甲子朔旦冬至。七曜之起始於牛初。乙卯之元人正。己巳朔旦立春。三光聚天廟五度。

(ヌ) 唐書大衍歷日度議 顓頊歷。上元甲寅歲。正月甲寅晨初。合朔立春。七曜

皆直良維之首。中略。命曰顓頊。其實夏歷也。湯作殷歷。更以十一月甲子合朔冬至爲上元。周人因之。距義和千祀。昏明中星率差半次。夏時直月節者。皆當十有二中。故因循夏令。其後呂不韋得之以爲秦法。更考中星。斷取近距。以乙卯歲正月己巳合朔立春爲上元。洪範傳曰。歷記始於顓頊上元。太始闕蒙攝提格之歲。畢陬之月朔日己巳立春。七曜俱在營室五度是也。

(ル)又 秦歷上元正月己巳朔晨初立春。日月五星俱起營室五度。葦首日名皆直四孟。假朔退十五日。則閏在正月前。朔進十五日。則閏在正月後下略。

(ヲ)又 魯宣公十五年丁卯歲。顓頊歷第十三葦首。與麟德歷俱以丁巳平旦立春。至始皇三十三年丁亥。凡三百八十歲。得顓頊歷壬申葦首。是歲秦歷以壬申寅初立春。

唐書歷志に一行の言ふ所によれば顓頊歷の如何なるものなるかは全く明かである。紀元前三六六年及びそれより三紀四五六〇年前なる紀元前四九二六年を以て正月甲寅晨初が丁度合朔で立春であつたものと認め、是等の年を曆元とし甲寅歳とせる四分曆であり、なほ兩曆元の間にて、前三六六年より十五葦一一四〇年朔りた

る前一五〇六年は、やはり甲寅歳にて葦首に當り正月己巳晨初が合朔で立春になつて居るので、これを第二次の上元として居る顓頊歷紀年法にては甲寅歳であるが後漢以後の現行干支紀年法にては乙卯歳に當るので、これを又乙卯の元といふて居る。但し唐書に見ゆる此顓頊歷が、後漢書に見ゆるもの、淮南子に見ゆるもの、乃至秦より漢初に實行されたといはるゝ顓頊歷と同一のものなりや否や。私は大正九年に「漢代に見えたる諸種の曆法を論ず」といへる論文に於て顓頊歷に論及した際には、これを同一と見從つて顓頊歷は紀元前四世紀戰國時代の半ば頃より實行されたものと論じたのであつたが、此點はなほ慎重に研究して見なければならぬ。顓頊歷が一行の言ふ如き一定の形のものと思はるゝに至つたのは或は後漢以後であるかも知れない。顓頊歷紀年法は漢初に行はれて居り、漢書藝文志には顓頊歷二十一卷とあるが、それにも拘はらず現に前掲引用文(リ)に見ゆる如く、劉洪は「是以學人各傳所聞、至於課校、罔得厥正」といふて居る。

(a) 立春を正月節とし平均に於て正月始めに當る様にすれば、立春標準曆の閏月挿入法は其一年前か又は四年前を章首とせる冬至標準曆と同様で季節の早晚は一、二日

の出入に過ぎない。前者即ち紀元前三六七年を章首とせるものは、宣公十四年以後春秋後期を通じて聯絡して居り、私が嘗て假に殷歴古法と名けたものであり、後者は即ち紀元前三七〇年を章首とせるもので、丁度殷歴に當つて居る。

要するに閏月挿入より見れば、所謂顓頊歴なるものは決して特有の閏月挿入法を有して居るものではなく、殷歴古法か又は殷歴かの孰れかと同じものでなければならぬ。

(b) 立春といふのは天象の観測によりて定むべき基準點ではない。従つて葭首立春の日に日月俱に營室の五度に入るといふのは、冬至の日躔を牽牛の初度と定め、それより日行一日一度として一年の八分の一即ち四十六日後の日躔を營室の五度と推算したものに相違ない。開元占經に、劉向の洪範傳による二十八宿の度数を古度として載せて居るが、それによれば、

牛九。女十。虚十四。危九。室二十。

で、牽牛の初度から營室の五度までは丁度四十六度になつて居る。淮南子天文訓の後段に星の分度として載せてあるものによれば、

牛八。女十二。虚十。危十七。室十六。

で、牽牛の初度から營室の五度までは五十一度となつて居り、祖冲之(宋書歷志)はこれに誤られて、營室五度より逆に冬至日躔を推し、

漢代之初。即用秦歴。冬至日在牽牛六度。漢武改立太初歴。冬至日在牛初。

といふて居るが、これは全く淮南子を盲信した誤であることは、一行も既にこれを指摘して居る。淮南子にある星の分度は太初の測定以後のものであることは疑もなく、定めし後漢末に許慎により整理さるゝまでの間に(或は疑へば許慎自身の手によりて)當時採用の度数に改められたものであらうと思はれる。要するに、顓頊歴の立春標準といふことも、單に机上の標準で、決して直接天象観測による基準點ではない。前項(a)及び此項(b)に述べた二つの事情から見ても、所謂顓頊歴なるものは實行された曆術ではなく、其當時に於ては冬至標準歴として實行したるものを、後の或る時代に至りて溯りて立春標準といふ理論を附加したものではないかと疑ふべき理由は充分にあるといはなければならぬ。

(c) 顓頊歴葭首合朔の時刻が、一行によれば晨初(ヌ、ル)又は寅初(ヲ)となつて居るが、其引

用せる劉向洪範傳では朔日となつて居る。蔡邕(子)劉洪(リ)は朔旦といふて居るが、同時に般歴の場合の朔夜半(子)に當るものをも朔旦(リ)といふて居るので、これは參考にならず、淮南子では全く時刻を記して居らぬ。この事は必ずしも偶然ではないものと見て注意すべきことであらうと思はれる。所謂顓頊歴の特徴であり、其理論的存在の唯一理由となるものは、寅の歲、寅の月、寅の日、寅の刻に合朔と立春とが一致した時を曆元として居るといふことであるが、其中、寅の歲といふのはさう名づけて其年から數へ始めたのであるから問題外であり、寅の月(正月)、寅の日(甲寅)が立春に當ることには就ては前兩項(a)(b)に述べた如くであるので、今最後に残れる問題として、果して曆元の日、寅の刻、辰初に合朔に當つたといふ曆法が、戰國時代からか、或は少くとも漢初の時代に、實行されて居つたか否か。この事は極めて慎重に考究しなければならぬ。漢初の曆日記録に就て其適不適を吟味して見なければならぬ。

なほ凡て寅に揃つたものを曆元としたといふ所謂顓頊歴が行はれて居つたといふ時代には、日の區切も亦無論寅(辰初)を以てして居つたに相違ないと思はるゝのであるが、斯く葦首合朔の基準も日の區切も共に辰初であるとした場合には、連大の配

置法は、双方とも夜半(子)とした場合と全く同様である。其上に曆日の適不適を驗すべき史料が、日蝕記事の如くに晝間に關するもののみならば、兩者を區別することは全く不可能である。

姚文田は漢初には所謂陽歴なるものを用ひ、葦首の月を小の月より始めずして大の月より始めたるものなるべしとして漢初長歴を編成して居るが、これは頗る無理なること、思はれる。陰歴陽歴といふのは漢書律歴志に

於是皆觀新星度日月行。更以算推。如閏平法。法一月之日。二十九日八十一分日之四十三。先籍半日。名曰陽歴。不籍。名曰陰歴。所謂陽歴者。先朔月生。陰歴者。朔而後月適生。平曰。陽歴朔皆先旦月生。以朝諸侯王羣臣便。

とあり、太初改曆の際に鄧平が新たに案出したものであることは疑もない。蓋し太初歴では太初元年前十一月甲子夜半子刻(一〇)を以て合朔として居るので、十一月を以て小の月としなければならぬのであるが、此日は般歴では酉刻(一七五)が合朔に當ることになつて居り、其當時行つて居つた曆では恐らく戌刻(一八七)を以て合朔と見て居り、従つて既に十一月を大の月として數へ來つたので、夏五月に至りて太初歴

制定の議が成り立つた時には、最早曆元の十一月を小の月に改むることもし難く、止むを得ず鄧平の案出せる妥協案により、所謂陽歷を用ふるといふ理由の下に、十一月大を是認することゝしたものに外ならぬ。従つて太初以前の漢初歴が所謂陽歷を用ひて居つたであらうといふ姚文田の説は到底承認することが出来ない。漢初に於ける日蝕が多く晦にあるのは、當時の曆が制定後可なり古くなつたといふことのために生じたもので、決してこれを以て當時陽歷を用ひて居つた證據とすることは出来ない。

般歴の連大配置法を所謂顛項歴のそれと比較せんがために、後者の歴元即ち前三六六年正月合朔の時刻を般歴にて推算すれば、甲寅の日の辰刻(五・三二)となり、顛項歴(寅刻合朔、寅刻日の始めとせるもの)とは〇・三二日の差であり、従つて連大配置の位置は平均約十ヶ月早いといふことになり、若し所謂陽歷流の顛項歴に比すれば平均約六ヶ月後れて居るといふことになつて居る。

(2) 閏月挿入法

秦を承けたる漢初の曆が十月を以て歳首とし、凡ての閏月を歳終に置きて後九月

と稱して居つたものであることは疑もない様である。これは畢竟戦亂の後を承けたる一時の便法であつたことゝ思はるゝが、これがために閏月挿入法によりて當時所依の曆法の如何なるものであつたかを論ずるのは甚だ困難で、適切ではない。漢初より太初に至る間の後九月の位置は、曆日記事によりて察すれば、次表の如くであつたものと思はれる。

漢初以來後九月の位置

199	180	—	—	—
—	—	—	—	—
197	178	159	140	121
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
194	175	156	137	118
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
191	172	153	134	115
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
189	170	151	132	113
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
205	186	167	148	129
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
202	183	164	145	126
—	—	—	—	—
—	—	162	143	124
—	—	—	—	105

右の表中、前一九九(高帝八年)及び前一八〇(高后八年)の後九月だけが段を異にして居るのが目立って居るが、前者に就ては史記高祖功臣侯年表第六に高祖八年後九月己未の記事あり、後者に就ては、史記呂后本紀及び前漢書孝文帝紀に後九月己酉晦の記事があるので、共に疑はない。文帝後二年(前一六二)の後九月に就ては、姚文田はこれを翌年後三年に置いて居るが、後三年四月丁巳(漢書功臣表第四)の記事に調和せしむるためには後二年にあつたと見る方が正しいと思はれる。

(3) 漢初の朔晦記事

漢初に於ける連大挿入法が如何なるものであつたかを講究するために、朔晦を明記せるもの、及び朔晦に近い日取と思はる暦日に關する記事を、史記及び漢書より摘記すれば次の如くである。

- (1) 高帝三年(前二〇四)。 冬十月甲戌(1)晦。 蝕。 帝紀、五行志
- (2) 十一月癸卯(40)晦。 蝕。 帝紀、五行志
- (3) 高帝六年(前二〇二)。 正月丙戌(23)。(月初)。 史表、恩澤侯表
- (4) 高帝七年(前二〇〇)。 正月己酉(46)。(月末)。 功臣侯表

- (5) 高帝九年(前一九八)。 夏六月乙未(32)晦。 蝕。 帝紀、五行志
- (6) 高帝十一年(前一九六)。 十二月丙辰(53)。(月末)。 功臣侯表
- (7) 正月丙戌(23)。(晦)。 功臣侯表
- (8) 二月丁亥(24)。(朔)。 功臣侯表
- (9) 春正月辛丑(38)。(朔)。 蝕。 帝紀、五行志
- (10) 惠帝七年(前一八八)。 夏五月丁卯(4)。(先晦一日)。 蝕。 五行志
- (11) 高后二年(前一八六)。 夏六月丙戌(23)。(晦)。 蝕。 帝紀、五行志
- (12) 高后七年(前一八一)。 正月己丑(26)。(晦)。 蝕。 史記、帝紀、五行志
- (13) 高后八年(前一八〇)。 秋七月辛巳(18)。(月末)。 帝紀
- (14) 閏月己酉(46)。(晦)。 史記、帝紀
- (15) 文帝二年(前一七八)。 十一月癸卯(40)。(晦)。 蝕。 帝紀、五行志
- (16) 文帝三年(前一七七)。 冬十月丁酉(34)。(晦)。 蝕。 史記、帝紀、五行志
- (17) 十一月丁卯(4)。(晦)。 蝕。 帝紀、五行志
- (18) 文帝後四年(前一六〇)。 夏四月丙辰(53)。(晦)。 蝕。 五行志

- (19) 文帝後六年(前一五八)。四月乙巳(42)。(月初)。天文志
- (20) 文帝後七年(前一五七)。正月辛未(8)。朔。蝕。五行志
- (21) 夏六月己亥(36)。(月初)。史記帝紀
- (22) 景帝三年(前一五四)。正月壬子(49)。(月末)。百官公卿表
- (23) 二月壬午(19)。晦。蝕。五行志
- (24) 景帝四年(前一五三)。十月戊戌(35)。晦。蝕。帝紀
- (25) 景帝七年(前一五〇)。冬十一月庚寅(27)。晦。蝕。帝紀、五行志
- (26) 景帝中元年(前一四九)。十二月甲寅(51)。晦。蝕。五行志
- (27) 景帝中二年(前一四八)。九月甲戌(11)。晦。蝕。史記、帝紀、五行志
- (28) 景帝中三年(前一四七)。秋九月戊戌(35)。晦。蝕。史記、帝紀、五行志
- (29) 景帝中四年(前一四六)。十月戊午(55)。蝕。帝紀
- (30) 此は五行志、史記本紀になし。漢書帝紀の誤記
四月丙申(33)。(月初)。天文志

- (31) 景帝中六年(前一四四)。秋七月辛亥(48)。晦。蝕。史記、帝紀、五行志
- (32) 景帝後元年(前一四三)。秋七月乙巳(42)。先晦一日。蝕。五行志
- 史記本紀及び漢書帝紀には七月乙巳晦とあるが、漢書百官公卿表に七月丙午(43)とあるによりて見れば、乙巳は先晦一日なること明かである。
- (33) 武帝建元二年(前一三九)。春二月丙戌(23)。朔。蝕。帝紀、五行志
- (34) 武帝建元三年(前一三八)。九月丙子(13)。晦。蝕。帝紀、五行志
- (35) 武帝建元五年(前一三六)。正月己巳(6)。朔。蝕。天文志
- (36) 武帝元光元年(前一三四)。二月丙辰(53)。晦。蝕。五行志
- (37) 秋七月癸未(20)。先晦一日。蝕。五行志
- (38) 武帝元朔二年(前一二七)。二月乙巳(42)。晦。蝕。五行志
- (39) 三月乙亥(12)。晦。蝕。帝紀
- (40) 五月乙巳(42)。(朔)。王子侯表
- (41) 五月甲戌(11)。(晦)。王子侯表
- (42) 武帝元朔三年(前一二六)。十月癸酉(10)。月初。王子侯表

- (43) 武帝元朔四年(前一二五)。三月乙丑(2)。(月初)。王子侯表
- (44) 武帝元朔五年(前一二四)。四月甲午(31)。(月初)。王子侯表
- (45) 武帝元朔六年(前一二三)。十一月辛酉(58)。(月初)。王子侯表
- (46) 武帝元狩元年(前一二二)。十一月癸丑(50)。晦。五行志
- (47) 武帝元狩元年(前一二二)。五月乙巳(42)。晦。帝紀、五行志
- (48) 武帝元狩六年(前一一七)。三月戊申(45)。朔。帝紀、五行志
- (49) 武帝元鼎五年(前一一二)。四月戊寅(15)。朔。帝紀、五行志
- (50) 武帝元鼎五年(前一一二)。十一月辛巳(18)。朔旦冬至。
- (51) 武帝元鼎六年(前一一二)。夏四月丁丑(14)。晦。帝紀、五行志
- (52) 武帝元封元年(前一一〇)。五月壬申(9)。(月初)。功臣侯表
- (53) 武帝元封元年(前一一〇)。四月丁酉(34)。(月初)。功臣侯表
- (54) 武帝元封四年(前一一〇七)。六月己酉(46)。朔。五行志
- (55) 武帝元封七年(前一一〇四)。十一月甲子(1)。朔旦冬至。史記、律曆志
- (56) 十二月甲子(31)。朔。史記本紀、封禪書

朔晦に關する記事が漢初百年間に五十餘件もあるのは、我々の問題のためには甚だ好都合なことである。朔晦干支の配置を充分によく研究すれば、連大配置法の如何なるものであつたかは相應によく決定することが出来るであらうと思はれる。特に日蝕の記録が偶然にも甚だ多いことは注意すべきことである。其中に所謂比月食が(1)(2)(16)(17)(28)(29)及び(38)(39)の四對もあるのは、畢竟餘りに頻繁なる日蝕に脅かされ、偶々異常なる密雲又は沙塵に掩はれたる空を日蝕と誤認したものが混入したのであらうと思はれる。四對共に始めの方は蝕に當り、後のものは蝕に當つて居らぬ。

- 日食記事三十二件の中、事實日蝕に非ざるもの(2)(17)(24)(29)(39)の五つを除き、二十七の日蝕記事を検すれば、
- 朔に當るもの 五
- 晦に當るもの 十九
- 先晦一日に當るもの 三
- となつて居るので、

$$\frac{0 \times 5 - 1 \times 19 - 2 \times 3}{5 + 19 + 3} = -0.926$$

なる計算により、二十七日蝕の平均は朔以前〇・九二六日に當つて居る。今若し、これは三一〇年に付一日の差を生ずる四分曆を用ひて居つたがために生じた差違であり、四分曆制定の始めには合朔が常に朔日に當つて居る様に定めたものであると見れば、其制定の時期は、

$$\frac{204 + 107}{2} + 0.926 \times 310 = 443$$

なる計算により、大凡西紀前四四三年前後でなければならぬといふことになる。

朔晦に關する記事五十六件の中、

(24) 景帝四年十月戊戌(35)晦蝕

(29) 景帝中四年十月戊午(55)蝕

の二つは、共に其日取が朔晦を去ること頗る遠く、明かに誤記であるのでこれを除き、其他の五十四件に就ては、例へば、

(1) 十月甲戌(1)晦は [十一月朔日干支は(12)]

(3) 正月丙戌(23)月初は [正月朔日干支は(23)又は(23)より小]

(4) 正月己酉(46)月末は [二月朔日干支は(47)又は(47)より大]といふ様に、凡て朔日の干支番號を示すものに改めて整理し、別表の如き漢初朔日表を作製する。

漢初朔日干支表

(11)	(10)	(9)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
前一八六	前一八八	前一八八	前一九六	前一九八	前二〇〇	前二〇一	前二〇四	前二〇四	前二〇四
七月朔	六月朔	正月朔	二月朔	正月朔	七月朔	正月朔	十二月朔	十一月朔	十一月朔
24	6	38	24	54 又は 54 より大	33	23 又は 23 より小	41	12	12

(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(28)	(27)
			前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前
			一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
			二	三	三	三	三	四	四	四	四	四	四
			七	四	六	七	九	三	四	六	六	八	八
													後
六月朔	五月朔	四月朔	三月朔	八月朔	三月朔	正月朔	十月朔	二月朔	八月朔	八月朔	四月朔	十月朔	九月朔
12	42	13	43	22	54	6	14	23	44	49	33	36	12
											又は33より小		

戦國秦漢の曆法

(26)	(25)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)
前	前		前	前	前	前	前		前	前	前	前	前
一	一		一	一	一	一	一		一	一	一	一	一
四	五		五	五	五	五	六		七	七	七	八	八
九	〇		四	七	八	〇	〇		七	八	九	〇	一
	十								十	十	十	八	二
正月朔	二月朔	三月朔	二月朔	六月朔	正月朔	四月朔	五月朔	十二月朔	十一月朔	十二月朔	十月朔	八月朔	二月朔
52	28	20	50	36	8	42	54	5	35	41	47	19	27
			又は50より大	又は36より小		又は42より小						又は19より大	

東洋天文学史研究

(55)	(54)	(53)	(52)	(51)	(50)	(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)
前 一〇四	前 一〇七	前 一一〇	前 一一一	前 一一二	前 一一二	前 一一七	前 一二二	前 一二三	前 一二四	前 一二五	前 一二六	前 一二六	前 一二六
十一月朔	六月朔	四月朔	五月朔	五月朔	十一月朔	三月朔	六月朔	十二月朔	十一月朔	四月朔	三月朔	十月朔	十月朔
1	46	34	9	15	18	45	34	51	58	31	2	10	10
		又は34より小	又は9より小						又は58より小	又は31より小	又は2より小	又は10より小	又は10より小

(4) 連大配置法

(56) 十二月朔 31

漢初に於ける連大配置法は、二三百年も續いて施行し來れる四分曆によつたものに相違ないと思はれるので、今試に所謂顛項歴、殷歴及び是等を少しく變じたるもの等による數種の連大挿入法を假定し、それ等によりて推定せる朔日干支を前項の漢初朔日表と對照して其合不合を檢することとする。

(A) 所謂顛項歴 晨初を日の始めとし、歴元の日の晨初が合朔であつたものとする。従つて歴元の前三六六、又は葦首の前二一四、前一三八等の前十一月、十二月を連大の月とし、正月を小とし、それより17 17 15、17 15 17 15、……の intervals にて連大を置くこととするもの。唐書歴志にいへる顛項歴はこれで、通鑑目錄採録劉義叟の長曆及び姚文田の顛項曆術はこれを敷衍したものである。

(B) 顛項歴變式 葦首の合朔を日中(午刻)とし、日の始を晨初とせるもの。(劉向洪範傳に朔日とあるのは、或はかゝる曆術を指せるものには非るかど疑ふて居る人

がある。

(C) 前三六六年正月合朔を五一三三としたるものに相當する。
 顛項曆の陽曆 鄧平の所謂陽曆を(A)に加へたるもので、郗首にて前十二月及び正月を連大の月(前三六六年正月大甲子朔)とせるもの。姚文田は其漢初長曆を製作するに當つて此變式を用ひて居る(但し邃雅堂學古錄に載せたる實際の推算は、錯誤頻出頗る混亂を極めて居る)。

(D) 前三六六年正月合朔を五一四七と見たるものと同じ連大配置法。
 般曆 郗首の前一九九前一二三年等にて、前十一月の前の兩月を連大とし、十一月朔旦冬至の月を小より始めたるもの。劉義叟長曆には(A)の顛項曆と併せてこの般曆を以て漢初の長曆を試みて居る。

(E) 前三六六年正月の合朔は五一三二に當る。

(F) 般曆の連大月配置を凡て六ヶ月早めたるもの。

年	月	朔日	A B D H E C F G					年	月	朔日	A B D H E C F G									
			51.00	.32	.45	.51	.57				51.00	.32	.45	.51	.57					
1	204	XI	12	x	31	144	VII	49	x
2		XII	41	32	143	VIII	44	x
3	201	I	<23	33	139	II	23
4	200	II	>47	34	137	III	14	x
5	198	VII	33	35	136	I	6
6	196	I	>54	36	134	III	54
7,8		II	24	x	37		VIII	22	x
9	188	I	38	x	38	127	II	43
10		VI	6	x	x	39		IV	13	x
11	186	VII	24	x	40		V	42
12	181	II	27	41		VI	12	x
13	180	VIII	>19	x	x	42	126	X	<10
14	179	X	47	43	125	II	<2
15	178	XII	41	x	44		IV	<31
16	177	XI	35	45	124	V	<58
17		XII	5	x	x	46	123	XI	51	x
18	160	V	54	x	47	122	VI	43	x
19	158	IV	<42	48	117	III	45	x	x
20	157	I	8	49		IV	15	x
21		VI	<36	50	112	XI	18	x
22	154	II	>50	51		V	15
23		III	20	x	52	111	V	<9
25	150	XII	28	x	53	110	IV	<34
26	149	I	52	x	54	107	VI	46	x
27	148	XI	12	x	55	104	XI	1
28	146	X	36	x	56		XII	31	x
30	146	IV	<33

x は 不 合